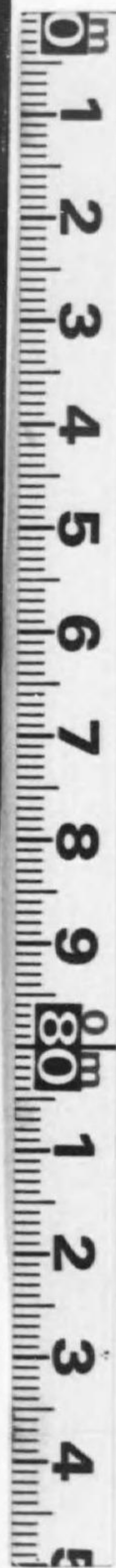


910.8-Ko45ウ



1200500754814

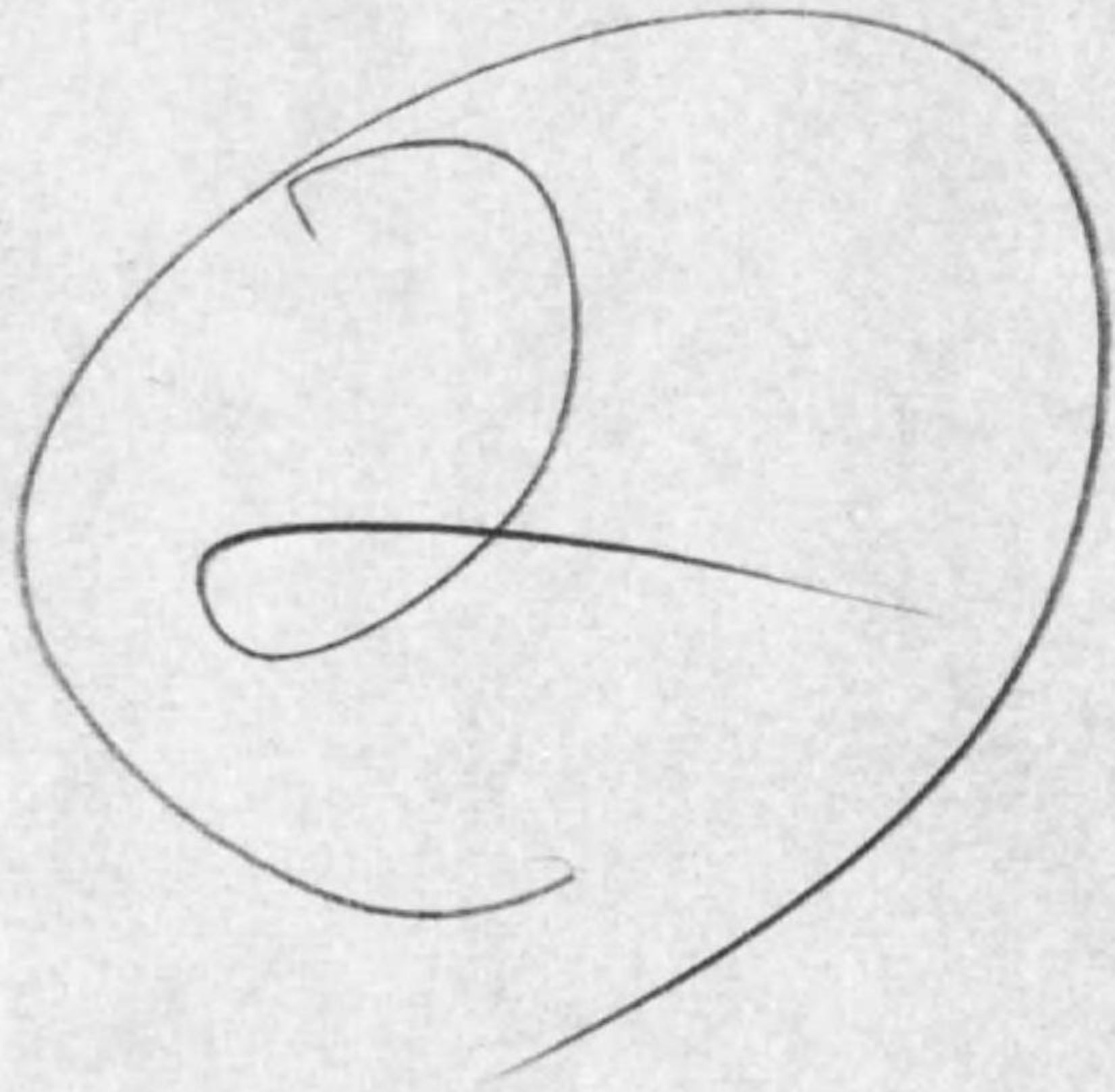
910.8  
Ko45



始







31. 3. 27



910.8  
K045



京大教授  
文學博士

吉澤義則著

國語學史

(併概說)

日本文學社





國語學史

目次

第一章 序 説……………一

第二章 假名遣……………八

第三章 音韻……………五七

第四章 文字……………一〇〇

    一、神代文字……………一〇〇

    二、平假名附いろは歌……………一一一

    三、片假名附五十音圖……………一三五

第五章 テニヲハ……………一五〇

    文章の部……………一七四

第六章 活用……………一九六



## 國語學史概論

第一章 契沖以前……………	一
第二章 契沖より宣長まで……………	二二
第三章 宣長以後守部まで……………	八七
第四章 守部以後明治初年まで……………	一五一

## 國語學史

### 第一章 序 說

國語學史とは國語學の歴史の謂である。過去の國語學は如何なる道程を経て進歩發達して來たかといふ事を考察するもの、それが國語學史である。換言すれば、國語學史は我が國語に關する研究の發達史即ち國語研究史である。

然らば國語學とは如何なる學問であるか、その内容を今少し精しく説明して置く必要があるであらう。國語學は、簡單に言へば、國語即ち日本語を學術的に研究する學問である。その研究對象とする所は國語に關する現象のすべてである。先づ取扱はれるべき國語は、時代的に方處的に、有らゆる場合のものを網羅してゐる。言語は時が經ち處が變ると同様ではあり得ない。故にある一時代の言語、ある一地方の言語のみを研究したのでは、日本語その者の本質を明らかにする事は難しいのである。現在日本人の口にせられてゐる言葉は勿論の事、過去の日本人の口にせられた言葉もすべての時代を通じて考察すべきである。今日の我々が日常用ひてゐる言葉は、實際に生々活躍してゐるものである。過去の文書の上に傳へられてゐる言葉は、文字によつてその形骸を残してゐるに過ぎないのである。我々の口にする生きた言葉によらねば、國語の生きた姿は捕へられない。然し又古來の文献の上に移り行つた跡を留めてゐ



る言葉を通じて、今日の國語現象の由來する所を明らかにしなければ、その真相を理解する事は出来ない。又、單に都に行はれてゐる言語のみならず、各地に用ひられてゐる言語のすべてが、研究資料として見逃せないのである。都に於ては既に早くその姿を没した古語が、地方に於てなほ生命を續けてゐる事は珍しくない。

國語學は、我が日本人によつて話され又話された事のある國語のすべてを取り、それら國語の一切の現象を對象として研究するのである。國語に關する一切の現象を取扱ふのであるから、その研究問題は多岐に分れてゐる。

先づ、國語の組織に關して、語の内容たる意義、形式たる音聲は如何に、語詞の形態構成法は如何に、文法組織は如何に等といふ事から、一々の語彙を説明する所の辭書の問題等がある。次に、國語の變化發達といふ事が重要な研究問題となる事は言ふ迄もない。即ち音聲變化が如何なる法則の下に行はれてゐるか。意義・文法等は時と共に如何なる變化をなしてゐるかといふ歴史的觀察と並んで、地方的に如何なる相違があるかといふ事即ち方言の分布狀態等に就いての觀察を必要とする。國語が時代的に又方處的に變化するのに關聯して、國語の規範問題、例へば標準語の問題等が起きて來る。又溯つては語源に就いての研究があり、或は國語中に混入してゐる外來語に就いての研究等がある。國語の本質を明確にするためには、獨り我が國語の範圍でのみ研究してゐたのでは不十分である。日本語の世界言語に於ける位置を明らかにしなければならぬ。是に於て、日本語は系統上何れの語族に屬するものであるかを定め、又他の諸國語との關係は如何であるかを明瞭にする事が問題となつて來る。更に文字に就いては、古來國語を寫す文字として使用し來つた漢字や假名等に關する研究、又言語と文字との關係上必然に起る假名遣の問題等がある。

漢字と國語現象との關係も日本語を研究する上には決して看過してならぬ重要な問題である。

國語學に於て研究すべき問題はこの外にも擧げ得られるであらうが、前述した所によつてその大要は盡してゐると思ふ。次にかゝる問題を研究するに際して探るべき態度方法に就いて述べて置かう。國語學者が國語を研究するに當つては、たゞ國語のあるが儘の姿を見究める事を念としなければならぬ。國文學者が文學的作品を鑑賞する態度とは自らその選を異にしてゐる。その目的は言語事實を知るといふに在る。如何なる時代の言語も如何なる地方の言語も、これを言語事實として觀るならば、かくあるべくしてかくあるのであつて、その間價値の上下は附せられない。隨つて偉大な文學的作品の中に用ひられてゐる美辭麗句も、邊鄙な片田舎に行はれてゐる訛言俗語も、國語研究の資料としては同等に取扱はれるべきものである。

個々の現象を捕へて研究するにも、廣い範圍に亘つて豊富な材料を蒐集し、これを分解し總合して、歸納的にある法則を見出すやうにすべきである。偏見や獨斷を避け、飽迄も客觀的事實に忠實である事を忘れてはならない。具體的に言へば、歴史的的研究と比較的研究との二方法は必要缺くべからざるものである。ある國語の研究がこの二つの方法を具備してゐるか否かといふ事は、その研究の科學的價値を定める重要な條件となる。すべての言語現象は突如として生れ出で、周圍と何等の交渉なしに存在し得るものではない。故にある言語現象の本體を究めるには、その縱横の關係を明らかにしなければならぬのである。國語が縦に相連つてゐる關係即ち國語が時代的に如何に變化してゐるかを明らかにするのが歴史的的研究であり、又他の諸國語と比較對照して如何なる異同を持つてゐるか等といふ點を



明らかにするのが比較的研究である。例へば一つの文法形式・一語の意義を研究するに當つても、溯りては、各時代の文献に廣くその用例を徴し、降りては、方言の中に傳へられてゐる古語の面影を探つて、時と共に變化した相を如實に眺め、或は各地の方言に觀て地方的差異を知り、更に同じ系統に屬する他國語と比較して、自國語の歴史的研究のみで達し得る程度以上に進みて、原形原義を推定し、又全く系統的關係の認められない諸國語とも對照して、彼と通ずる點や彼と異なる所を見出し、以てその言語現象の特質を確める迄に至らねば、研究としての完全は期せられな

5。

國語學の内容は大體以上述べたやうなものである。然しこゝに述べた所の多くは國語學の理想であつて、今日の國語學もこの理想の域に達してゐるとは勿論言へない。況や過去の國語學に於てをやである。單にこの理想から遠く隔つてゐたのみではない、この理想に反するものも決して尠くなかつた。而も千年以上の古から、幾多の先人が國語研究の爲に盡し來つた努力は非常なものであつた。その努力の結晶が即ち今日の國語學である。意識的であれ、無意識であれ、國語學の完成へと精進を續けて來た先人に對しては絶大の尊敬を拂はなければならない。たゞその研究には幾多の缺陷もあつて、研究方法を誤り、材料の蒐集に偏した所があつたりして、折角の努力が徒勞に終つたものもあれば、更に國語學の正しい進路を歪めたものもある。これ亦已むを得ない事であらう。それにしても、今日の國語學を贏ち得るためには、餘りにも多くの犠牲が拂はれてゐる。その傷ましい惡戰苦闘の跡を尋ねて、今日の國語學はどこまでその理想に近づいてゐるかを示すのが我が國語學史の任務である。

かくて國語學史の目的は、國語の研究が、過去に於て、如何なる範圍まで解決せられてゐるか、如何なる程度まで達成せられてゐるかを明瞭にするに在る。そこで、國語學史は次の如く研究の歩を續けて行かねばならない。先づ、如何なる學者が有つて、如何なる研究をなしたかを知る必要がある。その第一資料は、言ふ迄もなく、古來の國語學關係の書物であるが、それと共に見逃してならないのは、學者の傳記である。學者の境遇はその學問の上に多大の影響を及ぼすものであるから、その傳記を知る事は甚だ必要である。今その一二の例を擧げて言へば、契沖は水戸義公に萬葉集注釋の事を托せられ、その庇護の下に「萬葉代匠記」の大き著を成し、その餘材として幾多價値ある國語學上の業績を残したのであつた。又、醫術を修めようとして京都に上つた本居宣長は、その初め醫術に必要な儒學を學んでゐたのであるが、偶々契沖の「百人一首改觀抄」を読み大いに感奮し、こゝに國語研究の志を起し、歸郷後に眞淵の「冠辭考」を得て愈々その志を定めたが如きは、その境遇によりてその學を大成するの道を開いた適例である。先輩後輩の關係殊にその師弟關係、又同輩との交渉等を明らかにする事も、その學説の由來を示し、その價値を定める上には必要である。單に師説を墨守して其處から一步も出でざる者もあり、師説を祖述しつゝその足らざるを補ひ誤れるを正す者もあり、更に又師説から全く離れて新旗幟を立てる者もある。同時代に生存する學者の相影響する所も決して尠くない。例へば、宣長の「詞の玉の緒」と富士谷成章の「脚結抄」「挿頭抄」との間には何等の關係もないものであるか。殊にこの兩學者の五十音圖平於所屬の改定意見(オは阿行に「ヲ」は和行に屬すべし)の一致等に就いては必ず考へて見なければならぬ。我が國語學史の發展と學統とは密接な關係がある。本居學派の非常な勢力は、



本居春庭の「詞の八衢」の研究家を續出せしめ、八衢家の名稱が用ひられるに至つた。然るに、學統のさして後に纏かなかつたが爲に、成章の精緻な研究の結果に成つた「脚結抄」「挿頭抄」も多くは顧みられなかつた。又、鈴木朗の「雅語音聲考」は言語起源に關する不朽の名著であるが、一人としてその繼承者を得なかつた。わが國語學史は中古以來、殆ど傳統の世界の中に成長して來たものである。學統の研究を疎にせられない所以はこゝに在る。

時代は直接間接にその人を支配するものである。時勢はその時代の學説を特色づけるものである。學説を正しく理解し正しく批判するためには、その背景をなす時代を看過してはならない。明治維新の前後、一新の機運漲れる時國語國字の改善改新の運動が起つたのも、亦時勢を離れては考へられない事である。

かゝる用意の下に、古來殘された國語學上の業績を紹介批判しつゝ、國語研究の推移した跡を辿つて史的考察を試みる時、こゝに一編の國語學史が成立つのである。而して國語學史を組立てる法式は一定してゐない。大きく分れば、學説の流を追うて説明するものと、時代の順序に學者を本位として説明するものとなるであらう。こゝには、特に兩者を折衷したやうな形式を探る事にした。即ち國語學發展の主流を述べると共に、各時代に於ける主なる學者を擧げて、その傳記を示し、その著書の解説を加へるやうにする。

過去に於ける國語研究は、時の移り行きに伴なひ少なからず變遷し、又時により隆替盛衰の跡著しい。是に於て時と共に推移した國語研究史をいくつかの時期に分けて觀る事が出来る。他の學史の時代区分と同じく、必ずしも政治史の区分とは一致しない。その發達變遷が自ら特殊の徑路を取るからである。國語學史を始めて大學に於て講ぜら

れた上田萬年博士は五期に分たれたのである。保科孝一氏の「國語學小史」及び「國語學史」これに従ひ、その後の國語學史も多くはこの説を襲用してゐる。五期とは次の如き區分法によるものである。

第一期 契沖以前

第二期 契沖より宣長没年まで

第三期 宣長没後より守部没年まで

第四期 守部没後より明治十九年まで

第五期 明治十九年以後

以上五期を通覽するに、第五期とそれ以前との間には、甚しく相違した特色が見られる。即ち明治十九年、東京帝國大學に博言學科(後に言語學科と改稱せらる)が新設せられ、言語學が講義せられるに至つて、國語の研究にも、泰西に發達した言語の科學的研究法が取り入れられ始めた。かくて、確實なる方法により、公平なる態度を持って、廣い範圍に亘つて研究の歩が進められ、我が國語學は一大躍進をなすに至つたのである。本講に於ては、こゝに至る迄の從來の國語研究の歴史を主として講述するつもりである。而して、明治以前の國語學史は、又契沖の出た元祿頃を堺として、前後著しい相違がある。故に過去の國語學史は、大きく分てば、三期となる。徳川時代の初め迄が第一期、それ以後明治の半ばに至る迄が第二期、その後が第三期である。更に各期を小區分する事も出来るのであるが、それは後章に譲り、こゝには、たゞ三期に大別し得る事だけ述べておく。



假名遣といふのは言語の表記法に關する問題で、それは發音通りに假名をかき、その假名通りに讀まれる時代には、當然存在せぬ問題である。發音と假名とが一致しないやうになつてはじめて、假名遣が問題になるのであるが、では何故にその不一致は起るかといふに、言語の發音は頗る非固定的なもので、時と處とによつてどんどん變つて行くが、文字はそれに比して固定的で、發音と共に變化するといふ譯でないからである。例へば「を」か「岡」「をぎ」「荻」「ひなな」「田舎」「ゑがは」「笑顏」等の「を」「ひ」「ゑ」は、元來「お」「い」「え」とは夫々發音に差異があつたのであるが、今ではそれが認め難いやうになつてゐる。又、「かは」「川」「たひ」「鯛」「まへ」「前」「しほ」「潮」等は、もとはその假名の通り發音せられた言葉であらうが、今では、「かわ」「たい」「まえ」「しお」の如く發音せられてゐる。さてかうなると、假名が紛れあつて混雜を來すので、如何なる場合に如何なる假名を用ふべきかを、法則として人爲的に定める必要が起る、即ち假名遣の問題が起るのである。

言葉のさきはふ我國に於ては、國語を表記すべき固有の文字がなかつた。大陸との交通で漢字を知るに及んで、はじめて文字の便を知り、次第に使用になれて、遂に漢字を假名として用ふることを發達せしめた。古事記傳一に、  
假字とは加理那なり、其字の義をばとらずて、たゞ音のみを假て、櫻を佐久羅、雪を由伎と書たぐひなり、那は字といふことなり、字を古へ名といへり。

とあるやうに、假名とは假字の意で、漢字の意味には全く關係なく、その音又は訓の發音だけをかきて、國語の發音を表記したもので、最初は人名地名等の固有名詞の表記に用ひたのであつたが、遂には國語をすべて假名で記すまで

になつた。そしてそれは萬葉集に最も多く用ひられ、最も發達した用法を示してゐるので、萬葉假名といはれる。

記・紀・萬葉の時代の假名用法は頗る嚴格で正しい、といふのは後世からいふことであつて、當時は假名遣といふ人爲的法則があつた譯ではなく、唯發音通りに記したまでの事なのである。

山代の筒城の宮にも麻袁須吾が兄の君は涙ぐましも (古事記)

天とぶや鳥にもがもや都まで送り摩遠志豆飛びかへるもの (萬葉五)

堀江より水脈びきしつゝ御舟さす賤男の徒は河の瀬麻字勢 (萬葉十八)

すみの江のあが日神に幣まつりいのり麻字之豆難波津に舟をうけす…… (萬葉二十)

このやうに、「申す」といふ言葉が「まをす」「まうす」と兩様に書かれてゐる。これは何れも「も」す」と發音せられたのでなくて、夫々その假名通りに發音せられたものである。

平安朝に入つて、發音の變化はいよ／＼甚しくなつた。ア行の「エ」「衣」「これに當る」と、ヤ行の「エ」「江」「これに當る」との混同がまづ起り、「イ」「キ」「エ」「オ」「ヲ」等を區別してゐる源順も、ア行の「エ」とヤ行の「エ」との區別には氣がつかなかつたことは、その撰にかかる和名抄(正しくは倭名類聚抄といふ。朱雀天皇承平の末年に成つたものであらうといはれる)に於て知られる。その頃から實際の發音では、ア行とヤ行と或音に就ては混同せられることがはじまつたのではあるまいかと、推測せられるのであるが、以後年を経るにつれてこれらの混同は烈しくなり、假名を書き分けることが困難になつた。尙この他にも、下にある場合のハ行の假名が「わ」「い」「う」「え」「お」の如く發音されるやうになつたり何かして、假名の紛れ易い場合がいろいろ生じた。



さてこれで愈々假名遣の問題となるのであるが、まづ藤原基俊の著といはれる悦目抄に、

一、物をかなにかくべきやう、いろはにいは

いろはにほへとちりぬるをわかよたれそつねならむうのおくやまけふこえてあさきゆめみしゑひもせす

上に書い 下に書ひ 口合に書ひ

上に書わ 下に書ハ 上に書た

下に書残 上に書う 下に書ふ

上に書江 下に書へ 口合に書ゑ

これらはのがしやうによらばいづこにもあれくるしからず。

とある。これは假名遣についての説のやうであるが、現存の悦目抄は基俊の著ではなくて後世（鎌倉時代の末葉と推定されてゐる）の偽作であることが明な今日、假名遣のことを説いた最初のものとすることは出来ない。

の假名遣は通常藤原定家にはじまるといはれる。そしてその書には、「假名文字遣」又は「行阿假名遣」と呼ばれるものがあげられる。これはまづ定家がその歌集の拾遺愚草の清書を源親行にたのむ、親行が假名遣の統一方針を定めてくれといふ、定家がではその案を作れといふ、そこで親行は案を立て、定家に示した、それを定家が承認した、それに行阿が増補を加へた。かうして成立したものだといふことがその序文によつて知られる。今その序の全文を次にしらすならば、

京極中納言（定家）家集拾遺愚草の清書を祖父河内前司（于時大炊助）親行に誂申されける時、親行申て云、をた・えゑ

へ・いゐひ等の文字の聲通ひたる誤あるによりて、其字の見わきがたき事在之、然間、此次をもて、後學のため定をかるべき由（黄門）に申處に、われもしか日來より思よりし事也、さらば主（主）が所存の分書出して進すべき由、仰られる間、大概如（此）注進之處に、申所悉其理相叶へりとて、則合點せられ畢。然者文字遣を定事、親行が抄出是濫觴也。加之、行阿思案するに、權者の製作として、眞名の極草の字を伊呂波に縮なして文字の數のすくなきに、いゐひ・をた・江ゑへ同讀のあるにて、しりぬ、各別の要用につかふべき謂を。

然而先達の猶書漏されたる事共ある間、是非の迷をひらかんがために、追て勸るのみにもあらず、更に又、ほわはむうふの字等を、あたらしくしるしそへ畢。其故は、ほはをによまれ、わははにかよふ。むはうにまぎる。ふは又うにおなじきによりて、是等を書分て段々とす。殘所の詞等ありといへども、是にて准據すべき歟。仍子孫等、此勸勒之趣を守て可神秘々々。

註。黄門は中納言の唐名、定家をさす。

主は主儀は大炊の唐名、親行をさす。

さてこの「假名文字遣」は何時出来たものであらうか。定家の拾遺愚草は、建保四年（順徳天皇。皇紀一八七六）に成つたものだといふから、その謄書が親行が頼まれたのもその頃であらう。親行は父を河内守源光行といひ、それは定家の父俊成の門に學んだ人、定家と親行との關係は分らないが、親同志のさういふ關係から見、拾遺愚草の清書を頼むといふこともあり得ること考へられる。

次に行阿であるが、序文によれば「祖父河内前司親行」とあるので、親行の孫だと考へられるが、赤堀又次郎氏は之



に疑をはさまれ、行阿の著といはれる「原中最秘抄」の中に、「亡父光行」とあるのをもととして、行阿は光行の子の誰かの法名であるとし、それは恐らく親行の法名であつて、あの序文の親行の孫の誰かの筆になるもので、親行のことを官の唐名で主體ともいひ、又法名で行阿とも書いたのではあるまいかと言つてをられる。(語學叢書、假名文字遣の解題)けれどもあの序文で見ても、

然者文字遣を定事、親行が抄出是濫觴也。加之、行阿思案するに……

といふ續き具合は、どうも親行と行阿とは別人に考へたいやうである。なほ「原中最秘抄」(群書類従卷三二六)は、源氏物語の故事や何かの解釋をしたもので、桐壺巻については、

一、太掖芙蓉事

一、高麗人來朝並鴻臚館事

一、大藏卿藏人勅理髮事

の三ヶ條があるが、「亡父光行」の文字はその「太掖芙蓉事」の條に、

私云亡父光行むかし五條三品にこの物語の不審をたづね申はべりし中に、當卷に「多にかけるやうきひかたちはいみじき繪師といへども、筆かぎりあればにほひすくなし、太掖のふよう未央柳」とかきて、びやうの柳といふ一句をみせげちにせり。是によりて親行をつかひにして、「楊貴妃をば芙蓉と柳とにたとへ、更衣をば女郎花と撫子とにたとふ、みな二句づつにてよくきこえはべるを、御本(俊成卿本)未央の柳をけたれたるはいかなる子細のはべるやらん」と申たりしかば……

とあり、親行は五條の三位即ち藤原俊成の許へ、光行の使で質問に行つたが、徹底して尋ねて來なかつたので叱られたことが書いてある。所でこゝに注意すべきは亡父光行の上に「私云」とあることである。同書の他の場合を見るに、夕顔の巻で「しらひだつ物かごとばかりひきかけて」といふ所に、

私云女房装束のうへに着之……

行阿云堀河相國定實公説云しらしこしだつ物也……

又、若菜の巻で、「おほいまうち君にせんせられてねたく覺侍」といふ所に、

私云おほいまうち君とは太政大臣也……

行阿云おほいまうち君は大政大臣也……

このやうに、私云と行阿云とならべてあげてあるのを見ると、これを同じとは見難く、従つて、

原中最秘抄者光源氏物語先覺行阿法師所撰述也

と書いた明魏法師の奥書を信じて、本書を行阿の著と見るとも、「私云亡父光行……」とある亡父を、行阿の亡父と見ることが出来ない。かくて行阿が親行の孫でないことを断定しうる材料はないのであるから、暫くこれに従ふより仕方がないが、「假名文字遣」が何時頃出来たかといふことは、明かにはわからない。

次に「假名文字遣」の内容であるが、「を・お・は・え・へ・ひ・い・わ・は・む・う・ふ」の十四に分けて、夫々の項下にその假名を用ふべき言葉を集めたもので、今「を」の一部分を例にするなら、次のやうな體裁である。

をのく 各々々

をのこ(おのこ)男



- しづのを(賜男・婢男)
- ますらを(益雄・健男)
- をうと(おとこの時はお也)夫
- をひ(甥、姪男)
- をば(伯母、内戚)
- をとめ(乙女、童女)
- をもと人(侍従)
- をし(瘡、癩)
- 伊勢をのあま(伊勢男御那大夫)
- しづのをだまき(古今真名序在之)
- をぢ(伯父)(内戚、阿伯)
- をとと(おさよひの時はお也)弟
- をんな(女)
- たをやめ(手弱女人、萬、婦)
- いさをし人(勳功人モノノフ也)
- をの己

ほんの一部分、僅か十八語の例であるが、現在の歴史的假名遣から見ると、合はない所があることは、容易に見られるであらう。更に人の目を引くのは、

- をとと(おとよひの時はお也)弟
- をそれ(おそのの)恐怖・畏
- きをひうま(きおふの)競馬
- をやこ(おやの時)親子
- およばぬ(はを也)不及
- をむき(おもむく)趣
- をもし(おもみの時はお也)重
- こをけ(只おけの時はお也)小桶

の如く、「をとと」「おとと」と同一の言葉である筈なのに假名遣がちがふことである。かゝる例は

など、いくらでもあげられる。かう定めた標準は一體どこにあるのであらう。「假名文字遣」にはそれについて何とも言つてゐないから分らないが、四聲論にでもよらなければ説明は出来ないであらう。村田春海もその著「假字大意抄」の中に、

今行阿がしるしおける大よその意を考へ侍るに、漢字に四聲輕重などいふことのあるになすらへて、さだめたるものと見えて、桶はたゞ桶といふ時は於の假字、小桶といふ時は乎の假字、重をおもしといふ時は乎の假字、おもみといふ時は於の假字などと唱へによりて分たんとおもへるなり。

と説いてゐる。行阿もその例で見ると、恐らくはそんな事を考へてゐたらしく、かう考へてくると前の序文の、行阿思案するに、權者の製作として、真名の極章の字を伊呂波に縮ちぢなして、文字の數のすくなきに、いゝひ・を

とある、「各別の要用につかふべき」といふ言葉の意味が、非常にはつきりして来る。然しまた前の例にさかのぼつて見るに、

- をのこ(おのこ)男
  - といふのが目につく。この類のも
  - をに(おに)鬼
  - みさをつくりて(みさほ)操作
  - あおし(おをし)青碧・滄
  - すまひ(すまふ共)相撲
- など澤山にある。これらは四聲といふよりは、むしろ、



をなじ(じ)項

をよそ(おほよ)凡

ろを(い)魚

さえのかみ(さい)の神共(道祖神)

そくいひ(そくひ)續飯

などの例に於て、項・凡・魚・道祖神・續飯などの訓み方が二様あることをいつてゐるやうに、たゞ假名遣が二様あることを示したまでの場合と考へられる。即ちこれらは、又かうも用ひられてゐるが、それでも差支ないといふ態度で、四聲以外に慣例を肯定したものゝやうである。つまり、行阿の假名遣の標準は四聲と慣例との二つにあるらしい。勿論その慣例は彼に近い時代のものである。

さてこの四聲によつて假名が異るといふことは、誰が考へついたことか分らないが、この事が明言されてゐるのは、「仙源抄」の跋文が最初のやうである。「仙源抄」は源氏物語の中に要語をいろは順に集めて解釋した。源氏辭書ともいふべきものであつて、群書類従卷第三百十八に收められてゐる。それには、

此抄者長慶院法皇聖製也源氏物語五十四帖中秘訣只此一册中究而盡矣(下略)

といふ明魏法師の奥書があるので、長慶天皇が御著者でいらせられることは明かである。で、その跋文は天皇の御筆である。次にその四聲に關する所を引用する。

抑々文字づかひの事、此物語を沙汰せんにつきては心うべきことなれば、ついでに申侍べし。中頃定家卿さだめたるとかいひて、彼家説をうくるともがらしたがひ用るやうあり。おほよそ漢字には四聲をわかつて、同文字も音にしたがひて心もかはれば子細によばず。和字は文字一に心なし。文字あつまりて心をあらはすものなり。

さればふるくより聲のさたなし。或は別の聲を同音に用たるあり。(をは遠、上聲又は去聲なり。或は訓を音にたとへたるあり(はは江也、又は丹也)この類是にかぎらず。萬葉を見てひろく心得べし。まづいろは四十七字の内、同音有はい・る・を・花・え・ゑ也。此外に、「はひふへは」を「わわうえを」とよむは、詞の字の訓に付てつかふ文字也。しばらくいろはを常によむやうにて聲をさぐらば、おもひは去聲なるべし。定家がおもじつかふべき事をかくに、山のおくとかけり。誠に去聲とおぼゆるを、おく山とうち返していへば、去聲にはよまれず上聲に轉する也。又おしむ・おもひ・おほかた・おぎのは・おどろくなどかけり。これはみな去聲にあらず。此内おしむは、おしからめといふ折は去聲になる。思もおもひくと云おりは、初のおもひは去聲、後のは去聲によまれぬ也。又え文字も去聲なるべきに、ふえ・たえ・えだなどかけり。すべていろはの文字にも平上去の三聲はよまるべき也。たとへば、かもしとみもじとをあはせよむに、かみ(神)かみ(上)かみ(紙)又一字にては、は(木)也(樂破)しかのみならず、同心にて同字をよむに上下にひかれて聲かはる事あり。天然(悉曇)の法に連聲といふことあり、又内典の經など讀にも、聲明の音便によりて聲をよみかふることのあるも、皆此類成べし。かみがみ神々といふに、はじめのしもは去聲によまる。又一字にとりても、序破急といふおりは、はの字平聲によまれ、破をひく、はをふくなどいふおりは、去聲になるたぐひのごとし。これにてしりぬ、和字にもじづかひのかねてさだめをきがたき事を。定家かきたる物にも、緒の音を、尾の音お、などさだめたれば、音につきてさたすべきかと聞えたり。しかれどもその定たる所四聲にかなはず、又、一字に義なければそのもに其訓にかなふべしといひがたし。音にもあらず義にもあらず、いづれの篇に付てさだめたるにかおぼつかなし。然れ共にはかに此つ



かへをあらたむべきにあらず。又ひとへに是を信ぜば音義に叶べからざるによりて、此一帖（筆者云、仙源抄をさす）には文字づかひをさたせず。かつは先達の所爲をさみするに似たりといへども、音に通ぜむものは、をのづからこの心をわきまへしれとなり。

引用が大へん長くなつたが、行阿が假名遣をさだめた一標準だと思はれる四聲の説についての批評は、これで盡きてゐるといふべきであらう。結局天皇は、四聲によつて假名がちがふといふ説には御反對で、漢字では一々の文字に意味があり、四聲によつてその意味が變るのであるが、假名には一々の字に意味はない。従つて四聲によつて假名がかはるといふことは考へられないといふやうに、お考になつてをられるのであるが、これで當時は既に四聲の説があつたといふことが考へられる。

さて再び前にもどつて、行阿の年代が不明なので困るが、これを親行の孫として考へると、行阿は長慶天皇と餘りは距らぬ時代にゐたやうにも考へられ、當時あらはれた四聲説によつて、定家の假名遣を増補したのであらうかとも思はれる。「假名文字遣」の序によれば、「ほ・わ・は・む・う・ふ」の六項は行阿の増補であるが、その前の、「を・お・は・ゑ・へ・ひ・い・ゐ」にも行阿の書加へのあることが察せられる。

然而先達の猶書漏されたる事共ある間、是非の迷をひらかんがために、追て勘るのみにあらず、……

といふ言葉があるからである。そしてそれは語彙の増加もあらうが、四聲の説によつたと見える断定もそれであらう。世には定家假名遣を、「假名文字遣」すなはち「行阿假名遣」の一名のやうに考へてゐる者もあるが、それは誤であるといはなければならぬ。定家假名遣もその標準を四聲説によつてゐるならば、行阿の「假名文字遣」は定家假名遣の

一異本で、増補定家假名遣といつてよいわけであり、假名文字遣の序文だけで見ると、又さう言ひたいのであるが、よく調べて見ると、この二つを同種として扱ふことは出来なくなる。

定家假名遣は次のやうな名で傳はつてゐる。

- 1、三藐院關白臨定家卿書……近衛關白信伊公が臨書せられたものを、寛政年中に版行したもの。臨定家卿書の名は、その原本が定家自筆本だといふことで名づけたのである。
- 2、下官集……赤堀又次郎氏編の語學叢書に收めてある。その解題に、「下官集といふ書名は、本文の中に、「下官付此説」下官用之」などあるによりて、傳寫せし人の命じたるもの、原の書名今知るべからざるなり。」とある。弘安七年の識語のあるのと、文永三年及び元徳元年の識語のあるのと、二種ある。弘安七年のは、靈山法師御房（誰やら分らない）といふ人の筆のを寫したのであるが、異同のある本があるといふので、それをも寫し添へた。それが文永及び元徳の識語のあるものである。前者は後者より増補したと思はれる箇所が多い。後者は三藐院本と殆ど一致してゐる。

3、豫樂院筆文字仕……今川了俊の奥書のある正徹自筆本によつて、近衛家源が贍寫したものである。了俊の撰なる歌學の書「言塵集」(卷七)に「和字文字仕事」といふ一項があつて假名遣のことを述べてゐるが、内容は豫樂院本同じである。但し言塵に集は誰の説とも斷つてない。

4、人丸秘抄……文明十年の識語のある行阿の「假名文字遣」の附録にある。内容は殆ど前と同じである。

5、定家卿假名遣少々……これも前の「假名文字遣」に附録されてゐる。「假名文字遣」の目録には、



一、を(残を遣) 二、た(お於尾)

.....(中略).....

十三、う(宇卯傳) 十四、ふ(多布ぬ婦)

一、端ほ 中を 奥お

一、端い 中の 奥ひ

一、端へ 中え 奥え

一、定家卿口傳 二人丸秘抄

とある。これで見ると、「端ほ、中を、奥お」等は、「假名文字遣」の目録のやうであるが、實際を見ると定家卿口傳(中ではこれが、「定家卿假名遣少々」といふ題になつてゐる。)の方の目録である。(但し順序がこの目録の順と異つてゐるので、國語學書目解題では、これは目録とは別で、單に假名の名前を示したものだといつてゐる。例へば「ほ・を・お」は同様な發音をされるので、いろは歌に出てくる順序によつて、「端のほ・中のを・奥のお」と名づけて區別したのである。)さて今日普通に行はれてゐる板本には、目録だけはこの通りあつて、中には、定家卿口傳と二人丸秘抄とは收めてない。で、目録の記事を「定家卿の口傳なる二人丸秘抄」と解して、二人丸秘抄を「假名文字遣」の一名と考へた。時代もあつた親行の案に定家が合點したのでさういふのだと解釋したのである。従つて、寛政三年刊行の「假名文字遣」には、「一定家卿口傳」の一の字が省かれてゐる。話が横へそれたが、この定家卿假名遣少々は、前掲四書に比して異同が多く、項目の命名や排列の順序も相違してゐる。赤堀氏の語學叢

書に收めた「假名文字遣」は、文明の寫本をもつて校訂したので、右二書の本文が收められてゐる。

右の(1)(2)は假名遣だけの書ではない。假名本書寫の上に必要な用意を

書始草子事

嫌文字事

假名字かきつゞくる事

書調事

草子付色々符事

等に分けて説明したもので、その「嫌文字事」の項下に假名遣の用例があげてあるのである。(3)も同様で、(1)(2)と異なる所は、「嫌文字事」の外に別に「文字仕事」の一項があつて、そこで假名遣の用例を示してゐることである。(4)(5)は假名遣だけのことである。今下官集の假名遣の所を抜きがきするなら、

緒之音を(ちりぬるを書之)

をみなへし

玉のを

尾の音彩(うゐのおくやま)

おく山

おしむ

をとほ山

をたえのはし

をく露

おほかた

おとろく

(以下略)

をくら山

おもよ

おきのは (以下略)



え 枝(むめかえ) 松(がえ) 江(まつえ)  
 たちえ かつえ ふるえ  
 笛ふえ 断たえ 越こえ (以下略)  
 へ  
 うへのきぬ 不堪(た) ぶろたへ  
 草木をうへをく裁也 まへ (以下略)  
 ゑ (語例略、以下同)  
 ひ  
 ゐ  
 い

といふ風である。下官集の弘安本の方には、この次に「ほ」「ふ」の二つが增補してある。これが増補だといふのは、前に引いた假名文字遣の序の記事からも考へられるし、又、「い」の語例の次に

右事非ニ師説ニ、只發レ自ニ愚意ニ、見ニ舊草子ニ可レ思レ之

といふ言葉があつて、文永本ではこれで結んでゐるのに、弘安本の「ほ」「ふ」は、この次に記してあるといふ點からも考へられる。定家卿假名遣少々を除く他の三書も同様な體裁である。假名文字遣の序によれば、行阿はこれに、「ほ・わ・は・む・う・ふ」の六項を増補して、十四項としたので、前八項の順序も、今のと全く同じではないが、「は・

ゑ・へ」「ひ・い・む」と、いろは歌に出て来る順でない所は今と同様であるから、定家假名遣の原形さといふものを、これから大體推量してゆくことが出来るであらう。さて、假名文字遣の序の記事、即ち、親行の案を定家が承認したといふことを、全く信用してかゝれば、前にひいた下官集の、「右事非師説、只發自愚意。」の愚意は、親行が自ら稱してゐる言葉と解せられるであらう。但し序を疑ふなら、何とも断定は出来ない。

さてこゝに注意すべきは、定家假名遣の方には、行阿の假名に遣あつたやうな、「をそれ(おそのの)時はお也(おそのの)といふ如き」、四聲によつて假名がかはるといふ見地に立つてゐると思はれる例のないことである。尤も「定家假名遣少々」の中には、

山おろし 山下風(深山をろし)  
 の時はを也

といふ例が一つあるが、前にも述べた通り、この書は他の四書とは體裁が違つてゐて、四書の方は前に示したやうに、「を」、「お」にだけ「緒の音」(いろは歌のいとぐちにある音の意)「尾の音」(同じく終の方にある音の意)と名がついてゐるが、他には名もなく、順序もいろは歌に出てくる順ではないのに、この書に於ては、「端へ」「中のえ」「奥のゑ」と一々名をつけてあつて、項目が整つてゐるので、後人の手が多く加はつてゐるものと推量されるから、「深山をろし」の時はを也」とあつても、定家の承認したものと思ふことは出来ない。

然らば定家假名遣の標準は何であらうか。四聲説は考へられない。前にあげた少しの例でも知られる通り、今日の歴史的假名遣でもない。前に引いた仙源抄の跋文には、「緒の音を、尾の音お、などさだめたれば」とある言葉から、「定家かきたる物」とあるのは、行阿の假名文字遣でなく、定家假名遣の方であること明かであるが、それには、「音



にもあらず義にもあらず、いづれの篇に付てさだめたるにかおぼつかなし」とある。長慶天皇は、假名遣の標準として、四聲か字義かと、二つの他にはお考へなさらなかつたやうで、定家の假名づかひはその何れにもあてはまらないので、分明でないと仰せられたのである。けれどもそれは出鱈目である筈もない。下官集に笛の假名について、

近代人多ふえとかく、古人所詠歌あしまよふえを以て可爲證(三範院本「五」ニツ)

といつて、後撰集戀六に、笛をつかはすとて詠まれた、

濁行く水には影の見えばこそ昔まよふえを留めても見め

といふ歌を證としてゐる點や、前に引いた、「見舊草子可思之」の語などで察するに、その古人や舊草子はどの位の時代のものを指すか不明であるが、恐く時代についてさうはつきりした意識はなかつたものであらうが、とにかく古人の慣例によつたもので、甚だ不完全ながら一種の歴史的假名遣であつたものと思はれる。

かうして見るに、行阿の假名遣は、定家假名遣を増補したばかりでなく、四聲の説がその標準の一に加はつて、前とは大きな相違を來したものであるが、それは今から考へて大問題なのであつて、當時は恐らく行阿自身も、それに氣がつかなかつたであらうことは、その序の、

先達の猶書漏されたる事共ある間、是非の迷をひらかんがために、追て勘るのみにあらず云々

といふ書方でも推測せられる。そしてそれは定家假名遣として世に行はれ、何しろ

抑々於歌道（記者云、二人）定家を難ぜん輩は冥加もあるべからず詞を蒙るべきことなり （徹書記物語）

とまでいはれた定家の名のものであるから、後世に及ぼした影響も一通りではなかつた。

定家假名遣は勿論行阿の假名遣も、たゞ某の假名を用ふべき言葉を集録しただけのものであるが、牡丹花宵柏の「牡丹花假名遣歌」になると、例へば

顔竿と首をはねたる文字には、ほの字をかきてをとほむなり

といふやうに、やゝ法則立てようとして來た。宵柏は宗祇の門人、室町時代末葉の連歌作者である。

又、一語一語の假名遣が容易に檢索されるやうにといふ目的では、「類字假名遣（七）」といふ、いろは引の假名遣辭典ともいふべきものが編まれた。これは伊勢の神官荒木田盛徴の編で、その序に

それ二人丸秘抄の河内前司親行朝臣述作有しに、同甥の定家卿御合躰のものとぞ。仍（おと）かく號するならし。（中略）

抑々かのふみ（記者云、二人）丸秘抄をさすをひきみるたび毎に、文字のありかを尋まどふにより、見わきやすからむかとて、かしら字尙又其次の文字をも以呂波にわけよせて書侍り。

とあるので、編纂の目的及び體裁が知られよう。林鷲峰の跋文に、「庚子仲秋」とある。庚子は萬治三年（皇紀二三二〇）である。刊行はそれより後で、寛文六年（二三二六）、編者盛徴はその三年前（二三二三）六十八歳で歿してゐる。因にいふ、この序の二人丸秘抄とは、前にも述べた如く行阿の假名文字遣をさしていつてゐるのであるが、定家を親行の甥としてゐるのは面白い誤解である。假名文字遣の序に「祖父河内前司親行」とある「祖父」を、「伯父」と傳へたものもあるらしく、帝國圖書館にある「假名遣諸抄」といふ寫本にうつされてゐる假名文字遣の序文には、「伯父」となつてゐる。或は「祖父」を定家の祖父と誤解して、理に合はぬといふので改めたものであらうか。又、元祿四年（二三五一）に刊行された「初心かなづかひ」といふものがある。撰者は分らないが、三段式正誤假名



遣といふやうな體裁で、言葉は天地門・時節門・家屋門等三十二門に分けて配列してある。其の最初のところを**示せば**、

天地門(傍ニ丸ヲ付ルハ誤ノ字也)

くもい。

くもゐ

雲井

めうぜう

みやうじやう

明星

いぬかいぼし

いぬかひぼし

牽牛

といふ風で、序に

上に書處は自地共に日比誤（誤）來れる書さまなり、其中に記（し）は其正儀也、其下に記は其正字をあらはす也。と説明してゐる。そのより所は、同じ序に

引用ゆる所二人丸秘抄の假名遣、于レ世定家假名遣といふあり、これを初めとして、先達の古書によりてまじへ集めて記す者なり。

といつてゐる。附録の中に、行阿假名遣にあらはれた假名兩用の言葉、唱によつて假名のかはる言葉等を一括して示し、なほ行阿假名遣にも誤があるといつて、「一步」によつて訂正し、

先人の作書に號（ヌル）假名遣一步抄（抄）者あり、是益ある書也。

と紹介してゐる。一步抄は一步と同じで、上中下三卷、撰者不明、延寶四年（二三三六）正月刊行、上卷中巻とは「手爾葉遣」といふ題でテニヲハについて、下巻は「假名遣」といふ題で假名遣について、説いてゐる。それも假名

遣の凡例に

とまりあまたにかよふ詞は五音の内又連聲の内に通ふかんなを書也。今是に記すは通ひの假名み也。但かよはぬ假名をも少々書加ふるものなり、かよひがなにあらざるは、かなちがひ侍るとても、其假名一字のあやまりにてあまたにわたらず、かよひがなのちがひは一字ありても、其ごとく通ふ詞はそれになぞらへてかんなを書ゆへ、あやまりおほくなるものなり。さるによりて其品をあらまし書付侍。

とあるので知られる通り、大體「とまり」即ち語尾の變化によつて類推しうる假名の、誤り易いものを集めたものである。

世間流布の假名遣のえの假名の所に

したがえて 隨

是あやまりなり、端のへの假名也。したがひ・したがふ・したがへとかよふ故也。

中には又、

くれふ、くれひで、つながふ、つながひでなど、ひふ（フ）にかよふ類皆奥のひの假名也。（記者云、呉れう、呉れい

で、繋がう、繋がいでとあるべき所）

のやうな誤もあるが、とにかく一家の見を立てて行阿假名遣を訂してゐる所もある。定家假名遣として全然信仰的に之を受入れることをしないで、それにも誤があるといひ出したのは流石に江戸時代で、撰者が堂上の人ではないだらうといふことを思はせる。一步といふ名は、その序によれば、「手爾葉遣」と「假名遣」と兩方を含めた名をつけるに因



つてゐる時、自分の若い頃連歌が習ひたいと思つてゐたのに、博奕を好む人に誘惑されて、むだな月日を過した事を思出し、何事にも最初の一步が大事だといふのでつけたといふ。誹諧の爲の著のやうである。

右は契沖の「和字正濫鈔」以前の假名遣論の大略である。何れもその骨子は行阿假名遣であるが、契沖に至つて、從來とは全く異つて、基礎を奈良朝及び平安朝初期の古文献に求めた。歴史的假名遣がたてられるに至つた。

契沖は寛永十七年(二三〇〇)に生れ、元禄十四年(二三六二)に六十二歳で歿した。「萬葉集代匠記」をはじめとして、その著書はすべて集めて、契沖全集として最近朝日新聞から出版せられた。その中に文學士久松潜一氏の筆にかゝる契沖傳があつて、その生涯、その學問について、最も詳細に研究せられてゐる。

今契沖の假名遣論を紹介するに當つて、その先驅をなした者のあることを注意せねばならぬ。それは遠く吉野朝時代の人で、權少僧都成俊といふ者である。この人が文和二年(北朝後光嚴院の年號、二〇一三)八月二十五日に萬葉集の跋を書いて、その中に、行阿假名遣では萬葉集の義理に違ふ所があるから、萬葉の假名遣によつて今は訓をつけたといふことをいつてゐる。

そも／＼和字の音義に於いては、京極黃門より以降、八雲の跡を尋ぬる輩、高卑その趣を伺ふものか。仍つて天下大底かの式を守りて、これを異とする族一人としてこれ無し。これに依りて、人々萬葉古今等の字義に背くに似たるものなり。僕またかの式を専として用ゐ來ること年久し。今時又亦これに背かず、將來又以て然るべきものなり。たゞ特地トコ萬葉集に於いて、和字を漢字の右に書き加ふるに至つて、いささか愚性の僻案を引發し、偏に當集の音義に任せて、これを點ぜしむる所なり。これ且は自由にあらず、且は所詮無きにあらず。その故は、當

世の音義に依つてその和字を書き用ゐるときは、すなはち萬葉集の義理に違ふことこれあり。いはゆる當集は、遠近の遠字の假名は、登保とこれを書き、草木枝條の撓をば、登乎とこれを書く、當世遠近の遠字の和音は、登乎とこれを書く、然ればこの和音を用ゐ書かば、集の字語相違せしむべきなり。又字惠と書くは殖なり。字邊と書くは上なり。この外この類これありといへども、繁を恐れて別紙に註し、これを略するのみ。(原漢文。今岩波文庫新訓萬葉集による。)

註 京極黃門……藤原定家のこと。

八雲の跡……和歌の道といふ。

成俊とはどんな人か、又その別紙に註したものはどんなものか、今何れも不明である。村田春海はその「假字大意抄」の中で

この人(記者云、成俊を指す)いかなりし人にか有けん、くはしきことは知られ侍らず、其別紙に注すといへるものは、かならず古の假字を集めかけるものに侍るべし。そのはじめをなすはいとかたき業なるを、其名のかくれて人の知り侍らぬこそをしけれ。

と嘆じてゐる。

さて契沖の歴史的假名遣論は、この成俊の説にヒントを得、その萬葉研究の結果大成したものであらう。その意見はまづ萬葉集代匠記の總釋に見えてゐる。代匠記は徳川光圀の命によつて書いたもので、貞享の末か元禄の初年頃に脱稿したのが所謂初稿本、再び稿を起して元禄三年に脱稿したのが所謂精撰本である。假名遣のことは兩方に論じて



あるが、精撰本に於ては「集中假名の事」こいふ一項を設けて、一層詳細である。けれども専ら假名遣を論じたものは、その後に出た「和字正濫鈔」「和字正濫通妨抄」及び「和字正濫要略」であつて、この三書は契沖全集第七卷に收められてゐる。

和字正濫鈔は元祿六年の脱稿で五卷ある。卷一は論總で、その大略をいへば、まづ行阿の假名遣について、これには誤があるからといつて、「今撰ぶ所は、日本紀より三代實錄に至るまでの國史、萬事紀、古事記、萬葉集、新撰萬葉集、古語拾遺、延喜式、和名集のたぐひ、古今集等、及び諸家集までに、假名に證とすべ事あれば、見及ぶに隨ひて、引て是を證す。」とその基礎を明にし、次に、「假名の様を知らむと思はゞ、先聲の出る初の様を知べし」こいつて、音聲の發生について述べ、「次に文字の様を知べし」といつて、悉曇のことから、五十音圖、平假名片假名の字源につらつてのべ、最後にいろは歌の略注をしてゐる。卷二以下は、

う、中下のう、ゐ、中下のゐ、……

うとむとかよふ類、 うとぬとかよふ類……

等の見出しで、その假名のあたる言葉を、例へば「う」の場合には頭は、皆「う」であるから第二音を、「中下のう」の場合には語の頭を、夫々いろは順に次第して集めてある。そして全部とまでは行かないけれども、出来るだけその言葉の出典を示し、時には考説を附し語源をも説いてゐるので、從來の語勢的假名遣に比して、その基礎の鞏固なことは雲泥の差で、從來の假名遣はこれによつて學問的には根本から覆へされたのである。

和字正濫鈔は、元祿八年九月、京都の中河喜兵衛と江戸の中河五郎兵衛とによつて、はじめて刊行せられた。所が

その翌年八月に、倭字古今通例全書といふ假名遣の書が江戸に於て刊行せられた。著者は橋成員といふ人で、元祿八年七月の自序及び元祿九年三月の薄保春(成員の弟)の序、それに伴益敏といふ人の跋がついてゐる。これは延寶六年に刊行した同人著の「假名字例」(四卷)を増補したもので八卷あり、語彙はまづ語の頭をいろは分けにし、「い」「ろ」等の各項の内は、乾坤氣形生植服器雜事の部類によつて次第したものである。總論における假名遣論のおもな所を引用するなら、

行阿の假名字遣と云書ありて、其序に云「(序今略ス)」此序によるに、行阿は親行の抄を見られたりと見ゆ、其抄世に聞えず、但行阿の抄の中に皆のせて有べし。其故親行の抄は世にあらはれざるか、親行も世俗のかなにかかせられけるか、行阿もいまだ不熟事歟、混亂糺纏すくならず、畢竟かなづかひの法往昔いまだ不定、日本紀より三代實錄までの國史、萬葉集、新撰萬葉、古語拾遺、萬事記、古事記、延喜式、和名抄、古今和歌集、其外家々の集のかな、よみ・こゑとりまじへ、又はを・お・え・え等亂てあり。今かやうの書を假名の證據とさだめ難し、しかれども其中に用不用あり、さるべきものを取り取がたきものはとらざる也。右の書を證據とする時は、假名遣の法はなき也。いかやうにかいてもくるしからぬになるべし。假名の法は平上去入の四聲にしたがひてさだまりぬ。中國にては經傳皆韻にして、沉約、神珙、唐元和の陽甯公、南陽釋處忠等、四聲字法を專とす。經傳の叶韻といへども、今の法則としがたきものあり。なんぞ舊記になづさんや、只理の正道にしたがひて可也。

近年かな遣の書あまた出たり。或難滞し或は古書を證據にたて、愚昧のたしかにおもふやうにせり。徴とするに



たれりと思ふらめ、一向かなを不知ゆへなり。假名のゆへんをつまびらかにせば、古今の是非得失たごころを見るが如くならん。

假名遣は四聲できまるといふ考で、古文獻の間の假名遣を忠實に調べることせず、自分の信ずる假名遣が古文獻のそれに合はなければ、畢竟假名遣の法佳背いまだ定まらずと、頭から否定してしまふのは、いふまでもなく獨斷であつて、學問的態度ではない。成員の議論は契沖とは根本的に相容れぬものである。所で成員のこの議論は誰を相手になされたものであるか、そこには明に契沖に對する反駁だとは斷つてはないが、古文獻を基礎にした假名遣をたてた者は、當時契沖以外にはないのであるし、又こゝに引用した文の初の方は、和字正濫抄に、

世に行阿といふ人の假名文字遣といふ物ありて、其序に云、「(序今略ス)此序によるに、行阿は親行の抄を披見せられたりと見えたり。其後失たる歟。世に聞えず、行阿の抄の中に定て皆載らるべし。然るに混亂猶おほきは、親行も世俗流布の假名にまかせられける歟、又行阿の添られたる中にあやまり出来たる歟。又行阿の勸そへられたる「ほ・わ」等にも混亂あり、無用の事もなきにあらず。是によりて、今撰ぶ所は、日本紀より三代實錄に至るまでの國史、萬事紀、古事記、萬葉集、新撰萬葉集、古語拾遺、延喜式、和名集のたぐひ、古今集等、及び諸家集までに、假名に證とすべき事あれば、見及ぶに隨ひて、引て是を證す。

といつてゐる契沖の文を直して使つてゐることは明であるから、「古書を證據にたて、愚昧のたしかにおもふやうにせり」といふ成員の言葉を、契沖が自分のこゝを言つたのだと解釋したのは、色眼鏡であると誰がいふことが出来ようか。契沖はこの通例全書を見て非常に激した。そこで奮然筆を執つて成員の説を駁したのが、和字正濫通抄抄(五)

であつて、通例全書の序文からはじめて、逐一その誤を指摘し、多くの例證をあげて自説の根據あることを證した。その如何に激したかは、成員を背而先生と名づけ、通例全書を貳過集、假名字例を千歳笑と名づけたり、所々に狂歌を書つけたり、反駁の文に皮肉な言葉を用ひたりして、擲論してゐるので察しられる。貳過集とは、君子は過を知つては必ず改めるといふのに、これは知りつゝ過を重ねてゐるといふ意味で名づけ、背而先生とは、通例全書に

うなち 頂(額中也又額トモ)  
訓(訓をなちトモ)

とある所から名づけたのである。序の中にこれをあげて、

これ真假名遣合せて二十字に足らぬ中に、既にあまたの誤あり。二つのともに假名じをちにたがへたと、項を頂に作れると、頸後とわらはべも知れるうなじを額中といへると、又額ともいへると、五つはあらはなり。今ひとつは、額といひてまた頂額とすれば、所さだまらぬをそへたり。餘は准らへて知るべし。目すでに項の下にあらば、先生が見る所、古今の人にかはりたるもことわりにこそと、さて呼ぶ名なり。

と説明してゐる。

うしろ指させど知らぬはえり高み項の下の目やおほらむ

腹黒に學問青き白人は假名をたがへて赤はちをか

その狂歌はかういふ調子である。

さて四聲論に對しては、

一種の音便に隨て轉ず、轉するに隨て假名をも轉ぜば、四十七字に各平上去を分て、百四十一文字あるべし。た



とひまぎるゝ音なき字をばおくと、いひえをにおに三聲をわかつたば、十八字あるべし。たとひ文字をかへずとも、をおのみならず、いひをもええをも軽重に随ひて書かふべき理なるを、只をおにのみいへるは、あに偏曲にあらずや。

といひ、更に、

背面がいはく、假名の法は平上去入の四聲に随ひて定まりぬ。今云これ笑ふべき事なり。先和語は訓のみにして音なければ、只平上去の三聲はあれどもそれも、只音便にして字の三聲に預からず。況入聲は、下にふつくちきの字そひて、假名二三字あはせざればなき音なる故に、一字一音の和語にひとつもあることなし。(中略)もろこしの、字定まり音定まれるには更に同じからぬ物を、知らぬ事を知らばに事事しくいひなして、なんぞ初學をまどはすや。

といひ、又その弟保春の序中、「不敢泥古書之假名、第所可取者取之也」といふ言葉に對しては、

今云古書を悉用す、又行阿の假名遣も誤おほしとて悉は信せず、其他は見ずといふ。然れば一部八卷ことごとく證據なき愚案のみにあらずや。かくて荒涼の直言を吐もの、大慢の痴人なり。兄慢に弟また痴なり。さてある事はまことに幸といふ事は世にあることなりけり。

と攻撃してゐる。各語例についても

はふむし(或云萬葉集の歌にあきつはのくひはふむしとあり)今云萬葉第三に秋津羽の袖ふる妹、又第十に秋津葉ににほへる衣とよめる歌はあれど今引かれたる歌はなし。世間に流布せぬ異本の萬葉を見られけるにや。

をはたゝのみや 小瓊宮(攝州)今云小瓊田宮は大和高市郡、推古天皇の御世しろしめしける所也。又は小治田宮ともかけり。小瓊宮とかけの事淺まし、瓊は璽に改むべし。又攝州名所ミする事大きに誤れり。但先生は、うけうりといふ商人のたぐひなれば、このあやまちはおほせざるなり。  
にぎはし 駿(又富武トモ)土佐日記は假名なり。何ぞ富武の字あらん。但もろこしの土佐日記などを見られたる歟。

ほう 崩(諸王ハ薨)今云延喜式云、凡百官身亡者、親王及三位以上稱薨、五位以上及皇親稱卒、六位以下達(イタハテ)於庶人稱死。かゝれば諸王も四五位の間は卒といふべし。況薨御などいはむや。但當時は名目かはりてさいふにや。

とほるのおとと 融大臣(古書ニと)今云をる用べからず。古書とばかりいひては、千萬部ありても證とならず。このやうな例は隨所に見られる。どうもその攻撃ぶりが餘りに烈しい。思ふに契沖は、最初からこれを公にするつもりはなかつたのであらう。まもなく彼は通妨抄の攻勢を改めて、守勢をとつた和字正濫要略(卷)をものしたが、それには「和字正濫通妨抄補改」といふ言葉があるのに、門人今井似閑の跋文にも、通妨抄のことは言つてない。又通妨抄を傳寫した人もなかつたと見えて、現存する傳本は、契沖自筆の稿本が唯一つ、北野神社の文庫に傳はつて存してゐるのみで、今度契沖全集に收められて容易に見られるやうになつたのである。「我々はこの書によつて、人としての契沖の一面をうかがひ、又いかに契沖が自己の説に對して自信を有して居たかを知る事が出来ると共に、和字正濫鈔では説いて詳なるを得なかつた諸語の假名遣考定の根據と方法を明にし、音韻文字言語等に關する契沖の知識と



見解とを遺憾なく窺ふ事が出来るのであつて、その學問上の價值はまことに多大である」と、全集の凡例に批評してある。

通妨抄は元祿十年八月、和字正濫要畧は翌十一年五月に出来た。要略は通妨抄の補改ではあるが、必ずしも通例全書のみによらず、普通に假名の誤り易い言葉をあげて古書の實例を示し、從來の説の誤であることを詳細に説明したもので、その序にも

常に人のまがへぬをばおきて、あるひは昔よりあやまり、あるひは今のひとのまどひやすきをえりて、和字正濫要略となづく。

といつてゐる。で、言葉の配列は通妨抄とは異つて、和字正濫鈔と同様である。且つ通妨抄では、前に抄出した所でも知られるやうに、必ずしも假名遣の誤のみを指摘してゐるのでないが、これは概して假名遣ばかりを論じてゐる。さうして通例全書のこと、序に於ては、

又ちかごろの人、かなの事はつや／＼しらぬが、しひて眞名の四聲によるべしといふあり。これいはれなき事なり。

と暗示してゐるに過ぎず、本文に於ても、「俗書」といふ言葉で呼んでゐるだけである。なほ又本書のはじめに於て契沖は自著の和字正濫鈔の正誤をもしてゐる。

久松文學士の計算によれば、和字正濫要略にあげた語数は二百六十語で、その中に正濫鈔に載つてゐない新たに増補された語が三十語ある。そして他の二百三十語は、正濫鈔に於て文献の明記してない語に文献を挙げまた説明を加

へたものである。又和字正濫要略の二百六十語の中には、文献の明記してない語が三十語あるが、要略に於てはじめて見える語は四語である。かうして契沖の假名遣の基礎は愈々固くなつたのであるが、正濫鈔と要略と合せて見ると、總數千九百五十六語のうち、文献の明記されてゐないのが六百八十三語、即ち略々三分の一はまだ文献の明記がないのである。この點は、正濫鈔後七十年にして、楳取魚彦が「古言梯」を著はして大いに之を補ひ、契沖の假名遣を大成させた。

契沖の假名遣が出て、從來の假名遣は學問的には全く打破られたのであるが、それだからといつて忽ち皆それに従ふといふやうなことは、いつの代にも有りがたいことである。殊に久しい間行はれて來た勢力といふものは大きい。であるから、事實に於ては契沖の假名遣の勢力は微々たるものであつたのである。従つて、古言梯が出るまでは、なほ幾つもの、從來の假名遣によつた書がかかれ、又刊行せられた。今その刊行せられたものについて、主なものを選びば次の如くである。

倭字解……元祿十二年(二三五九)成る。元文二年(二三九七)刊。

假名遣拾芥抄……寶永五年(二三六八)成る。翌年刊。

假名遣問答抄……元文五年(二四〇〇)成る。翌寛保元年刊。

和字大觀抄……寶曆三年(二四一三)成る。翌年刊。

和歌童歌抄……寶曆四年(二四一四)刊。

古言梯……明和元年(二四二四)成る。翌年刊。



倭字解は貝原益軒の著で、その七十歳の時に書かれたものである。その序に、假名遣に關する先人の書は、論じて未だ精詳なるを得ない。また數百年の傳寫の間に誤もあると見えて、義理が不明である。天下の事は理の外には出ないのであるから、事を論ずるには理を以て斷じなければならぬ。といふ意味をのべて、

右和字解一卷、探舊説之可用者、且考於日本紀・萬葉集・倭名鈔・古今和歌集等之古書、訂之以和言五十字、  
一、間加臆説以斷其理。

といつてゐる。古書を否定しない所は、前の和字古今通例全書などと異つてゐるが、その理とする所を見ると契沖には一致しない。即ち彼は假名遣の三要として、

- 1、わいうゑお五字の同音の字を、和音五十字の相通によつて、各々よろしき所に用ひる。
- 2、五音のうち聲の輕重によつて用ひる所がかはる。
- 3、開合のかなを書分ける。

の三ヶ條をあげてゐる。

「以是を口の」といふ。「の」字は其音輕くして弱きに用ふ。よみのかしら、こゑの下、よみの中下にてきの字にかよふ字、凡いの字を用るに此三様あり。訓のかしらといふは、いゑ家は岩……音の下とは、ていわう帝玉け「こ稽古……」訓の中と下とにてきに通ふ字とは、ついで(序)ついで(朝日)ついで(築地)……  
この例で、三要のうち(1)と(2)とは推すことが出來よう。(3)の開合の假名については、音の開合と訓の開合とあると

「ついで、訓の方では、

開は 答(こたふ)	コトフは非也)	買(かひ)	コフはあしく)
堪(たふ)	とうはあしく)	匍匐(はひ)	ホフはあしく)
合は 問(とひ)	タフはあしく)	乞(こひ)	カフはあしく)
襲(おそひ)	ヲサウはあしく)	拾(ひろひ)	ヒラフはあしく)

といふやうに説明してゐる。つまりア列の音は開音、オ列の音は合音で、オー、コー等の發音に、ア列オ列何れの假名を用ふべきかを定めたのである。(こたふ)と並記した「こたへ」の方は、假名を見わける方法を示したものである。音の開合も同様で、かう、こう等のかき分けを説いたのである。

假名遣拾芥抄は佐々井祐清といふ人の撰、假名遣を歌につくつて示したものである。

わざわひのもとひならましたましひのいつのころほひかはるよそほひ  
といふやうな調子である。

假名遣問答抄は服部吟照といふ人の著である。和字古今通例全書を承けてゐるものであることは、雪中史登の序で知られる。その卷一は玄談である。天竺支那日本における文字の起り、古書は假名遣の法則の定まらぬ時代のものであるから、その假名には用不用がなければならぬこと、行阿假名遣にも誤があること等をのべて、端のい、中のあ、奥のひ以下、假名遣に取扱はれる假名の夫々について、彼の立てた七門の差別を示してゐる。七門の差別とは、五音差別輕次重差別、開中合差別、初中奥差別、強中弱差別、長中短差別、相對差別の七つで、初の六つは音についての



差別、初中奥といふのは、發音に際して口の端にふれるか喉の奥にふれるかといふ、音の出る場所についての差別である。最後の相對差別といふのは、例へば、き・くに通ふい(つまり今の形容詞についてのこと)にはいを用ひるといふやうなのである。

卷二は雜之部とあつて、三十項に亘つていろ／＼なことが説いてあり、卷五も亦「五音の事」以下二十項に亘つて音に關する説がある。韻鏡の説が大分入つてゐるのである。その遣假名の實際は卷三と四とに説かれてゐるが、この中に「或書に云々」と引用しては、それを否定してゐる所が諸處にある。その書について、著者は、

或書と指は今世に行へるかなづかひの諸抄の中に、をとれる書には目がけずして、その秀たる書を指。或書に曰とのみ有て其書の名をあらはさざる事は、難破の意旨人のためにして、全く愚が名聞のためにあらざれば也。

といつて、明言してはゐないが、察するところそれは益軒の倭字解を指すものやうである。今その例を三ツ四ツあげるならば、

或書に曰、いの字に其聲かろくしてよはきに用べしといふ。是大なる誤也。……

倭字解「いの字は其音軽くして弱きに用ふ。」

或書に曰、或説に勢の字にいきほひのかなを用たる事ひがごと也。勢の字は氣生の心なる故におのかなを用べし。(上巳)此事大なる誤なり。……

倭字解「或説に勢の字にいきほひと書といふはひがごとなり。氣生の意なる故おの字を書べし。」

或書に曰、通の字のかなを、とをると書人あれどもとほると書てよし。貫之の歌にありとほしをば思ふべしやは

とよめるを證とすべし。(上巳)とをると云時唇にふれず、故にとほるとかくは誤也貫之の歌にあればとて、よしとおもふはかなの本源をしらざる故なり。もし貫之の歌に此ことばなくば何とか書べき。たとひ赤人人丸の歌に有

とも、道理にそむくかなあらば遠慮なく捨給ふべし。

倭字解「通の字とをると書人あれどもとほると書也。貫之の歌にありとほしをば思ふべしやはと讀る歌を證とすべし。」

記者云、この歌は貫之集第九に、紀の國から都にかへり上る途中で、俄に馬が病んで死にさうになつたのを、道ゆく人々が、こゝには社も何もないが蟻通の神がいらつしやるので、馬の病氣はその神のしわざであらうから、祈りをするがよいといつたので、詠んで奉つたら忽ち馬が直つたといふ意味がある。

かき曇りあやめも知らぬ大空にありとほしをば思ふべしやは

とあるので、「蟻通」を「有り」と星をば」の所へよみこんだのである。

或書に曰、或説に聲の中にあるわには、はの字をかかず、わの字をかくべしと云、誤れり。古人のかけるかなをかんがへ、又よくしれる人になつねて、其たしかなる事をしるべし。(上巳)是重々誤れり。先輩を破せんと欲せば道理文證を出して破すべし。何ぞおぼつかなく、古人のかけるかなをかんがへ、又しれる人になつねて其たしかなることを知るべしといふや。又知る人になつねよといへる言下に、自分にをいて其道理をしらざるはぢをあらはせり。先古人とはいづれの古人の書ぞや。もし往古の書を指と云ば、往古はかなづかひの法たしかに定らざる故に證としがたし。もし中古をさして古人の書といふか、我朝にてかなづかひの書を傳へはじめてあめる人は、



河内前司大炊助是也。其書を世に弘たる人は、其孫行阿是也。是を假名文字遣といふ。此書を見るに亦誤すくからざれば、證據とする事かたし。但其以後世に行へる諸抄をさして古人の書といふか、今書店に在る所の書、いづれかたしかなる書ぞや。又しれる人にたづねよとは自分はこれをしらざるか。道理をしらずして先輩を破する事狂人に似たり。……

倭字解「一説に音の中にあるわには、はの字不<sub>レ</sub>書。或はくわいろう回廊くわいき快氣などは、わの字を書べしといへり。あやまりなり。古人の書るかなをかんがへ、又能<sub>レ</sub>しれる人に尋て其たしか成事を知るべし。」

かうして見ると、この書は倭字解を反駁する爲に書かれたやうな観がある。前に引いた、「或書と指は今世に行へるかなづかひの諸抄の中に、をとれる書には目がけずして、その秀たる書を指。」といふ言葉によれば、益軒の和字解が當時どんなに大きな注意を以て迎へられたかが考へられる。契沖の和字正濫鈔などは恐らくその「をとれる書」の方であつて、物の數にも思はれてゐなかつたのであらう。又考へやうによれば、和字正濫鈔に反對して、和字古今通例全書が出たが、之に對する契沖の反駁として、和字正濫通妨抄は前述の通り世に出されなかつたし、和字正濫要略も刊行はせられず、寫本によつて狭い範圍に行はれてゐたに過ぎないから、反對派の側から見れば、通例全書で契沖の説は破られたのだと見えたかも知れない。假名遣問答抄が出来たのは、倭字解刊行後三年、和字正濫鈔刊行後四十五年といふ時代の關係も注意せねばなるまい。要するに假名遣問答抄は倭字解の反駁で、和字正濫鈔に對する和字古今通例全書と同じ關係のものと思へられる。

和字大觀抄は釋文雄の著、音韻及び假名遣のことを書いたものである。文雄は寶曆十三年に六十四歳でなくなつて

ゐる。有名な韻鏡學者であるが假名遣論はとりたてていふ程のものではない。終りに一種獨特の假名の綴字法を案出して示してゐる。

和 平 氏 下 物 齊 ヲ

の如きものでは、「ハ」行の假名をワイウエオの如くよむ場合のしるし、「一」は四聲を示すといふのである。

和歌童謡抄は、江戸は麻布の通危子といふ人の著で、テニヲハと假名遣のことを、記憶に便する爲に、大綱を三十一文字に綴つて示したもの、初學の歌まなびに資するものだとはその題名によつても知られるが、假名遣は「歌に用ふべきかなづかひのみを出す」といつて、字音の方はといつてゐない。

わづか成いろはの内におなじこゑあるはかるきとおもき音なり

いの字をば下にはかゝす下にかくひの字はなべてふにかよふかな

もえて消えさえて聞えしえのかなのゆるにかよふはもとえ成けり

一體假名遣は何のために注意せられるか、行阿の假名文字遣の序文で見ても、そのもとは拾遺愚草の清書といふ所に端を發してゐるので、つまり和歌の爲に起つたやうなものである。また和歌が文學の中心であつたのではあるが、契沖でさへも、

かなづかひは俗にも渡ることながら、まさしくは和歌をもてあそぶ人の事なり。(和字正濫要畧の序)

といつてゐるのである。要するに和歌や何かをもつてあそぶ人達に注意せられたものであるから、古典研究を事とするでもないそれらの人達が、歌聖定家の認めたものにして奉ぜられて來た假名遣に、誤があると非難はしても、



容易にそれから脱却することが出来ないのは當然なことであらう。かくて大勢は右の如くで、契沖流の假名遣は、水戸で編纂された「釋萬葉集」の附録に、和字正濫鈔を増減して伊呂波順に配列したものが出来ただけであつたが、契沖の開いた古學が國學にうけつがれ、古典研究が盛になるにつれて、古典研究に必要であるといふことが力ミなつて、學者の間に行はれ、古言梯が出るに及んで、愈々優勢になつたのである。

古言梯の著者楳取魚彦は、賀茂眞淵の門人である。天明二年(二四四二)に六〇歳で歿してゐるから、古言梯は四十二歳の時に脱稿である。同門加藤宇萬伎の序に、

こゝに楳取の魚彦は、賀茂のうしにつきて、おのれ宇萬伎とともに上つ代の事をまなばへるに、此をちいにしへをたふとむこゝろまめにして、後の世に古の言をうしなへるをうれへ、古のふみをひろく考へふかくわきまへて、たがへるをたゞし、のこれをを舉、さはなる年月を経つゝ書つめにたるを、更に大人にもとひ友にもはかりて、遂にひとまきとなまなしたりける。

とある。魚彦の附言に、

こゝに近き時和字正濫抄とて、さる言ども書つめたるあり。まことにその心させるさまめでたくして、古の書ひろく相對へ記せし事、後の世人の私に思ひはかりていへるものゝ類にあらず。よるべき事も多かり。しかるには思ひはかりの少き事、且いまだ考たらはざる事の多かるをいぶかりて、その方人に問へば、彼抄はいまだ一わりの案なるものを、或人しひて世に弘たるなりとぞいへりける。さこそありなめ。其言の出る所ゆゑよしなどを記せしは、十が三つ四つなり。此度考とれる言はすべて千八百八十三言、悉故よしを舉たり。又古書に假字の

見えざるも彼是通はして知らるゝは、そのよしを記しつ。さてもなほ古に考るよしを得ざる一つ二つはもらせるもあり。

といつてゐるので、本書の由來、内容等が知られるであらう。但し和字正濫鈔で出所を記した言葉は十が三つ四つだといふのは、統計的にはいひ過ぎてゐる。實際はもつと多いのである。又魚彦は契沖の見ることを得なかつた新撰字鏡を見るこゝを得て、出典のある言葉を一層増すことが出来たのである。その語彙の配列は、五十音順で、「あ」「い」以下各項の中では、一言、二言、三言等、言葉の音數によつて分けてあるので、和字正濫鈔よりは辭書として搜索に便利になつた。古言梯といふ名は、眞淵の跋に、

古のことわざは、神のほぐらも梯立のまゝにと云り高き代の心言をしらまくするにも、はしだてになもよるべき、そはやがて高き代の假名ぞ梯なる。

いふ言葉があるので、その意味が察せられる。

古言梯が如何に世に行はれたかは、その増補訂正を試みた學者が極めて多かつたのを見ても考へられる。即ち寛政七年には村田春海が、享和二年には清水濱臣が、弘化三年には山田常助が増補してゐる。又、天明八年には加茂季鷹の「正誤假名遣」、文化四年には市岡猛彦の「雅假字格」が出た。正誤假名遣は、和字正濫鈔と古言梯とをもととしてゐるが、誤があるといふので、村田春海が「若桂」いふのを書いて「寛政八年七月に成る。寫本」批評してゐる。弘化四年には鶴峯戊申によつて増補された、増補正誤假名遣が出てゐる。雅言假名格は「うひ學の叢に机のかたはらにさしおき、又懐にもものすべく、ちひさく」こしらへたもので、古言梯の増訂であるが、著者は宜長門で、その補



正は多く宣長の説に従つてゐる。その拾遺が更に同人の手によつて文化十一年に撰ばれ、今は合本になつてゐる。雅言假字格の語彙は大體古言梯と似たもので(少し増してゐることは勿論であるが)、語の出典はすべて略してあるが、拾遺の方には一々出典が示してある。

この外村田春海の「假字拾要」をはじめとして、古言梯を訂した著書の、刊行されないものも多い。因にいふ、「古言梯掌故」といふ三十一冊の寫本がある。これは今の古言梯とは全く無關係で、紀記萬葉等の言葉を五十音順に集めて註を施した辭書で、假名遣の本ではない。

古書を基礎とする歴史的假名遣が、學者間における勢力は右の如くであつたが、國學者以外にはなほ従来の假名遣が行はれて、寛政三年には行阿の假名文字遣がまた刊行せられ、同九年には蓮二坊撰の假名遣捷徑が刊行せられた。

假名遣捷徑の著者は、従来ゐるは歌に出る順序で、例へば端のい中のみ奥のひと名づけてゐたのを、「五十字假名の五音相通、反切の用あるにはしかず」として、五十音順に、端のい・中ひ・奥のみといふやうに改めたりして得意になつてゐる。かうして従来の假名遣は通常和歌や俳諧をもてあそぶ人々の間に、歴史的假名遣は國學者系の人々の間にといふ状態であつたのである。村田春海もその著假字大意抄の中で、世に用ひる假名遣に二種あることを述べて、

さはいへど、行阿が假字づかひといふものも、ずでにいふ百とせか世につかひなれたるわざなれば、今にありて一の法にこそ侍るなれ、かゝれば世の歌人などの、其師傳の説にそむかむ事をはかり、又は古をかへりみて正しき筋に従はんの心もなくて、たゞはかなくよみいでん歌をかりそめにもに書つけん斗のすさみならんには、猶此法によりてあらんもさて侍りぬべし。たゞ古の詞の本を考へて、いにしへの書をよまん人は、かならず古の

例ある假字をよく知るべき事にぞ侍りける。

といつてゐる位である。

この間に立つて一風變つた説をのべてゐるのは上田秋成である。秋成は加藤宇萬伎の門人で、雨月物語の著者である。その假名遣に對する説は「靈語通」に見えてゐる。門人越魚臣等の序があつて、

靈語通とは、神名・國號・名物・詠歌・用語・此假字を合せて六卷なるを、ともに見聞んと乞ねき侍れば、岩根はふつゞら篋にとりかくして、こなたかなたとおきまどはせらるゝなん、翁が常のさがるをいかにせんや。

とあるので、もと六卷あつたことが知られるのであるが、今はその假字篇だけしか傳はつてゐないのである。序は寛政七年十一月の日附であるから、脱稿はその幾年か前だらうと思はれる。刊行されたのは寛政九年である。或御説といふのを引いて、それを敷衍して自分の見解をのべたもので、或御説とは田安宗武の説であらうと、岡本保孝は靈語通破録の中に言つてゐるが、その御説の大意は、い・わ・え・ゑ・を・お等字をちがへてゐるのは、別に意味があるのではなくて、同じ音なのを筆にまかせて書いたのであらう。それを事むづかしく區別する必要はない。一體假名は、言葉をきくがまゝに書き、その假名のまゝによむのが本來で、さうでなければ轉音を後世に傳へることは出来ない。昔はだから假名遣などは言はなかつたので、假名遣の法則などは後世未熟の人がたてたのであるといふので、秋成はそれについて、古書にも假名の法則に違つてゐるのがあるといつて、例をあげて論じてゐるが、不適當な例をとつて牽強附會に陥つてゐる。又、

言語の假字は、大をおほき、遠をとほき、副をそふ、戀をこひ、苗をなへ、祝をいはひと書が法則にて、口には



おゝき、とをき、そを、こい、なゑ、いわい、ととなへらるゝ也。はひふへほと書ても、わいうゑをの如くとなへんには、はじめより爾こそかゝめ、爾書かざるは異國の人の轉訛に枉られたる也けり。

といつてゐる。彼は、我國で使用してゐる字音は漢音と吳音とであるが、これが我國に傳はる前に百濟に於て一變した。百濟の音は重濁なので、その博士達は、いをひ、わをは、といふやうに發音して、その通り字をかいて教へたので、我國では、例へば粟を口にはあわと唱へながら、字にはあはと書きつたへて來たのであらうと信じてゐるのである。さうして、

しかれば假字はまことに眼標のみの用なれば、打見てこゝろ得やすく、口にとなへて自然にかなふをこそ用ふべきを、我音ならぬ字法のいつしか學業の如くなりて、是を大事と守るべくいふよ。世の事はすべてかゝるが多かり。

と嘆き、契沖流の假名遣(古則)と、行阿流の假名遣(今法)とを批評して、

古則今法いづれによるとも、人工のわたくし物なるには、何の是非をかいふべき。たと歌をよみ文ならかににははせまほしくする人は、今古いづれの便りにもよれかしと云事を、おもふにまかせてかいつけおくなりけり。と結んでゐる。つまり假名遣は人爲的法則なのだから、古則今法どちらでもかまはぬといふ考へである。岡本保孝は靈語通研録を書いて(明治六年)歴史的假名遣の立場から、秋成の説を駁してゐる。今共に上田秋成全集第二に收められてゐる。

さて今もし秋成が、

假字は言語を聞がまゝに書して、其假字のまゝに讀むぞ本なる。(中畧)げに云しまゝに書さずば、何をもて轉訛を傳へんや。粟をあはと書るも、古くはあわとはいはで、あはと云たる故也。

といふ或御説をおしすゝめて、故に今の假字も表音的なるべしとして、新假名遣論を立てたならば面白い所であつたが、前のやうな論になつてしまつて、然もその説き方に餘りに附會が多かつたので、

秋成ふかくもたどらで、打みたる所の一わたりによりていふことなれば、固より辯駁するまでもなきことにて、打捨おきたる也。

と、靈語通研録の序に保孝がいつてゐるやうに、當時の學者もそんな眼で見て、相手にしなかつたのではあるまいか。さて、かうして假名遣の標準を古書にとるといふことが、古典研究の必要上から、國學者の間には承認せられて來たが、一方にはまだ行阿假名遣を用ひてゐる社會もあつたことは前述の如くである。とはいへそれもまた或範圍に行はれてゐたに過ぎないのであつて、それ以外の社會は、實は假名遣には深い顧慮もなく、二種の假名遣の何れにもよらない。いはゞ任意の假名遣に従つてゐたのであつて、従つて徳川時代には國民的假名遣といふものは存在しなかつたと言つてよいのである。それが明治時代に入つて、國民教育の上は歴史的假名遣が採用されてはじめて、遂に一般國民が之に従ふべきものとなつて、今日に及んでゐるのであるが、問題はこれですんだ譯ではない。幾多の疑問が歴史的假名遣の上にも投げられて、將來の國語に於ては假名遣は如何にあるべきかといふことが、實際問題として種々論議されてゐるのである。

歴史的假名遣に對する疑問の一つは、どこまでもこれによるべしとする時に、古書に證據の發見せられない言葉に



ついでには、如何にして假名遣を定めるかといふことについてである。創始者契沖は如何にしたか、その研究は久松氏の契沖傳の中にくはしい。(契沖全集第九卷三二六頁以後)、今は村田春海の假字大意抄によつて通例如何にしてゐるかを見ようと思ふ。前にも時々引用したこの書は、春海が或人の問に答へて、享和元年八月に書かれたもので、文化四年に刊行されてゐる。假名に定りがあること、古書について假名の例を考へること、五十音によつて假名の例を考へること、世に用ひる假名遣に二種あること、歴史的假名遣は權少僧都成俊がはじめであること等をのべた。本文十三枚のうすい書である、その、「古書につきて假名の例を考ふるゆへよし」といふ項に、

1、假名遣を定める材料は、古いものには假名書で材料になしうるものもあるが、まづ眞字で書かれたものによることが必要である。

2、古書に例證のない言葉はその言葉の意義を考へて推定する。

3、古書に例證も傍例もない言葉はその言葉の意義を考へて推定する。

4、右の手續でなほ定めかねる場合は、暫く行阿の假名遣か世人のふつう使ふ所かに従ふ。

といふやうに説かれてゐる。1、には勿論問題はない。2、は例へば前年を「をととし」と書く例證はないが、萬葉集卷十七に、

山のかひそことも見えす乎登都日あまのつひも昨日も今日も雪のふれよば

とある「乎登都日」から、類推して「をととし」と定める類で、これもまづ問題はない。3、はつまり語源論から推定するもので、かうなるとあやふやな所が出てくる。4、に至つては全く歴史的假名遣の缺點を自ら物語つてゐるも

ので、貝原益軒が倭字解に於て、貫之のありとほしをばの歌を例として、通るの假名を定めたのを、服部吟照が「もし貫之の歌に此ことばなくば何とか書べき」と罵つたのは、實は歴史的假名遣の主張者にも、耳の痛い言葉でなければならぬ。語源説で定め難い有様は、先年國語調査委員會で出した疑問假名遣(前編學説、後編實例)などで知られるであらう。又1、2、3、の手續で假名が定められない言葉はまれだと春海はいつてゐるけれども、それは文語に於いてのこと、口語では少くないのである。要するに歴史的假名遣で徹底するといふことは出来難いのである。古典の研究には必要な歴史的假名遣であるが、現在及び將來の國語を表記するのに絶對の標準となすべきかといふと、疑はしいといはねばならぬ。

次には假名遣の歴史から考へての疑問である。歴史的假名遣に於て基礎とする古書に於ても、發音の變化があつても假名はもとのまゝ書いたかといふのに、必ずしもさうでないことは、本章の最初に引いた「申す」といふ言葉の例でも見られよう。形容詞の連體形の語尾「き」が「い」と發音されるやうになれば、その通り「い」と書いてゐるのである。

名和抄「粉之路以毛野」

同 「大納言 於保伊毛乃萬字須豆加佐」

他の音使についても同様で、歴史的假名遣は之を認めてゐる。然るに、川貝等のはひは現在では發音がすっかり變つてゐるのに、古書にさうあるからその通り書かねばならぬといふ理由がどこにあるか、假名用法が表音的であつた時代、即ち出来るだけ音に一致するやうに假名を用ひた時代を模範とするならば、現在に於てもその精神に従つて假名



を用ひるのが正當ではないか。言葉をなるべく明確精密に寫すのが假名の職分であるとしたら、同じ音を表はす假名が幾つもあったり、一つの假名が幾つもの音によまれたりするの、不合理でもあり不便でもある。この點からも歴史的假名遣をとるべき理由が疑はれる。

勿論歴史的假名遣には語源を保存しようとか、動詞の活用の説明に便利であるとか、其他いろいろの長所はある。けれどもそれと共に短所もあるのである。そこで前述の疑問やら、普通教育における學習の困難といふやうな實際問題やらが一緒になつて、表音的假名遣の主張が起つて來た。然しそれもどこまで表音的にするかといふ實際の問題になると、考へなければならぬ種々な問題が起つて來て、一朝一夕に解決することは困難である。西洋諸國に於ても之に似て綴字法改良の問題はあるが、學理と實用とだけで決まれない大きな問題であるから、中々改められないのである。我が文部省でも調査會を起したり何かしたのであるが、改定假名遣といふやうなものを決定しきらないのである。今は假名遣改定に對する替否の諸説は、文部省の、明治三十八年二月假名遣改定案に對する世論調査報告、臨時假名遣調査委員會議事速記録、といふやうなもので、その一斑がうかがはれるといふ事をのべておくだけにしようと思ふ。

最後に一つ、現在の假名遣に資する爲でなく、純粹に學問的に上代の假名遣を研究した書物について述べたい。それは假字遺奥の山路といふ本で、著者は本居宣長門の石塚庸磨で、寛政十年九月に出來たもの、寫本三卷、普通の假名遣書のやうに、幾つかの假名の用法の研究ではなく、すべての假名について調査したものである。それは宣長の古事記傳の説によつてなされたといふことは、凡例に於て自らいつてゐる。即ち古事記傳一に、「假字の事」といふ項が

あつて、古事記の假名用法が特に正しいことをのべて、

さて又同音の中にも其言に隨ひて用る假名異にして、各定まれること多くあり、其例をいはゞ、<sup>コ</sup>の假名には普く許古<sup>コ</sup>二字を用ひたる中に、子には古<sup>コ</sup>字のみ書て、許<sup>コ</sup>字をすることなく、メの假名には普く米賣<sup>メ</sup>二字を用ひたる中に、女には賣<sup>メ</sup>字のみ書て、米<sup>メ</sup>の字をすることなく、キには伎岐<sup>キ</sup>を普く用ひたる中に、木城には紀<sup>キ</sup>のみ書て、伎岐をか<sup>キ</sup>すトには登斗<sup>キ</sup>刀を普く用ひたる中に、戸太<sup>キ</sup>問のトには斗<sup>キ</sup>刀のみ書て、登<sup>キ</sup>をか<sup>キ</sup>す、ミには美<sup>ミ</sup>微を普く用ひたる中に、神<sup>ミ</sup>のミ木草の實<sup>ミ</sup>には微<sup>ミ</sup>のみ書て、美<sup>ミ</sup>をか<sup>ミ</sup>す……中略……右は記中に同言の數<sup>ミ</sup>處に出たるを驗<sup>ミ</sup>て、此彼舉たるのみなり。此類の定まりなほ餘にも多かり。此は此記のみならず、書紀萬葉などの假名にも此定まりほのく見えたれど、其ははまだ徧<sup>ミ</sup>くもえ驗<sup>ミ</sup>す。なほこまかに考ふべきことなり。

といつてゐるのに暗示を得て、古事記・日本書紀・萬葉集の假名用法を極めて詳細に研究したもので、これによると、當時は今から見ては意外なほど音の種類が多くて、例へば「キ」といふ音でも二様あつたらしく、書分けてあるものもあることが明に知られる。

今そのくはしさを知る爲に、きの部で一言のところを例にとるなら。

紀

- △○き木也 紀幾奇ヲ用フ 曾米紀「久久紀」(古) 布由紀「加良賀志多紀」(古中) 佐斯夫能紀(古下) 波理能紀(同雄) 廢紀
- (代) 伊智佐介幾(紀神) 干羅愚破能紀「椰素廢能紀」(同仁) 伊波紀(七丁) 紀爾茂安理等毛(同十) 都我能奇(四十七)



丁)久佐奇(廿ノ)

五四

猶おほし、一處も伎吉根などを用ひず。

△○き城也 紀機基奇ヲ用フ うだのたか紀(神武)そのたか紀(仁德)うだのたか機(紀神)基のべ(欽)おくつ奇(德萬十)

△○き(國名又地名)紀ヲ用フ 紀ノ國(古中)紀のやま(萬五ノ)

萬葉一の廿四丁に「木人 四ノ廿三丁ニ「木ノ國」木のせきもりなどあり。九ノ九丁に城國ともあり。

伎

△○き(來)伎吉根ヲ用フ ぬみさかえ岐て(古)めすらこ根たる(紀熊)はるは吉ぬれど(萬十七)つきは伎にけり(同十)おきてらも根ぬ(廿ノ卅)

廿の廿二丁に「みちは紀にし」とあるは不正也。

△○き(著)岐伎根ヲ用フ きぬ岐せまし(古中登)行根同)ひむしのころもふたへ着て(紀仁)根せしころも(萬廿ノ)伎かさねて(同廿)

△○き(酒)根伎ヲ用フ ぬ(神)み伎(萬十九ノ)

續日に記を ヒタ(不正)

△○き(辭)伎樂吉根ヲ用 かつ伎(古中)うれた葉(紀神)ある吉(萬十四)かなし伎(同七)

すべてかくさまのきには、伎などを用ひて紀などをば用ひざる格なり。萬葉二の卅九丁に「よけくもぞな木とあるは不正なり。

かういふ調子で、二言・三言・四言と、言葉の音數で次第して、きの假名を含む言葉をしらべてゆく。他の假名についても同様である。かゝる研究は、「古事解にはたすけとなる事いとおほし」と龍鷹もいつてゐるが、これを古語の解釋に應用した最近の例は、昨年暮の早稲田文學記紀の研究號に發表された橋本進吉氏の説がある。即ち氏は日本書紀允恭天皇の卷の衣通姫の歌

とこしへに君も阿閉椰毛いさなとり海の濱藻のよる時々を

の二句が古來「君もあへかし」の意と解釋されたために、「とこしへに」と「時々を」との矛盾にくるしみ、又それがどうやら説明せられても、「この歌は他人に聞かせてはいけない、皇后がきいたらきつと大へんに恨むだらう」と陛下が仰しやつたといふ説明があるほどに、熱情のこもつた歌のやうに解釋されないで、皆困つてゐたものであるが、二句を反語に解釋すれば、

常始終君は(私に)お逢ひになるのでもない、あの海の濱藻の時々寄つて來るやうに、唯時々しか御逢ひにならないのであるものを

の意となつて、たまのお出であるから、御ゆるりと歡を盡しておいで下さるやうに、といふ意味を含めたものと解することが出來て都合がよいのであるが、假名用法の上から見てもこゝは當然さう解釋されねばならないとして、

奈良朝以前の文獻には「へ」に用ゐた假字は二類に分れ、同じ「へ」の假字でも常嗣陸奥敵返遍平などは互に







設はこの位にして、次に明治以前の音韻研究の大體のあとを見たいと思ふ。

音韻研究の最初は、假名遣と同様に實用上に起つてゐる。即ち奈良朝時代に、大學に音博士をおいたことで、持統天皇の御代に唐の人續守言・薩弘格が音博士となつてゐるのが、物に見えた初である。唐人を用ひたのは勿論國語の音韻研究の爲ではなくて、支那字音の研究の爲で、要するに支那との交通がその大きな動機であつたことは否まれぬ。かうして元正天皇の養老四年には

此者僧尼妄作別音、宜依漢沙門道榮學問僧勝曉等轉經唱禮、餘音並停之。

といふ詔なども出た。かうして支那字音の研究はますます奨励せられたが、桓武天皇の延暦年間から、吳音は漸く排斥をうけて、漢音の方が重んぜられたらしく、延暦十一年には、

明經之徒不習正音、發聲誦讀既致訛謬、熱習漢音。

といふ敕があつて、漢音といふ言葉が見えてゐる。又同十二年には、

自今以後、年分度者非習漢音、勿令得度。

といふ制が出て、僧侶までも漢音を學ぶことになつたのであるが、後には佛書は吳音、儒書は漢音を用ひるといふやうになつたのである。

かくて當時の音韻研究は、延暦二十三年に入唐した空海が彼の地で音韻の學を學び、歸朝後「文鏡秘府論」三卷を著して、その中で四聲のことを論じたといふやうなこともあるが、要するに支那語の發音を練習するといふ實用を專

としたものに過ぎなかつたのである。

五十音圖がいつ出來たかは明かでない。傳説によれば吉備眞備が作つたといふのであるが、それには何の根據もないのである。現存の音圖中最古のものは、「五韻次第」といふ音韻の書の卷首に載せてあるものである。五韻次第については大矢博士が、

此の五韻次第はその表題下側に天台座主良源傳本とあり。こは本書の末の方に、此の傳受、攝政太政大臣兼家孫、右大將道綱二男、阿闍梨道命御相承也、天台座主御弟子也、有知之倫、誦經呪不可有誤、仍口傳如此、是初重大事云々可秘之云々、とあるによれるものにして、道命の師なる天台座主は慈惠大師良源なればなり。書中に堀河天皇御宇、長治年中、賀州溫泉寺明覺三藏云々、など見えたれば、この五韻次第の成れるは遙かに後なるべけれど、卷首に載せたる此の圖は全く良源以前より天台に傳はれるものなるべきは更に疑ふところなし。

と、音圖及手習詞歌考の附録五十音圖證本に於て解説して居られる。

さてこの道命阿闍梨は、後拾遺集以下の勅撰和歌集にその作が見えてゐる。その生歿年月は從來不明とされてゐたのであるが、雜誌國語國文の研究第二十四號（昭和三年九月號）に、岡田希雄氏が群書類從所收山門堂舎記の記事によつて、圓融天皇の天延二年（一六三四）出生と定められた。慈惠大師良源は花山天皇の永觀三年（一六四五）正月三日に七十四歳でなくなつてゐる。元三大師といふのはこの人のことで、入滅の日が正月三日だからである。さうして見ると、道命が師良源に死別したのは十二歳の時なるから、五十音圖はそれ以前に傳へられたことになる。それはそ



れでよいとして、五韻次第の記事によれば、良源までは明かに溯ることが出来る。然し同じく天台系で良源より以前の天台座主に圓仁慈覺大師といふ人がある。清和天皇の貞觀六年（一五二四）に七十一歳でなくなつてゐるが、この人は三代實錄にも

學ビ西天悉曇ヲ聲韻分明、千古所疑一時冰釋。

と貞觀六年正月十四日の所に記されてをり、又この人が唐から歸朝して後、悉曇の學が弘つて、清和天皇は圓仁の弟子安然に勅して、悉曇藏を撰ばしめられたこともあるので、五十音圖も早くその頃に出来てゐたのではあるまいかと推量することが出来る。大矢博士はこれらのことから五十音圖の作者を圓仁とする説を出し、空海とする説と比較して前説によるべしとしてをられる。（音圖及手習詞歌考）

空海が悉曇に通じてゐたことは弘法大師生涯目錄にも見え、前記悉曇藏には空海が傳へたといふ悉曇が見える。凌雲集所載の仲雄王が「調海上人」に題した詩に、

字母弘三乘、眞言演四句、

とある字母ミは、悉曇字母をさすものと考へられる。かくて空海が五十音圖を作つたかも知れないともいへる。現存最古の音圖は天台系のもので、その以前に眞言系のものがあつたかも知れず、五韻次第の音圖が原因であることが認められない上は、それが必ずしも天台系の者によつて作られたとはいへない。

五韻次第にある五十音圖は萬葉假名で書かれ、音の配列の順序は現在と同じである。而して、  
阿伊烏衣於

夜以由江與

和爲于惠遠

の如く、ア行ヤ行の「イ」、ア行ワ行の「ウ」が書きわけてある。これは道理上は、例へば弓のはたらきが射るといふ動作で、弓のユと射るのイミは關係があるとすれば、このイはヤ行であるべく、又古事記の

和禮波夜惠奴（我はや飢ぬ）

から見れば、飢のウはワ行である筈であるが、事實上はア行のイとヤ行のイ、ア行のウとワ行のウの間には、國語に於ては區別がないのである。然るにこゝにかく書分けてあるのは、何かよる所がなければならぬ。所で當時我國の學問に影響を與へてゐたのは支那又は天竺の音韻學である筈である。中にも天竺の音韻學は發達したもので、支那の音韻學も天竺の音韻學即ち悉曇の影響で成つたものである。悉曇は十二の母音と三十五の父音によつて組織せられてをり、わが五十音圖は五つの母音と九つの父音しかないで、全然悉曇のまゝではないが、その組織は悉曇を學んだものであることは、何人も認める所である。さてこそ、元來區別のないア行ヤ行のイ、ア行ワ行のウを、區別のないまゝにあけておくのが不體裁なので、そこに必要な文字を補つたものであらう。

かう考へると悉曇の渡來と五十音圖の製作とは離しては考へられない。けれども遺憾ながらその渡來の時代は明かでない。東大寺要録によれば天平八年に天竺の僧が來朝してゐるので、この時に悉曇の學も傳はりうると考へることも出来る。吉備眞備が音圖製作者であるといふ傳説を助けるには、丁度時代も合ふ譯であるが、眞備がその智識を得たといふ記録はない。或は眞備が支那に留學中に彼の地で學んだとは考へられぬかといふに、悉曇は眞言秘密の學と



してゐたものであるから、俗人である眞備にはさう考へない方が穩で、その上應用したものが作られるのは、その事に餘程習熟した後のことである筈でもあるから、矢張りこれは、眞言宗が傳はるに従つて悉曇の學も盛になつた平安朝初期の作と考へるのが穩當である。

支那の音韻學である韻鏡も、その傳來の時代が明かでない。相當早い時代に傳はつてはゐたであらうが、研究者もなかつたのであらう。龜山天皇の文永年中（一九三〇年代）に、奈良の轉經院の律師某が、これを書庫の中から發見したが、彼にはそれが何の書であるか分らなかつた。その當時明了房信範といふ悉曇に通じた僧があつて、これに訓點をつけたので漸く世に行はれるやうになり、後、後奈良天皇の享祿年中（二八八—二九一）に、清原宣賢といふ人が跋を書いて、泉州堺の宗仲といふ人が上梓した。それから次第にこれを研究するものが多くなつたのである。

韻學楷梯の序文に、三浦茂樹が韻鏡研究の歴史を簡單にのべて、大略前述のやうなことを記し、次に

其後僧住譽作切要鈔、醫師宥朝著開益鈔、從是註家相繼數十、其書無慮一百五十餘卷、然而俱倣張麟之序例、徒爲翻切圖、未<sub>レ</sub>知韻鏡之所<sub>レ</sub>以爲韻鏡也。

といつてゐる。其後といふのは宗仲の上梓後であるが、誠にこの文の如く韻鏡は盛に研究せられて、徳川時代慶長から安永に至るまでに開板された韻鏡が二十餘種の多きに達し、その註釋書は主なものとして保科氏がその國語學史にあげてゐるだけでも次の如くである。

釋 住譽 切要抄 一卷

同 宥朔 開益抄 六卷 指微韻鏡抄 五卷

太田嘉方 頭畫 四卷 增補 五卷  
遮中抄 四卷 指南抄 三卷

小龜益興 諺解 四卷 秘事大成 二卷  
相傳書 二卷

湯淺重寶 求源抄 五卷 問答抄 四卷

岡 玉摩 歸元韻鏡 四卷

萍風子 詳說大全 四卷 詳解評林 六卷

周海 指要抄 三卷

宗雅 秘傳抄 一卷

天靈 翻抄 五卷 便蒙抄 一卷

牧野重長 頓悟集 一卷

井上松 見妖解 四卷 近道秘抄 一卷

沙門盛典 易解 四卷 同新增 六卷

沙門貞齋 袖中抄 十二卷 同愚蒙記 一卷

尊慧 圖解綱目 五卷



馬場信武 諸抄大成 五卷

河野通清 標註古義 二卷 同補遺 一卷

中野元珪 明解 四卷

註釋書はかく夥しく出たが、これが何れも韻鏡の眞の目的を解してゐなかつたので、宋の張麟之の序例の説に従つて反切の用にすると思つてゐたのはまだしも、人の名乗や何かの吉凶を判断したり何かする材料とまでしてゐたのである。

韻學楷梯の序には前文につゞいて、釋文雄の磨光韻鏡によつて、初めて韻鏡の韻鏡たる所以が明かにされたことを述べてゐる。文雄は京都了蓮寺の僧、漢學者太宰純について唐音を研究し、その上に立つて韻鏡を研究したもので、その磨光韻鏡は延享元年(二四〇四)に板になつた。同年の純の序文があつて、韻鏡は誰の作か分らないが梵僧が傳へたものだといふのが定説であること、この書は以て音韻を正すべきものであること、韻學の書は多いが簡明なるもの韻鏡に及ぶものゝないこと、韻鏡の研究には唐音を學ぶことを要すること、文雄は唐音を好んで自分に文字を問うたといふことなどを述べてゐる。

磨光韻鏡が従來の韻圖に比して進歩若しくは整理されてゐる點として、保科氏の國語學史には、漢吳唐の三音を假名で示したこと、廣韻によつて字子に反切を添へたこと、各音に輕重の區別のあることを論じたことの三點を擧げてゐる。しかしこの書も完全の域にはまだ達しなくて、平田篤胤は

彼の沙門文雄が校本の、磨光と名けし韻鏡さへに、尙未<sup>イトイフ</sup>喉音三行の所屬、その開合をだに得知らで、甚<sup>イトイフ</sup>濫な也

どもぞ多かる。(古史本辭卷四、古言學由來)

と批評してゐる。けれどもこの書によつて韻鏡研究は一期を劃されたのであつて、後世に影響したことは頗る大き

5。文雄にはまた三音正偽といふ著書がある。上下二卷一冊で、寶曆二年(二四二二)の出版である。吳音漢音唐音の三音についての研究で、上卷は論、下卷は韻鏡の順に文字を出してその音を正してゐる。上卷には

本邦傳<sup>ニ</sup>吳音<sup>一</sup>也由來尙矣、……予嘗斷曰、吳音也者本邦讀書之舊音也、今佛氏所用音是也、……竊按乃昔之世惟吳音之用、無<sup>ニ</sup>亦他音名相濫<sup>一</sup>矣、故古事記但云<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>音、仁(今イフ、王仁ノコト)之所<sup>レ</sup>誨豈有<sup>レ</sup>他乎、……或曰日本近<sup>ニ</sup>吳國<sup>一</sup>、故須<sup>ニ</sup>吳音<sup>一</sup>、按此說是也、……

漢音者今之儒家所<sup>レ</sup>傳音是也、其始草<sup>ニ</sup>創于桓武朝<sup>一</sup>、……按延曆間遣唐使往來類類、而漢音傳<sup>ニ</sup>於彼<sup>一</sup>來、……等の意見がある。本居宣長の漢字三音考はこの影響をうけてゐる所が見られる。文雄には假名遣のとき引用した和字大觀抄もあり、これにも音韻に関する説があるが、これは前二著に比すれば、とりたてていふべき程ではない。

文雄の後に於けるすぐれた韻鏡學者は、太田方齋<sup>全</sup>である。その著漢吳音圖は文化十二年(二四七五)に出版され、磨光韻鏡の缺點を補つて、韻鏡研究の最もすぐれたものゝ一に數へられてゐる。この書はくはしくいへば、

漢吳音圖 上

漢吳音徵 中

漢吳音圖說下



の三冊相關のもので、序文は漢吳音圖にある。文化十二年五月の日附の自序である。圖說に、  
 字音を善知<sup>ラ</sup>コトヲ思ハ、先ツ音韻ノ原アルヲ知ルベシ、音韻ノ原ヲ知ルハ韻鏡ニ如クモノナシ、サレドモ音韻  
 ノ學ハ蒙士曉リ難キヲ苦ミテ困<sup>ル</sup>ミ學ブモノ鮮シ、然レドモ是難キニアラズ、我國ハ漢吳兩音ヲ傳ヘテ書籍ヲ讀<sup>ム</sup>  
 レバ、此二音ノ國母譯<sup>カナツケ</sup>ヲダニ韻圖ニ檢スルコト通曉スレバ便<sup>ム</sup>コトナリ、ソノ爲ニ此ノ漢吳音圖ヲ作レリ、  
 といつてゐる。又磨光韻鏡や宣長の字音假字用格（これについては後にのべる）について、

曩時京都の韻學僧文雄磨光韻鏡ヲ著ス、其餘ノ著作亦多シ、此學ニ勤メタルコト誠ニ苦メリ、後生ヲ惠ムコト殊  
 ニ深切ナリト謂ベシ、然レドモ漢吳音ノ國字譯<sup>カナツケ</sup>ハ錯亂訛誤甚多シ、一ニフイハバ爲胃位ニイノ國字ヲツケ、依衣  
 ニエノ國字ヲツケ、於ニフ、隱ニフノ國字ヲツケル類、又哀愛<sup>アヘイ</sup>ノ吳音エ、褒實<sup>ホウジツ</sup>ノ吳音ホウニ遺<sup>オト</sup>セルナド尙多  
 シ、本居氏字音假字用格ハ講究詳悉誠ニ字音ニ大功アリ、然レドモ第十一轉ノ開口ナルヲ文雄ノ本ニ從ヒテ合口  
 ナリトオモハレシヨリ、樂家ノ譜ニ據テ開合指掌圖ヲ新製セラレ、於字開合兩轉ニワタルコトフイハレタリ、此  
 ハ凡テオノ假名ノ字音ハ合口ナルニ、ソノ假名タル於字合轉ナル故ニ說窮シタルヨリノ考ヘニテ、必意鑿說ナ  
 リ、樂家ニハサルコトモアルベケレド字音ニハ元來<sup>アツカラ</sup>皆ザルコトナリ、又本居氏昔ヨリ韻學者ノ傳來スル直勘圖  
 フ更メテ堅ニ翻シ、三會圖トイフモノヲ擬作セラレタリ、此二圖ハ皆贅物ナリ、然レドモアワ兩行ノ於遠ノ所屬  
 フ定メラレタルハ千古ノ卓見、爲ニ執鞭スベキモノナリ。  
 と評してゐる。

前に引用した韻學楷梯は、文雄の弟子近藤子業の研究を三浦茂樹といふ人が整理して、諸家の著書も参考しなほ茂

樹の自説をも加へて、韻學入門書として編んだもの、天保三年（二四九二）に成り同五年に開板されたものである。内  
 題の下に

無相文雄翁原考 西涯近藤子業撰  
 道齋三浦茂樹次  
 とある。上下二冊ある。

漢吳音圖に本づいて字音の古今正訛を論じたものに黒川春村の音韻考證（一名皇國譯音）二十二卷がある。文久二  
 年（二五二二）五月に成つたものですぐれたものであるが寫本のまゝ傳つてゐる。韻鏡關係はこの位にして方向をかへ  
 ようと思ふ。

五十音圖は何の爲に造られたか。宣長は漢字三音考に於て支那の反切法の迂遠なことをのべ、

サテ又彼ノ反切ノ法ヲ以テ字音ヲ考ルモ、此方ニテハ五十連音ノ圖ニ依テ、假字反シニスルトキハ、甚細<sup>ユヅカ</sup>ニ分レ  
 テ、是亦イカホドムツカシキ音トイヘドモ、毫釐モ升ヒ誤ルコトナシ。サレバ此方ノ假字反シノ正シク詳ナルヲ  
 以テ比<sup>ケラ</sup>ブレバ、カノ助紐ノ法ナドハ腹ヲ抱テ笑フベキコト也。

といつてゐるが、字音反切用としては、實は五十音では甚不完全である。第一漢字に重要な四聲があらはされない。  
 第二拗音の反切が出来ない。五十音圖の作られた時代は字音を支那人との會話に用ひた時代で、前にも引いたやうに  
 延暦年間には字音を誤らぬやうにとの勅命さへ出て、深く注意せられてゐたのである。従つて五十音圖による反切で  
 は用をなさなかつた筈。要するにこの音圖は何の爲といふ目的があるわけではなく、悉曇に通じてゐた人がその組織



に依つて、國音を音圖式に排列したのに過ぎないといふやうに考へられ、これが現在の通説となつてゐる。けれどもこれを反切に用ひはじめたのも古いことで、堀河天皇の寛治七年（一七五三）の自序がある明覺の反音作法は、これによつて支那音を説いてゐるので、明かに假名反しに用ひてゐることが知られる。それ以前の用途はまだ分らないが、以後は専ら假名反しに用ひられてゐる。

吉野朝時代の人である明魏の倭片假名字反切義解は、五十音圖による國語の反切を説いてゐる。即ち

上父字行<sub>レ</sub>堅、下母字行<sub>レ</sub>横、其隔生子字

例 伊 上父 和下母 反阿 隔字

亦 也 上父 字 下母 反勇 隔字

横行歸<sub>ニ</sub>父字<sub>ハ</sub>、豎行歸<sub>ニ</sub>母字<sub>ハ</sub>、其隔生子字、

例 阿 上父 和下母 反阿 隔字

亦 也 上父 勇 下母 反勇 隔字

の規則と例とについて説明し、その中に三重反し二重反し、一重反しといふことを説き、「カルガユヘ」のルガの反ラ、ユへの反エ、そのラエの反レで、つまり「カルガユヘ」を三度反して「カレ」(故)となるのを三重反しの例としてゐる。かうして五十音圖の反切が國語の解釋の上にも用ひられることになり、五音相通の説と共に解釋の一つの論となるに至つた。五音相通説は假名遣にも應用せられて、行阿假名遣を規則だてて説明しようと試みた後の假名遣者は、大抵四聲説と五音相通説とによつてゐる。

倭片假字反切義解の著はされた時代は明かでない。奥書には、花山耕雲散人明魏愚草とあるだけで日附がない。この人は藤原長親といひ吉野朝の忠臣で後村上天皇後龜山天皇に仕へて右大臣にもなつた。耕雲はその號、明魏はその法名である。耕雲口傳といふ歌學の著書もある。その歿年も不明である。平田篤胤は古史本辭經の中でこの書の時代を明魏愚草とある所から

應永年中に出家して山城の花頂山に住すといへば、其の年頃に作られし物なり

と推定してゐる。應永は後小松天皇の年號で元年は二〇五四年に當り、三十四年につゞいた。

五十音を古語の解釋に用ひることについて、村田春海はその著五十音辨誤に於て、

古言のころをとくに、五十音によりていふ事は、はやくより有し事にて、顯昭法師仙覺律師などもおほくこれによりて古言を註せし事あり。近き世にいたりて難波の契沖阿闍梨、稻荷山の荷田宿禰、吾師縣居の翁など、皆この五十音をもて古言をとくたよりとぞなしたる。されどこれを用ふるに道あり、その道を知らずみだりにこれをたのむ時は、かへりて誤ることおほきものなり。ざるを我師のをしへをよろこぶ人、師の心をよくもしらず、みだりにこの五十音のみにて古言はとかるゝものとしもころ得、そを師のをしへの心なりと思へる人あるはいとたがへり。

といつて、假名反しを濫用すまじきことを説いてゐる。假名反しは眞淵が好んで古言の解釋に用ひたので、それ以後最も濫用せられたらしい。眞淵は語意考の中で延言、約言といふ名で説いてゐるが、その例には随分大膽なのがある。



○或るは約め或るは轉したるも有り。萬葉に比流波志美良爾と云ふは、晝ハソノ萬萬爾ちふ言なるを、ソノを約むれば會と成るに、其會を志に轉し通はし、萬萬の約は萬なるを美に轉し通はし、良も萬も通へば、右の萬萬の言に籠めたり。爾は辭にて本の如し。

○右の如く二言を約むるは常に、三言四言をも一言に約むるも有り、神代紀に都利婆里の事を知とのみ云ふは、其上下の都と里と二つを約め云ふなり。

○比乃志多てふ事を比奈と云ふは、比に日なり、乃志多の上下の乃多を約むれば奈となればなり。

萬葉考でこれを應用して解釋した中にも

古昔因然爾有許會虛蟬毛孺乎相格良思吉 良思吉の吉は氣里の約にて、あひうつらしけりてふ辭也、(萬葉考)

彼夜者吾毛宿毛寢金手寸 かね多利氣利といふを、多利の約の知を互に轉じ、氣利の約は寸なればかくいへり、(前同)

許能多氣仁比例布利家良之 良之は利の延言也 (萬葉考)

といふやうなすこい例がある。清水濱臣の泊宿筆話に、

凡古言を辨せむと心がくるもの、誰か五十韻の反切によらずして釋し得ぬべき。さはいへその反切になづみてしひて語を釋せんとすれば、なか／＼にあやまる事おほし。縣居の翁はよく其意を得て釋せられしを、そのをしへうけし輩、よろづの語たゞ反切にありとのみ心得て、あしく心得たるは、五六言つづめて一言となし、しひて古言を釋せむとする人あり。いみじきひがごとといふべし。翁の門人の中に泊宿爾諸成、建綾足など殊に反切になづみて、牽強の語釋おほかりき。ある時綾足、美樹にあひてかたりいへるやう、おのれ久しく霧の語釋を考

へ得ざりしを、近頃發明せりといふ。宇萬伎問ひてはく、そはいかなる釋ぞ。綾足答へて、霧と陽炎と同語なり。カギの約キなり。ロヒの約リなり、さればカギロヒの約キリにて、いづれも天地間の一氣なり。同語にはあらざるやといふ。時に宇萬伎微笑してやがていへらく、わぬしが霧の語釋によりて、おのれも發明せる語釋あり。鷹と燕と同語なり。綾足かたぶきて、いかで鷹と燕とは同語なるべきといふに、宇萬伎、ツバの約タなり、クラの約カなり、さればツバクラの約タカなり、いづれも同じ鳥類なれば、同語同物なるもことわりなりとあざけりいふに、綾足答ふべき詞なくして閉口せりとぞ。

とある。これでその流行の程が察せられる。

話が横道に外れて來たやうだから、ついでに五十音圖の利用のあとについて、音韻及手習詞歌考に大矢氏が簡單に説いてゐるのを借用して終りとしたい。

五十音圖は古より五音圖・反圖音などいひて、之を以て往々古言古語の通略等を論じたるもの無きにはあらずれど、多くは儒者・悉曇僧・韻鏡家の漢字音人名などを反切する用に供せんに過ぎざるが如し。然るに賀茂眞淵の語意考に始めて動詞の活用との契合を説き、次いで本居春庭の、これに基きて詞の八衢を著はしてより、荷も國典を繙き、歌詞を弄ぶものは皆之に依りて義を原ね格を規さざるはなく、殊に此の圖の我が國語に對する効用の著大なるを感嘆する餘りに、上古言靈といひしは即ち此の圖中に宿れる神靈を指しゝものなりといふ説起りて、遂に言靈家と稱する一の宗教的學派をさへ出すに至れり。



次には契沖以後の國學者の研究について少しく調べてみようと思ふ。

契沖は假名遣の研究に先だつて、その根本として音と文字とに對する研究をした。その説は和字正濫鈔卷一にあり「假名の様を知らむと思はば、先聲の出る初の様を知べし。」といつて音の發生を論じ、悉曇について述べ、五十音圖の音韻的説明をしてゐる。しかしこれらについては契沖はすべてその師覺彦(淨嚴とも。元祿十五年六十二才で歿した。)の悉曇三密鈔(八天和二)卷一に見える説をそのまま踏襲したので、その異なる所は五十音圖に於て三密抄が梵字であらばしてゐるのを、

加カ 契キ 孛ク 契ケ 蒙コ  
左ナ 夾ネ 奉ノ 空ニ 養ヨ

の如く、梵字を模倣して日本字で複合字を作つただけ、オヲの所屬を誤つて、ア行をヲとしワ行をオとしたのもすべて覺彦の誤を踏襲したものであることを、久松潜一氏がその契沖傳(契沖全集第九卷)に指摘してをられる。かくて久松氏は「契沖の音韻に對する見解は僅かではあるが、別の方面に見得るかと思ふ」といつて、それらに就いて次の如くのべてをられる。

一、日本音と外國音、契沖はまだ真淵の語意考や宣長の漢字三音考の如くに甚しく、日本音を擧げて外國音を罵らなかつたが、尙

まことに本朝の音は詳雅なり(精撰本代匠記雜說 集中假名の事)とし、「彼三韓の如きは日本紀に訛て詳ならざる由、處々に見え此集第二にも言さへく韓とも百濟ともよめり。大唐も江南江北音の輕重異なる由なるに、まして衰世に至つては

中區を去て邊地を都としければにや、晚宋の後の音は詳雅ならざる歟」(精撰本代匠記雜說)と、朝鮮音、支那音を劣れりとして居る。

而して何が故に日本音は詳雅なるかといふに、「能梵音に通ずる故に知れり」(精撰本代匠記雜說)といひ、朝鮮音、支那音の劣れるは「梵文に叶はぬなり」(同上)といふ所に、契沖が梵音を最もすぐれたるものとした點が見える。これは後の國學者と異なる所であつて、悉曇學者覺彦に學んだ契沖としては當然な結論であらう。(以下略)

二、中央音と邊地の音、契沖が支那音を詳雅ならずとした理由に、「衰世に至つては中區を去つて邊地を都としければにや云々」の文句が見える。之によつて、契沖は中央の音と邊地の音とに差ある事を認め、邊地の音は劣れりとした見解を見得るのであるが、之は支那に於てのみならず、日本に於ても之を認めたのであつて、中央の音を正音とし地方の音には訛音、濁音多き事を述べて居る。即ち「凡此卷并に第二十の内の防人が歌は東の風俗の語にて訛音多し」(代匠記卷十四)の如き、「東歌なれば左須と云べきを訛て、佐都とよめるなり」(代匠記卷十四)の如き、また「東國の人は濁音多きはさる事にて都の人の濁て云をば却て清て云」(代匠記卷十四)の如き、何れも東國語に訛音、濁音の多きを認めて居つた事を證する。

三、上代音と後世の音、契沖はまた上代音はすぐれて居り、後世の音は亂れて來た事を常に述べて居る。支那の音に就いても、「衰世にいたりて北狄のために國をうばはれけるゆゑにや、今の唐音詳正ならずして聞もいといやし」(初稿本代匠記總釋)の如き批評を常に下してゐるのであるが、日本に於ても平安朝中期から假名遣の亂れてきた事を認めて居る。(精撰本代匠記雜說 集中假名の事)こはこの頃になつて音が變つて來た事を認めたのであらう。而して「景行天皇ノ御



世ノ比ハ只和語ノミ在テ異國ノ音訓アルコトナシ」(厚顔抄、上、景) 景行帝頃までは純粹日本音であつた事を認めてゐる。(以下略)

契沖は音調所謂アクセントに就いても四聲の上から見解を述べてゐる。「先和語は訓のみにして音なければ、平上去のみ聲はあれどもそれも 和語の音便にして字の三聲に預からず。況入聲は下にふつくちきの字そひて假名二三字あはせざればなき音なる故に、一字一音の和語にひとつもあることなし」(和字正濫)と、日本音には平上去のみある事を言ひ、「一音の和語の三聲少々」として、

い 膽上、ろ 鱸上、は 齒葉羽平 端上 ほ 帆上

などの文字を挙げ、いろは四十七字の平、上、去を記して居る。是等は音韻、音調などに就いて注意すべき説で宜長の如きもほゞ之に従つて居る。

眞淵の音韻に關する説は語意考に見える。これは荷田家の古傳に基いて、五十音によつて、發音のことや語の外形變遷のことや語尾變化のことなどを説いたもの、明和六年(二四二九)二月の自序がある。眞淵はこの年十月に七十三歳でなくなつてゐる。この書については村田春海が五十音辨誤の終りに、

師のしるされたる語意といへる書は、其身まかられなんきはに、かつしるしおかれつるにて、猶考改らるべきを、さる事もなきまゝなれば、おもひあやまれし事も多かり。こは世に廣むべきものならず。かのすみちがひに通ふ例などをしるされしは、猶契沖が誤をうけられしなり。すべて師の常にて、おのが心をむなくして、人の説のよきにはかしくしたるがはれれば、宜長が説はかならずよるこびて従はるべき事うたがひなし。

さるをしかあらためらるゝにも及ばでやみにしこそくちをしけれ。

と書いてゐる。眞淵は契沖の如くア行にヲを、ワ行にオを置いて、その誤に氣がつかなかつたので、その誤を正した宜長の説を見ずに死んだことを、春海は惜しんでゐるのである。宜長の序をつけて寛政元年(二四四九)の夏刊行された。平田篤胤の古史本辭經などはこの影響を多く受けてゐる。

總論の一に於て眞淵は支那天竺に比して日本は清音五十濁音二十だけの少い音で千萬の言に不足しないのは、日本の言葉の優れた所で、それは人の心直なる故事も少く、従つて言も少くて足りるであるといひ、二に於て漢字を借りて音を記すにも平、上、去の聲によつて文字をかへることのないことをのべ、三では畿内の音は正しいが地方は悪い、けれども音はどうでも言葉が違はなければ意味は通じるとき、四には文字を用ひなくては後代に又は遠方に傳へることが出来まいといふ間に對しての反駁をしてゐる。

我朝は日出づるの國にて、人幼に當る故諸まことにして世治る。天竺は日いるの國にて人老に當る。故に人心精しくしてさかし。唐は日の中の國にして人壯に心あしき故、世不<sub>レ</sub>治、滅<sub>レ</sub>主<sub>レ</sub>て己れ立ち、遂に他に奪はる。然れば萬づ我朝をこそ崇むべけれ。

かういふ考へで、我國のものをすべてすぐれてゐるといふことにするのであるから、勢ひその論には無理が出来るのである。

本論ではまづ五十音を説き、音の通ふ例をあげてゐる。又、

阿<sub>ア</sub>と於<sub>オ</sub>は言の下にいふ事なし



良利留禮呂は言の上にいふ事なし

言の始を濁る事なし

といふやうな説もあり、延言、約言（假名反しのことである）、略言清濁を通はしいふ例、等の研究もある。最後に音便のことに少々ふれてゐる。眞淵は音便といはず言便といつてゐる。

支那天竺に比して日本の古語音聲が優れてゐるといふ考へは、眞淵の弟子本居宣長に至つて極端に説かれた。それは漢字三音考に於て見られる。三音考には天明四年（二四四四）五月の小篠敏といふ人の序がある、天明五年二月に刊行された。吳音漢音唐音の三音についての説であるが、その大部分は文雄眞淵その他の先人達の影響をうけて成つてゐるもので、宣長の創見ともいふべきは、國語の純粹正雅であることを國體に附會して説いた點位である。その第一に「皇國ノ正音」と題して次のやうにのべてゐる。

皇大御國ハ、天地ノ間ニアラユル萬ノ國ヲ御照シ坐マス、天照大御神ノ御生坐ル本ツ御國ニシテ、即其御後ノ皇統、天地ト共ニ動キナク無窮ニ傳ハリ坐シ、千萬御代マデ天ノ下ヲ統御ス御國ナレバ、懸マクモ可畏天皇ノ尊ク坐マスコト、天地ノ間ニ一ツナクシテ、萬國ノ大君ニ坐マセバ、異國ノ王等ハ、悉ク臣ト稱シテ、吾御國ニ服事ルベキ理リ著明シ。然ルヲ禍津日ノ神ノ心ニヨリテ此ノ理蔽ハレテ未ダ顯ハレズ、世ノ人ノ心皆外國籍ニ眩惑セラレテ、是レヲ悟ルコトアタハズ。イトモ悲シキワザナリケリ。サテ如此尊ク萬國ニ上タル御國ナルガ故ニ、方位モ萬國ノ初ニ居テ、人身ノ元首ノ如ク、萬ノ物モ事モ、皆勝レテ美キ中ニ、殊ニ人ノ聲音言語ノ正シク美キコト、亦莫ニ萬國ニ優リテ、其音清明トキヨクアザヤカニシテ、譬ヘバイトヨク晴タル天ヲ日中ニ仰ギ瞻ルガ如ク、イサ、カモ曇リナク、又單直ニシテ迂曲レルコト無クシテ、眞ニ天地ノ間ノ純粹正雅ノ音也。サテ其古言ノ正音ハタゞ四十七ニシテヤノ行ノイエト、ワノ行ノウトヲ加フレバ都テ五十ナリ、是レニカノ行サノ行タノ行ハノ行ノ韻音、合セテ二十ヲ加フレバ、都テ七十ナレドモ、韻音ハタゞ清音ノ變ニシテ、モトヨリ別ナル者ニ非ル故ニ、皇國ノ正音ニハ、是ヲ別ニハ立テズ、清音ニ攝スルモノ也。サテ其五十ノ音ハ、縦ニ五ツ横ニ十ツツ相連リテ、各縦横音韻調ヒテ亂ル、コトナク、其音清明ナルガ故ニ、イサ、カモ相涉リマギラハシキコトモナク、一ノ音ニ平上去ノ三聲ヲ具シテ言ニ隨テ轉用ス。又五十ニシテ足ザル音モナク、餘レル音モナキ故ニ、一ツモ除クコトアタハズ、亦一ツモ添ルコトアタハズ。凡ソ人ノ正音ハ此ニ全備セリ。サレバ此五十ノ外ハ、皆鳥獸萬物ノ聲ニ近キ者ニシテ、濁雜不正ノ音也ト知ベシ。

次に「皇國言語ノ事」と題して、我國の言語は活用により又助辭によつて、その意義がこまかに精しく分れることは外國の言語の比ではないと説き、「外國ノ音正シカラザル事」「天竺國ノ音」「鳥獸萬物ノ聲」等の題の下に皇國の音の正雅な事を證明してゐる。即ちその説によれば、天竺には我國のやうな正しい音もあるが濁雜不正の音もある。最も悪いのは支那の音で、ア、と呼ぶ音がオ、ともワアとも聞えるやうな、朦朧と濁つた、曇り日の夕暮の空を見るやうな音があるかと思ふと、東西をトンスキ、春秋をチユインチユウと今の唐音でいふやうに、濁雜紆曲の音が多い。これは古の音も同様である。又、入聲といつて韻が急促るものがあり、バビブボといふやうな所謂半濁音がある。これらは甚だ不正の音で、我國の古音には半濁音はない。又韻をンとはぬる音が殊に多いが、ンは口の音ではなく、全く鼻から出る音で、我五十音の中には入らない。不正な音であるからこの音も我國の古音には無いのである。すべて鳥



獸萬物の音には、五十音のやうに單直で正しいものは一つもない。外國人の音は鳥獸萬物の音によく似てゐる。これが我國の音が正しく外國人の音が不正だといふ明かな證據である、といふのである。

次に「皇國ニシテ漢字音ノ始」漢字音撰者ノ事「吳音先定マレル事」「皇國ノ漢吳音ノ論」「博士ヲ置テ字音ヲ正サレシ事」「此方ノ字音ハ古來誤リ無キ事」等の題下に、我國に於ける支那字音に就て説いてゐる。その大略をいへば、應神天皇の御代に始めて漢籍が渡來して、皇子宇治ノ若郎子ワケイラツコがそれを學ばれたのであるが、漢字の音訓が定まつたのは恐らくこの頃からであらう。それも支那音は前述の如く侏離缺舌不正鄙俚の音で、到底我國に於て支那音そのまゝを採用すべきものでないから、或は拗音を直音に、或は鼻聲を口聲に、或は急擧る韻を舒緩に等、夫々改めて、甚しく不正鄙俚なる所を去り、皇國自然の音に近いやうに定められたもので、それは阿直岐、王仁等が我國の賢人等と相談して撰定したのであらう。そしてその初の音は吳音であつたらう。それは吳國は土地が我國に近いから、音も亦我國のに近い故であらう。其の後支那では漢音を正ししてゐる事を知つて、前と同様な手續で漢音を適當に改めて採用した。又、持統天皇以後に音博士を置いて字音を正されたのは、元來我國の字音が支那音のまゝを採用したのでないから、支那を尙ぶあまりその國の眞の音を用ひようとしてのことであるが、「ソハモトヨリ皇國ノ音ニ甚遠クシテ輒ク學ビ得ガタク、又タトヒ學ビ得タトイヘドモ、侏離缺舌不正鄙俚ノ音ナレバ、實ニハ王公貴人ナドノ讀書ナドニ、サラニ用フベキ者ニ非ルガ故ニ」結局世に行はれないで、もとめたまゝの漢吳音が残り傳つたのである。さてその音、支那では自然に發達した音であるから時代によつて變遷があるが、我國のは撰定採用したのであるから、當初採用したまゝの音が傳つて、時代をへて訛つてゐるといふことが無い。といふのである。かくして次に「皇國字音ノ格」

を説いてゐるのであるが、こゝに注意しなければならぬのは、ンの韻についてである。彼はいふ、

凡テンノ韻ハ、イトウトノ變ニシテ、此二韻ヲ多ク鼻ヘカケテ呼フ者ナリ。抑ハ是鼻ノ聲ニシテ正シカラザル故ニ、皇國ノ古言ニハコレアルコトナレバ、字音ノ韻モ、古ニ初メテ定メラレシ時ニハ、如何アリケム。本ノマ、ニント呼シ歟、又轉シテムトサダカニ呼ビシ歟、サダカナラザレドモ、皇國言スラ中古ニ至ッテ、ム等ハ音便ニント呼ブ者多クナリヌルヲ思ヘバ、字音モ原ハムナリシヲ、後ニ音便ニテ凡テント呼ブコトニナレルニモアルベシ。……………

梵字ニハ、空點ノ者ニ喉内舌内唇内トテ三ツノ差別アリ。漢ノ對注ニ、仰講向等ノ字ヲ用ヒタルヲ喉内聲ト云、安見捍等ノ字ヲ用ヒタルヲ舌内聲ト云、奄嚴劍等ノ字ヲ用ヒタルヲ唇内聲ト云ヘリ。此ノ字ドモフ此方ノ音ニテ分ツニ、仰等ハウノ韻ナレバ喉聲ニ論ナキヲ、安等奄等ハ共ニンノ韻ニシテ、舌唇ノ差別ナシ。……………

これに就いては、字音假字用格にも次のやうにいつてゐる。その最後の、「韻ノむの假字」といふ所に、

撥ル韻ノ假字ノコト、或説ニ今いふ、義門の男信に、女雄の和字大觀開口音ノ字ニハんヲ書キ合口音ノ字ニハむヲ書ベシト云ヘルハ、甚シキ妄説ナリ、其差別アルベキ由ナシ。韻ノ假字ニハむん通用スベシ。無武務牟等ノ音ニハ必ズむヲ書クベシ。んトハ書マジキコト也。猶んノ音ノコトハ論アリ三音考ニ委ク云ヘリ。

要するに宣長はンに就ては舌内唇内の差別を認めてゐないのである。然し我が上代人は明かにそれを認識してゐたので、宣長の説は誤つてゐるのである。

漢字三音考にはなほ支那に於ける漢音・吳音・唐音・四聲のこと其他の説があつて、最後に音便の研究を附録とし



てゐる。眞淵の語意考では一寸ふれてゐるだけであるが、これは頗るまとまつたもので、音便の研究には是非参考すべきものである。

上來略述した所で見ても、漢字三音に於ける宣長の説は、國語の音を最も優れたものと見ることに急であつて研究が學問的でないことが知られる。それは國體を發揮しようといふ彼の理想がわざわひしたのである。

前に一寸名を出した字音假字用格には、「喉音三行辨」を所屬辨「字音假字總論」等の説があつて最後に字音の假名遣が示してある。喉音三行辨はヤワ兩行はア行から分出したものだといふことをとき、おを所屬辨はア行をおとしワ行をとすべきを論じたもの。字音假字總論には、契沖が和字正濫要略に於て、反切の上字を以てい・ゐ、え・ゑ、を・お等の假名遣が定められると説いたのは誤であるといふ説や、漢吳音圖説の著書に、「此二圖ハ此贅物ナリ」と評し去られた字音開合指掌圖、字音假字三會圖等がある。こゝで最も注意すべきは、所屬辨である。

一體五十音圖に於て、おをの所屬を誤つたのは覺彦や契沖に初まるのではない。「于時文治元年仲冬二十三日北山隱俊涼金草之」といふ奥書のある管絃音義(群書類 從所収)に既に

阿 字 伊 乎 衣  
和 字 爲 於 惠

と、ををア行に、おをワ行にしてある。文治元年は壽永四年(一八四五)に當り、平氏が西海に亡びた年である。この後足利時代を経て徳川時代に入つていよく亂れて來ておをばかりでなく、い・ゐ、え・ゑなども混雜してゐたものもあつた。契沖は覺彦の説をうけて、おをの所屬だけを誤つたのであるが、春海によれば荷田春滿はををア行におくべ

しとし、眞淵も最初はそれに従つたといふ。(五十音 辨誤)

契沖はおをの所屬を誤つてゐたので、普通の説明に困る問題を生じた。そして、

愛宕(あたご) 此あとおとかよふ様人に尋ぬべし。たわわをとをといひ、わななくををのくといふ。此わとを  
と通ふ様もおなじ。



かくのごとくすみちがへにかよへり。犬(いぬ) 息(いき) 居(をる) 是らもたぬづべし。(和字正濫鈔卷五)

と疑を残して後の學者をまつた。契沖をそのまま承けた眞淵が語意考に於て

阿行と和行と隣通に通ふは、阿毛(アモ)と於毛(オモ)(母を云ふ)、阿謝(アサ)萬志(マンシ)と於會(オノ)萬志(マンシ)、阿多期(アタゴ)と於多藝(オタギ)、登乎乎(トナナ)と多和(オワ)、乎乃乃久(ウノノク)と和奈奈久(ワナナク)の類なり。

と説いてゐるのは何の不思議もない。

宣長の發見はこれらが暗示となつたのであらうといはれる。彼は次のやうな根據のもとにその所屬を正した。

1. 息(いき)を於伎(オキ)とも通はしていふのは、於はア行であるからであり、居(をる)を乎流(ウリウ)とも、多和夜女(オワヤメ)を多乎夜女(オホヤメ)ともいふが如きは、乎がワ行であるからである。

2. 一音の地名はその韻の音を加へて必ず二字にかく例の所、紀伊(キイ)、都宇(ツウ)(備中の郡名)、弟騎(ニキ)(備中の郷名)、呼喚(ウヅ)(和泉の郷名)、喚喚(ウヅ)(大隅の郡名) 等すべて韻は「あいうえお」に限るから、これも「お」はア行とすべき證である。



3.「あいうお」の四音は、語の中にあるとき省かれる例があるが、「を」の省かれる例はない。これもおがア行であるべき證である。

4. 字餘りの歌は必ず「あいうお」の音のある句に限る。

5. 天曆以前の吉書に「お・を」の假名に用ひた字を見ると、「お」をア行、「を」をワ行とすると悉く韻書に一致する。

1. は契沖の隅違の通とした例、2. の贈喉も既に契沖が疑つてゐた例である。

贈喉 そお 和名に會於と假名を付。大隅國郡名なり。熊襲といへる所、熊は本朝に大きなる物、おそろしき物などに付ていふ詞、もろこしの物の名に、王の字、馬の字などを付て呼ごとし。會といふひともし短ければ、ひゞきの於をそへて會於といふか。會乎とあるべきに、於を用たる心知がたし。も彼國の聲上になまりて重ければにやあらん。凡おの字下に付こと、此ひとつより外になし。箕面をみのおとかけど、此おは面にあたりてみのおもといふべきを、もを略したれば下にあれども下ならず、別義なり。(和字正濫要略。中下のおの條) かうして五十音圖は正しいものにせられたが、こゝに一つの不思議は、宣長と同時の學者で富士谷成章といふ人があり、この人の脚結抄の一に、經緯圖として五十音圖があげてあるが、それにはおをの所屬を誤つてゐない。そして世にたてぬきのことわりをしらぬ人、あたてのおもじをわたてにおき、わたてのをもしをあたてにおくはあやまれり。師説たてぬきの辨あり。

註。あたてはア行、わたてはワ行といふ意。師説といふは成章の説をさしてゐる。この書は成章が口授したものを門人が筆記して出した形式をとつてゐるのである。

とあるだけで、他に説明がない。

あゆひ抄は、「おほむね」の終に、

安永二年六月 吉川彦富 同識  
井上義胤

とあつて、安永二年(二四三三)に出來たことを示してゐるが、刊行はずつと後れて、同七年三月になされた。

字音假字用格は安永四年正月十日の自序があり、安永五年の春刊行になつた。して見ると、脱稿はあゆひ抄の方が早く、刊行は字音假字用格が早いことになる。そこでこの五十音圖のおをの所屬を正したのは、宣長と成章と各獨立の發見であるか、或は何れか一方が他の影響をうけてゐるかといふ問題が起る。

おを所屬辨で宣長は、

予年來此、假字ニ心ヲ盡シテ、近キコロ始テ所屬ノ錯レルコトヲサトリ、右ノ如ク是ヲ改メテ、コロムルニ、古言及ビ字音の疑ハシキ者悉ク渙然トシテ氷釋セリ。

といつてゐて、成章の説を見たとはいつてゐない。一方成章關係の方では、成章の子御杖の北邊隨筆に、音の存じといふ項に於て、成章の言葉をしるして、

亡父云……またあ經のお、わ經のをを、おきたがひ來れるをわきまへたる人なし。今、紀伊、基肆のたぐひをもて贈喉をおもひ、又もじあまり反切のよしを思ひ、かつ催馬樂の讚などにも、をこそとの列にもじを引聲するに、乎々とはかかずして、於々とのみかきたるにて、はじめてこれをさだむ。後の人よく見定めよ。(御杖云。此たがへる事もまた他家に同説ありとぞ。人の説をば亡父かく書くべきやうなし。猶かのもじあまりの説など、たゞもののはしにかきつけ置きて、今まで世にしめさざりしかば、亡父が説とはしれる人のなきなり)



といつて、これもその創見である事をのべてゐる。

又、宣長の門人平田篤胤もこの問題について、古史本辭經の古言學由來第十の中で、

さて其の脚結抄に右の如く(記音いふ、前掲、「師説」は云へど、是より前、明和四年八月板に彫たるかざし抄には萬きまゝ袁を阿行に於を和行におきて、挿頭の詞を説たり、是を以てあゆひ抄に右のごと書たるは、鈴の屋(記者いふ、宣長の)の説を襲ひ取れる也、と論ふ人あり、其はいかが有らむ。少後ヤれては有んなれど、期ハカらず師と同按なりしも知べからず。

と公平な所を見せてゐる。

音韻に關する上田秋成と宣長との論争とにおいて、宣長の書いた呵刈霞を見ると、秋成が、

あいうえをの位置を改められし事、古言を説に益ありて聞ゆ。……實には於袁の所屬を改められしこと、叟と不二谷成章の功少からず……

といつてゐる言葉に對して、宣長は一言もつてゐない。又、玉勝間卷八に、藤谷成章と云ひし人のことといふ題で、ちかきころ京に、藤谷、専右衛門成章といふ人有ける。それがつくれるかざし抄あゆひ抄六運圖略などいふふみどもを見ておどろかれぬ。それよりさきにもさる人有とはほの聞たりしかど、例の今やうのかいなでの歌よみならんと、みもたゞざりしを、此ふみどもを見てぞ、しれる人にあるやうとひしかば、此ちかきほどみまかりぬと聞て、又おどろかれぬ。(下略)

とある。これで見ると宣長と成章とは生前一度も會つてゐないことが察せられる。且つ宣長はあゆひ抄を成章の死後

はじめて見たやうである。成章は安永八年(二四三九)に四十二歳で歿したのである。又あゆひ抄を見たらその五十音圖にも目がふれて何とか感想がありさうに思はれるが、それについては宣長は何とも書いてゐない。

要するにこの問題は、字音假字用格とあゆひ抄との出版年月からいへば、成章の方が後であるから不利な立場にあるが、材料がないので決定的のことはいへない。互に獨立に考へたと見るより今の所仕方があるまい。

宣長と同じ眞淵門である村田春海は、寛政五年(二四五三)三月六日に五十音辨誤一冊を書いて、中に於乎の所屬について説をなし、

五十音に阿行に乎を置ことは誤なり。こは本居宣長が考いでたる事にて、こごわりいと明らかなり。さてこは宣長が言をまたず、古く五十音の事をしるせしものを見るに、皆於を阿行に置たり。また惠を阿行に置といふ説もひがごとなり。是も正しき證あり。

といつて、宣長の引いた例證を引いて於乎の所屬を定めてゐるが、その例は宣長の例とは斷らないで、いかにも自己の發見なるかのやうな書振である。篤胤は之に對して大いに奮慨して、古史本辭經古言學由來第十において、

村田春海が五十音辨誤といふ物あり。此は其の獨見のごと書こそすれ、我が師の説に本づける舉にて、中に論ひ得たる事もなきには非ぬど、また却りて贅言蛇足にわたり、且つ契沖を始め字斯たちの冤ウツたるべき事も多かれば今の因に其の冤を雪ぎがてら、其の非説ヒガゴトをも辨へてむ。

といつて、一々その本文をあげて辨じてゐる。前掲「五十音の阿行に乎を置ことは云々」の説に對しては、篤胤云、岡本保考ぬしの言に、春海が言に、宣長が言をまたずと云へるは腹ぐるし。此はかの玉あられ論を書た



る徒の、本居翁の玉露丸の功能によりて、其の論を書たるに同じと云へれき。此は知言と云ふべし。其は鈴の屋のおをの所屬の辨を見ざりし前に、はやく其の由を古書より見出て下に記せる如く書連ねおきて、然て後に所屬の辨を見たらむには、宣長が言を俟ずとも云べし。鈴の屋の然る辨を見て始めて驚き、その驚ける眼をもて見し故にこそ、和名抄なるを始め種々の書にさる所屬なるをも見出たり。然れば争でか宣長が言を俟ずと云ことを得む。かく腹黒なる心を、負じ魂とも妬心とも謂ふ。但し此は春海のみに非ず、かの末輩犬養學者の著書大抵かくの如し。

といつてゐる。さうして更にその人格にまで言及して、

この人わが師の世に在<sup>イッ</sup>かりし時に贈れる消息ぶみに、萬世古學の師たる由など反す反す稱讃して、末派春海が倫までも御陰によりて光輝を得る由など云へるに合せて、師の身退<sup>ミカ</sup>られし後は、人の師の事に及ぶごとに、口を極めて譏り罵り、すでに和泉眞國といひし者に贈れる文には、師の學風を奸術、偽學とも云ひ、本居といふ古狐に計られなども云ひ、其の琴後集を撰べる時は、葛西賢に按文して師を諷刺せしめ、清水濱臣に按文して靈の行方といふ戯書を作しめき。此はみな己れまさに見聞しつる事どもなり。と攻撃してゐる。

おをの所屬は宣長の研究で訂正せられたが、その根據は完全とはいはれない。字餘り歌などについての説は、甚だ頼りにならないものである。その缺點を補つて、宣長の研究に動かぬ根據を與へたのは、若狹小濱の妙玄寺の信東條義門である。その於乎輕重義は、文政十年(二四八七)四月に稿を起して、同閏六月六日に成つた。天地二卷から成

る。寫本である。

我今カノ辨(記者云、宣長のおをの所屬辨をさす)ヲ潤削シテ、遠クハ覺師(覺大)ノ阿伊宇衣於ヲ證スル資トシ、近クハ即ソノ用格者(伊勢本居宣長先生)ノ本意ヲ達シテ以テ蒙ヲ啓カンガ爲ニ、正ク於乎二音ノ輕重ヲ論定セントスルニ二科アリ、曰ク初ニ證據ヲ舉テ後ニ疑難ヲ釋ス。

といふことで、天の卷では於がア行、乎がワ行なるべき證據をあげ、地の卷ではそれに対する疑難を解いてゐる。その證據には先づ宣長のあげたものを吟味し、更に自身の見出した證據を附加して、動かぬ所二十ヶ條をあげ、更にその一々について、反駁されるかも知れない點を考へて詳細に吟味してゐるのである。その證據の二十番目は、「中古マデ現ニおヲ阿行ニオケリトモオボシキコトアルヲ考フベシ」といつて、五十音辨誤の中に村田春海が、おをの所屬を誤つたのは契沖が初で、古いものは次のやうに正しくあるといつて引いてゐる。定家の明月記、釋日本紀、天文年中の寫本である略本和名抄等を引いてゐる。但し義門は五十音辨誤を見た譯ではなく、清水濱臣からの又ぎきで、それについて次のやうにいつてゐる。

コレハ皆村田春海ノ考ナリトテ、其門人濱臣ノカタレリシマ、ニ述ブル也。但其時ナホカタレラク、コレラノ例ヲミレバ於ヲ輕音ア行ニ屬スト云コト、何ゾ宣長ヒトリ辨ゼシナラント彈ゼリ。然レドモ中々ノヒガ評メクナリ。カノ用格ニ引モラセリトオボシキ證ドモノオヒツギテナホイデ來ナンニハ、カノ用格ヲ強々稱嘆シテコソアルベケレ、吾ハ然思フニヨリテ、コレヲモ即カノ用格ノ辨ヲ成立スル助ト、ココニ出シオクナリ。

篤胤を怒らせた春海の門人である濱臣の人格と義門の人格とがうかがはれて面白い。



字音假字用格と漢字三音考にあらはれた宣長の音韻論は、上田秋成の反對に出あつて、その論争が呵刺霞となつた。呵刺霞は上下あり、原本は寫本で宣長全集によつて版になつたのであるが、萬全集本は篇の前後を誤つたといつて、増補宣長全集では之を正してゐる。下には、「錯狂人上田秋成評同辨」とある、宣長の錯狂人に對する秋成の批評と、それに對する宣長の辨とがある。錯狂人は藤井貞幹といふ人が天明元年七月に衝口發を書いて、日本の古史に對する意見をのべ宣長の説をそしつたので、その反駁の爲に天明五年十二月に書かれたものである。音韻の論争の方は上の方で、「上田秋成論難同辨」とあり、最後に天明七年正月とある。ンの問題。半濁音の問題。おの所屬の問題等について論争してゐるが、ンの問題が最も多く論ぜられてゐる。

題音勻々主とする西の國々に、すらんと呼ぶに一定の字なきは、んは音にあらず勻なれば也。しかれば御國の單に出たる言には、んの音有べきにあらずといはんに、御國にも上よりの連聲に隨ひて、自然にんの音あるを、其に然るべき字を假わづらひて、牟爾毛等の音の方弗たるを用ひて、其唱ふるには活用して咏歌せしならんとは、ひたすらに思はるゝ也。

西の國々にてもんは音にあらず、勻なる事勿論也。しかれども御國の音は雜者もいへることく單直なる故に勻といふ物はなし。さて連聲にしたがひて自然にんの音あるは、中古以來音便にくづれたる詭言にして、本の正しき言にはあらず。抑自然の音に古今の異はなければ、今の人にんの音あれば古の人とてもんの音も有つらめども、それは不正の音なるが故に、古へは言語に用ふることなかりしなり。……

翻上古にんの聲ありといふは、其證まづ漢字にんの音あること、叟も元來しか聞えらるゝを、其字を假りて書ける

が萬葉集に許多見えたり。見點、告象、行覽、別南、亂今可聞、戀也久良三、これらの字、漢にんの音なること明白也。さるを字にては一定の字なき故に、武牟無舞等の音を假て、其活用には上よりの連聲にて、自然の開口に隨ひ、む共ん共呼ぶべき也。それを悉々にむとのみ唱へむには、開口の妙用文字のために活動することあたはず。

翻古へは右のてんけんらんなんの類をも、てむけむらむなむと、むをさだかに呼しを、それに點兼覽南等の音の字を書けるは、んがむに近き聲なるに依て借りたる物なり。然借りたる例は集中にも他書にも多き中に、地名の神なみを甘南とも書る類を思へ。もしんの音の字を書るを以て必ずんと呼し證とせば、神なみをも古へはかんなんと呼べりとせんか。又右の別れなむなどのなむに音ノ字を借りても書り、音は今とてもなむとこそいへ、なんとはいはず。……

翻叟云、自然の音にも金石絲竹草木羽毛の音は人の音にあらねば不正音とすべし。漢土の人も音聲それに似たればこれ又正しからずとや。糸竹不正の音ならば人の言語に合奏すべからず。草木いかで神を和め奉らむ。上古は言語を糸竹の音勻に合せて、聲を調へ咏歌せしにあらずや。……元來ひとへなるが正きといふも音の長きが不正といふも、叟一人の心にてこそあれ、いづれの國々も自然に出る聲なれば何の論なき事也。我輩し他卑しの説は、直き御國魂の人心ともなし。……

置こは余がいへる事をいかに心えて難したるぞ、大に相違の事也。余はいかにか萬物の聲を不正也といはむ。人にして萬物の聲に近きをこそ不正とはいふなれ。抑人は人の音、萬物は萬物の音なれば、其不正の各々異なり。



然るを人にして萬物の音に近きはこれ不正にあらずや、萬物にして人の音に近からむも又不正也。……我食し他卑しといふは直き御國心ともなしといふも、いみじきひがごとなり。尊きを尊しといひ、卑きを卑しといふぞ直き御國心には有ける。……

すべて此のやうな調子で宣長の説は相かはらずである。連聲のんについては東條義門も秋成に賛してゐる。即ち奈萬之奈の中で、

鼻觸ノ音ハフツニ無シト云ヘルニ、ウルハシキ言ノ葉、謠フベキモノナドニハゲニ無カリメド、物ノ音響ヲ寫サントスルニ所謂鼻觸ノ音ナカルベカラズ。又古へ也トモ言ノイヒ連キニヨリテハ、サスガニニ近キ音聲、人語ニモ必シモナカルベキニアラズ。

助動詞のむに就ても、同書の中で

流石ニ聊ハ鼻ニモ係テ云ヒシニテ、むかし、さむしろ、たのむナドノ如ク、定々トヲ呼ベルニ少シノカハリモナキニハ非リケラシ。

といつてゐる。

この奈萬之奈といふのは、上中下三卷あり、宣長が字音假字用格に於て、「韻ノ假字ニハむん通用スベシ」といひ、三音考に於て、「安等庵等ハ共ニ韻ニシテ、舌音ノ差別ナシ」といつて、所謂舌内音と唇内音との差別を認めてゐないのに對して、我が上代人はそれを明かに認識してをつたといふことを考證して、宣長の誤を正したもので、義門の跋文によれば、文化五年(二四六八)に一まづ脱稿したが、文政七年(二四八四)の冬江戸に出て太田全齋にあひ、そ

の著漢吳音圖、音圖口義等を見、更に考て天保六年(二四九五)六月二十二日に定稿が成つたといふ。書名は上野國利根郡の郷名男信を和名抄に奈萬之奈とよんでゐるが、それは男がなむ信がしんであるへき區別を、古く認識してゐた適例であるとして名づけたもの、義門の序説によれば、彼は一年京都の高倉學寮にをつた時、その宗派の書に、信心の二字いつもシンジムと假名づけがしてあり、其他の文字についても韻のムが區別してゐるのを疑つて、ある學匠に尋ねた所、

サレバヨ、凡ソ萬葉集等ノ正キ古書ドモヲミルニ、世ニハイハユル撥ル韻ノ文字ドモヲ、和語ニアテ、借り用ヒタルヤウ、まみむめも音ニ填テタルト、なにぬねのノ音ニ用ヒタルト、キハヤカニ分レタリ。其古へなにぬねのノ音ニカレル韻ノ字ドモハ、ナド假名附ベキ字也、又まみむめもニ用ヘル限リハ、トヤウニ附クル字ドモト、相分レタルゾ。

と誨へられたので、其後書をよむ度毎に注意して考へたら、次第に明らかめられて來た。それには宣長の、地名字音轉用例といふ書がよい参考になつたとある。

地名字音轉用例は寛政十二年(二四六〇)に刊行せられたもので、

凡ソ諸國ノ名、又郡郷ナドノ名ドモ、古へハ文字ニカ、ハラズ、正字ニマレ借リ字ニマレ、アルベキマ、ニ、身刺三野科野道奥稻羽針間津嶋ナドヤウニ書キ、或ハ上毛野下毛野多遲麻ナド、字ノ數ニモカ、ハラズ、三字ナドニモ書キタリシヲ、ヤ、後ニナリテ字ヲ擇ブコト始マリ、又必ズ二字ニ定メテ書クコトトハナレルナリ。續紀和銅六年五月ノ詔ニ、畿内七道諸國郡郷名著好字ト見エ、延喜式民部式ニ、凡諸國部内郡里等名並用ニ二字ニ必



取<sub>レ</sub>嘉名<sub>ナ</sub>ナド見エタルガ如シ。(中略) サテ國郡郷ノ名、カクノ如ク好字ヲ探ビ、必ズ二字ニ書クニツキテハ、字音ヲ借リテ書ク名ハ、尋常ノ假字ノ例ニテハ二字ニ約メガタク、字ノ本音ノマ、ニテハ其名ニ叶ヘ難キガ多キ故ニ、字音ヲサマ<sub>レ</sub>ニ轉ジ用ヒテ、尋常ノ假字ノ例トハ異ナルガ多キコト、相模<sub>ノ</sub>相、信濃<sub>ノ</sub>信ナドノ如シ。カ、ルタグヒ皆是<sub>レ</sub>物物シキ字ヲ探ビテ、必ズ二字ヲ約メムタメニ、止<sub>ム</sub>事ヲ得ズ如此ザマニ音ヲ轉用シタル物ナリ。然ルニ後ノ世ノ人此ノ義ヲタドラズシテ、國郡郷ノ名ドモノ、其字音ニアタラザルコトヲ疑フ者多シ。殊ニ漢學者ナドハ、タ<sub>ゞ</sub>漢籍ヲ見馴<sub>レ</sub>タル心ニテ字ヲ本ト心得ルカラ、其音ニ當ラザル地名ヲバ後ニ訛レルモノトシテタトヘバ相模ハモトサウモ、信濃ハシンノウナリシヲ、サガミシナノトハ後ニ訛レル也トヤウニサヘ。思フメリ。是<sub>レ</sub>イミジキヒガコト也。サガミシナノハ本ヨリノ名ナルニ、相模信濃ナドノ字ハ後ニ壞タルモノニテ、末ナルコトヲ辨ヘザルモノ也。是ニヨリテ吾今カ、ル惑ヲサトサムタメニ、地名ノ唱ヘノ其字ノ本音ニ合ハザルモノヲ類ヲ分テ聚舉<sub>ゲ</sub>テ、轉用ノ例ヲ示スナリ。

といふ目的のもとに著はされたので、次にその項目と例とを抄出すれば

- ウノ韻ヲカノ行ノ音ニ轉シ用ヒタル例
- |    |     |    |                   |
|----|-----|----|-------------------|
| 相模 | さがむ | 香美 | か <sub>レ</sub> み  |
| 愛宕 | おたぎ | 餘綾 | よろぎ               |
| 勇禮 | いぐれ | 香山 | か <sub>レ</sub> やま |
| 伊香 | いかご | 愛宕 | あたご               |

ンノ韻ヲマノ行ノ音ニ通用シタル例

- |    |     |    |      |
|----|-----|----|------|
| 伊參 | いさま | 男信 | なましな |
| 安曇 | あづみ | 印南 | いなみ  |
| 南佐 | なめさ |    |      |
| 惠曇 | ゑとも |    |      |

ンノ韻ヲナノ行ノ音ニ通用シタル例

- |    |     |    |      |
|----|-----|----|------|
| 信濃 | しなの | 因幡 | いなば  |
| 丹波 | たには | 乙訓 | おとくに |
| 讃岐 | さぬき | 敏馬 | みぬめ  |
| 雲飛 | うねび |    |      |
| 信夫 | しのぶ |    |      |

ンノ韻ヲラノ行ノ音ニ轉シ用ヒタル例

- |    |     |    |     |
|----|-----|----|-----|
| 讚良 | さらら |    |     |
| 播磨 | はりま | 平郡 | へぐり |
| 駿河 | するが | 敦賀 | つるが |

かうして種々な場合をあげ、主として和名抄から例をとり、各字についてその轉用を説明してゐる。ン音に對して







ルヲ、後モシ廣ク用ルコトニナリタランヲリニ、コノ◎ノカナノナカリシ代ニハ促ル音ハタエテナカリシ者也トイヒテ、日本薩州ナドミナニ智、幸ノチノ如クチヲサダカニイヒシモノゾト云ハンガ如シ。

といつてゐる。これはいかにもその通りで、その音を表記する文字がないからとて、その音が存在しなかつたとはいはれないことは、この章の最初にも述べたことである。又前にも述べたやうに、宣長は漢字音をそのまゝは採用せず、御國の音に適するやうに改め直して採用したといふのであるが、それはまづ、應神天皇の代に漢籍が始めて傳來し、字治ノ若郎子がそれを學ぶにあつて、阿直岐王仁等が我が國の賢人等と相談して音を撰定したといふ所からすでに誤つてゐるので、成程史籍にもあらはれたところでは應神天皇の御代がはじめではあるが、外國との交通はそれ以前からあつたので、従つて支那の言葉も漸次に輸入されてゐる筈であるから、それらの自然の有様を考へると、或る少數の人が漢字音を國音に適するやうに撰定して普及させるといふことは、到底考へられぬことであつて、義門に從つて出来るだけから人の發音のまゝを學ぼうとつとめたと解釋するのが穩當である。

さて上のやうな考の下に研究した結果、義門は、古書に「なにぬねの」又「らりるれろ」の音に借りた韻の字は、何れも韻鏡に於て臻山に攝せられる音である、「まみむめも」の音に借りたるものは皆、深成に攝せられる音であつて、この間に少しの混雜もない、といふことを發見して、一々實例を韻鏡に照して證明した。これはつまり上代人が外國人の發音をきゝ分けて、唇内舌内二音の差別を認識してゐた證據で、義門も

サテ彼ノカラ人ノ眞ノ口呼ヲ聞ケンニ、舌ニアタリツツ鼻ニ係レルハ皇國言ヲ寫ストキなにぬねのノ音ニ用ヒ、音ニフレッツ、鼻ニカ、レル韻ノ字ドモハまみむめもニツカフコトオノヅカラ分レニテ、韻鏡ナド云書ハ名モ未

ダ聞エザリケン代ノ古書ドモ、スデニ然書キ別ケテアルヲ遙カナル後ニカノ邦ヨリマキ來テ傳ハル韻鏡ニ照シミレバカノ臻山ノ攝ハコノなにぬねの、彼ノ深成ノ攝ハ此ノまみむめもトサル字ドモノ明カニワカレテアルハ、返々モ奇ク妙ナル者ニテ、是ニ就テモ思ヘバ最欣バ敷ハ上レル代ノ人ノ口耳ヨ。と讚嘆してゐる。

かくて、於乎輕重義に於けると同様に、その主張に對して疑難となるべき材料を集めて、中卷に於て問答の形をかきりて一々辨明し、下卷にはムを書くべき文字、ンを書くべき文字を列擧した。下卷にはまた「梵音ニ廻リテ◎◎ノ別ヲ審ニスル圖説」曰はん 思はん らん ナドハ通ジ書ベキ義」などの説もある。

天保五年(一四九四)に出來た關政方の備字例卷<sup>も</sup>、宣長の字音假字用格の意見を正したものである。天保六年九月に成つた附録をつけて、同十三年に刊行された。秩序立て、論じたものではなくて、「蟬」「文」「曼樂」「支那」「近義」「灘」「安達」等の字音の用ひさま、せみ・ふみの語源は字音から來たのではないといふやうな考證が、自らの問題や何かを解決してゐるのである。

黒川春村の門人白井寛蔭の音韻假字用例も字音假字用格の批評として重きをなすものである。三冊あり、上卷は音圖、中下の二卷はその附説である。萬延元年(一五二〇)に出たもので、終りに

萬延元年庚申閏三月鏤梓 白井檢校藏板

とあるが、春村の序は萬延元年七月とある。上巻表紙裏の書肆の言葉に、

此書は萬葉集の假字借字、古今集物名等を徴とし、韻鏡の規則によりて字音假字用格の誤をこまやかに辨へ、か



これは纔に一千七百餘字を擧たるを、これは一萬一千二百餘字を載せ、且分註に漢吳直拗の四音を擧たれば、皇國の古書を解くに便よきことはさらなり、業業韻學の梯立ともいふべき書なりとある。

宣長の音韻論はかうして後の學者に訂正せられたが、最後に、彼が上代には半濁音(ベビブベボ)はなかつたと論じてゐるのが、明治に至つて破られたことをつけ加へておきたい。それは上田萬年博士「國語の爲め」第二の「P音考」、金澤庄三郎博士の日本文法論、最近では安藤正次氏の古代國語の研究に詳論されてゐる。要するに現在のハ行音(h)は上代には存在せず、上代はバ行(p)であつたといふので、金澤博士が日本文法論であげてをられる證據は、

- (一)ハ行音hの濁りてバ行音bとなるべき所由なし。
- (二)古來我國の音韻學者が、波行音を唇音としたる事。
- (三)各地の方言中に、ハ行を唇音fに近く發音するものある事。和訓栞曰く、出雲人はは・ひ・ふ・へ・ほの音甚重く、ふわ・ふわ・ふう・ふゑ・ふをと聞ゆ、平家をふゑいけ、半分をふわんぶんといふ類也。
- (四)波行音を表す爲めに借り用ひたる漢字の原音、いづれも唇音なる事、例へば八非不逼保等皆然り。
- (五)かは(川)、かは(顔)、しほ(鹽)いは(岩)等の如く、波行音の轉じて和行唇音wとなれるものある事。
- (六)波行音にて始まれる漢字音は、韓國に於てなほ盡く唇音Pなる事。
- (七)日韓兩國語同根の語を對比するに、我波行音は彼に於て盡くP音となれること。
- (八)ハヒフヘホの中フ音のみは今日といへども、純粹に唇音として發音せらるゝ事。

(九)所謂連濁の場合に、波行はP音となる事、例へば立<sup>リツ</sup>と派<sup>ハ</sup>と合して立派<sup>リツパイ</sup>となり、思<sup>オモヒ</sup>と計<sup>ハカシ</sup>と連りて思計<sup>オモヒハカシ</sup>(慮)となる類。

の九ツで、之によつて

波行の古音唇音なりし事疑を容るべからず、唯唇音の如何なる種類なりしか、そは尙研究を要すべき問題なれど、思ふに最古の音はPにして、次にfwの時代あり、最後今日のh音に變じたりと觀る方最も適當なるが如し。

と斷ぜられてゐる。

音韻の研究についてはこの邊で筆を擱かうと思ふが、最後に一つつけ加へておきたいのは、石塚龍麿の古言清濁考である。龍麿は宣長門、その著假字遺奥山路は既に前章に於て紹介した。清濁考は三卷、寛政六年(二四五四)の自序及宣長の序があり、享和元年(二四六一)に刊行せられた。

古書に見えたる言の清濁、今の代にいふと異なるいとおほし。こは古書のかなの用ひさまのみだりなるにはあらず、いにしへと今と清濁のかはれるなり。

といつて、古事記日本書紀萬葉集等によつて、古言の清濁を明かにしたもので、自序にも言つてゐるが、その考は専ら師宣長によつたものである。



## 第四章 文字

100

この章では神代文字の有無、片假名平假名の作者、五十音圖いろは歌の作者等についての、古來の説を見ようと思ふ。

### 一 神代文學

我國の神代に於て日本固有の文字が存在してゐたといふ記録は、古いものには無い。平城天皇の大同三年（一四六八）に忌部宿禰廣成が奉つた古語拾遺の序文には

蓋聞上古之世未有文字、貴賤老少口口相傳、前言往行存而不忘。

とあり、これが神代に於ける文字の有無についてのべてゐる最初の文献で、神代に文字なしとする論者の據る所である。其の後では醍醐天皇の昌泰四年（一五六一）の、三善清行の勸文に、

上古之事皆出<sub>レ</sub>口傳、故代々之事變應<sub>レ</sub>遺漏。

とあり、亦文字なしといふことを示してゐる。

之に對して文字ありとする方は、まづ日本書紀欽明天皇二年の泊瀬部皇子の註に、

帝王本紀多有古字、撰集之人屢々經遷易、後人習讀以<sub>レ</sub>意刊改、傳寫既多遂致<sub>レ</sub>升雜、

とある古字を、神代文字であると論者はいふのであるが、これは古體の漢字を見るべきこと、大矢透博士が假名源流考に詳説してゐる通りである。次はずつと下つて鎌倉時代中期の人、卜部懷賢の釋日本紀の附題に、

先師云、漢字傳<sub>レ</sub>來我朝、者應神天皇御宇也。於<sub>レ</sub>和字者其起可<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>神代一賦。龜卜之術者起<sub>レ</sub>自<sub>レ</sub>神代。（中略）

無<sub>レ</sub>文字者豈可<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>ト哉。

とあるのが初で、貞治六年（二〇二七）に出來た忌部正通の神代口訣の序には、

神代文字象形也。應神天皇御宇異域、典經始來朝、以降至推古天皇、聖德太子以<sub>レ</sub>漢字一附<sub>レ</sub>和字。

とある。なほ下つて足利義政の頃の人、卜部兼俱は日本紀神代卷鈔の中で、

アイウエオの五十字は神代よりあり。（中略）一萬五千三百六十字あり。一向に解し難し。

と文字の數まであげてゐる。神代文字存在論者は之等を引くのであるが、文獻の時代だけで見ても否定論者のよる所の方が價值が多いといはねばならぬ。とにかく何時頃からか卜部家などに神代に文字があつたといふ説が出て、かく文獻にしるされたのであるが、その文字の形又は音を示したものはなかつた。それがやゝ具體的になつたのは、舊事大成經であらうそれには小野妹子を河内の平岡の宮へ遣し、秦河勝を泡洲の泡輪宮へ遣して神字を取出したといふ話があるが、神字は載せないでその音を漢字であらはして、

栗<sub>ヒ</sub>音<sub>ミ</sub>味<sub>イ</sub>譽<sub>イ</sub>務<sub>ム</sub>奈<sub>イ</sub>夜<sub>ナ</sub>古<sub>コ</sub>塔<sub>ト</sub>茂<sub>モ</sub>知<sub>チ</sub>爐<sub>ロ</sub>羅<sub>ラ</sub>年<sub>ネ</sub>紫<sub>シ</sub>紀<sub>キ</sub>流<sub>リ</sub>……

の四十七字が載せてある。つまりこれが「いろは」の如く、あるだけの音をならべあげたものであつて、後人が神代文字としてあげてゐるものは、皆この順序にならんでゐる。

所でこの舊事大成經は徳川の初期に潮音といふ僧がこしらへた有名な偽書であつて、落合直澄氏の日本古代文字考にそのことを記して、

潮音ハ天和年間ノ僧ニテ肥前ノ人ナリ。初メ美濃國黒瀧山ニ住シ、後上野國館林廣濟寺ニ住ス。伊勢カタ田ノ神



主水野采女等ト謀テ、舊事大成經ヲ偽造シ出版ス。其偽作タルコト顯レテ、采女ハ遠嶋セラレ、潮音モ遠嶋セラ  
ルベキノ處、桂昌院ノ歸依僧タルヲ以テ隱居申付ラル。出版書肆豊島屋豊八ハ追放セラレタリ。潮音ハ如此邪  
僧ナレドモ、博覽多識ナル者ニテ、廣ク古書ヲ探索シタル者ト見エタリ。小野妹子ヲ平岡宮ヘ遣シ、秦河勝ヲ泡  
宮ヘ遣シテ神字ヲ取出タリト云ハ、己ガ平岡神社阿波神社等ヨリ神字ヲ取出シタル事實ヲ、小野妹子秦河勝ノ事  
跡ニ偽造シタルモノナルベシ。然レドモ漢字ヲ以テ日文ノ讀法ヲ傳ヘタル書ヲ探出シシハ、潮音ヲ以テ率先者ト  
云ハザルヲ得ズ。

といつてゐる。大成經の記事の事實は、果してかうであるかどうかは疑問である。落合氏は神代文字存在論者である  
から、かう解釋してゐるのである。然しまるで據り所なしに、栗普味譽……を出した譯でもあるまいとすれば、勢ひ  
かう解釋せざるを得ない。

#### 平田篤胤の神字日文傳

近世の人に、神代に文字ありと論へるは、新井君美ぬしぞ始なりける。

といつてゐる。新井君美は徳川六代家宣、七代家繼に仕へた政治家であるが、また博學多識な學者でもある白石のこ  
とで、國語に關しても重要な研究を残してゐる。その文字に關する研究は同文通考といひ四卷ある。この書の出來た  
時は明かでない。白石は享保十年(二三八五)に歿してゐるからその以前で、恐らくその退官後の不遇時代に出來た  
のであらう。寶曆十年(二四二〇)に白蟻の増補を入れて刊行せられた。支那における漢字、我國における漢字、神代  
文字、片假名、平假名、梵字、國字等、從來の人の調べなかつた事を、簡單ながらまとめてゐる。

白石は神代文字説について、流石に大成經を引用してゐない。あらずとする古語拾遺の序の説、ありとする釋日本  
紀、神代卷抄の説をあげて、後に自按をのべ

兼方(記者云、體ノ説ノ如ク、其トアル時ハ其書アルベシ、是ヲ以テ我國ノ文字神代ニ始マレルコトヲ知ルト  
イフベキニヤ。

といつてゐるのであるが、つゞいて又、

サレド又廣成宿禰ハ上古ノ世ニハイマダ文字アラザルヨシヲイヒ、又兼方ノ説ニモ我國ノ文字神代ヨリ始マレル  
ニヤトイヒシカバ、必シモ神代ヨリ文字アリシトハ定ムベカラズ。

ともいつてゐて、態度が餘り慎重すぎるので何れに決してゐるのか判然しないが、全體としては存在説の方により多  
く傾いてゐるやうに考へられる。

以呂波問辨になると、明かに存在説を主張してゐる。この書は尾張の僧諱忍といふ人の著で、寶曆十三年(二四二二  
三)に成り、翌年刊行せられた。神代文字のこと平假名片假名いろは等について問答體にしるしたもので、神代文字  
については、具原益軒の自娛集や、太宰純の和讀要領にある神代文字非存在論は、無稽の甚しいものであるとして、  
若シ神代ニ全ク文字アルコトナクンバ、天照太神ハ其ノ身照耀ク故ニ大日靈貴ト名ケ、天照太神ト名ケル等ノ事  
モアルベカラズ。既ニ其名アルトキハ、ソレヲ辨別セル文字アルベキコト必セリ。

といつてゐる。これは言葉と文字とを混同した論であつて、言葉があれば文字がなければならぬといふ議論は成りた  
たない。彼は舊書舊事大成經を引いて自説をたすけ、神代に我國の文字の記録あり、聖德太子がそれを漢字に寫しか



へなさつたが、その新しい文字の方が便利であるから、神代の文字は行はれなくなつたのだといつて、

大凡ソ異朝ヲ崇メテソノ餘ヲナイガレロニスルハ儒生ノ辯ナリ貝原太宰ノ兩儒、日本ニ生レナガラ其ノ學ヲ所ニ辯シテ和國ヲ鄙ジ異邦ヲ崇ムルハ、固陋ノ甚シキナリ。日本ハ元文字ナキ國ナリトテ夷狄戎蠻ノ如ク思ヘリ。又特ニ甚シキハ日本ヲ以テ吳ノ泰伯ノ國ナリト謂者アリ、神國ノ罪人ナリ。

と論じてゐる。要するに徳川時代の神代文字存在論者は、かゝる思想が根本にあつて、その爲に強ひて存在説をつつたといつてもよいのである。諦忍はまた「栗普味譽靈務奈夜……」四十七言は、天照太神が大己貴尊に授け給うたものであるとして、その意味を、

人ヒ 含フ 道イ 善ヨ 命イ 報ム 名………  
ハハ フクム ミナリテ ヨキ イノチ ムツヒ ナアリ

の如く字をあてて釋してゐる。

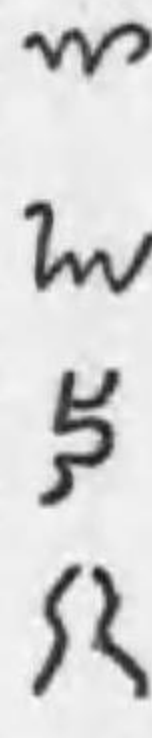
以呂波問辨には神代に文字があると論じて、その文字を示してゐないので、道樂庵金龍敬雄といふものが、若シ文字アラバ名山古跡ニハ一字半點ナリトモノコリ在ベキニ、終ニ其ノ沙汰ナキハ何事ゾヤ。特ニ億兆ノ人ナレバ、四十七字全ク覺ヘズトモ、セメテ兩三字ナリトモ覺ヘ傳フベシ。(中略) 八雲八重垣等ノ歌若シ文字ナキトキハ傳ハルマジトノコト、ナルホド文字ナクシテ相承シ來ルニ妨ナシ。今深山僻壤文字ナキ在所アレドモ、其里ノ古キ事ヨク相傳ヘ覺ヘテアルガ如シ。又座頭仲間ノ法ハ、書シ物ハ證據ニナラズ、覺ヘタルコトヲ以テ證據ニスルナリ。爾ラバ文字ナシトテ傳ハルマジキコトハナシ。

と主張して、駁伊呂波問辨を書いて諦忍に送つて來たので、諦忍は直にその駁論をもつた。敬雄の駁は安永七年

(二四三八)十一月十四日に成り、諦忍のその駁は同年十二月一日に成つた。この兩書合せて一冊として、翌年五月に

神國神字辨論と題して出版された。その中に諦忍は

日本神代ノ神字、儼然トシテ于レ今名山靈窟ニ存在セリ。汝井蛙ノ輩ノ所レ知ニ非ズ。予ガ秘本ナレドモ汝ガ如キ迷謬ヲ惑ムガ爲ニ、己コトヲ得ズ臆寫セシメテ、今般拜見ヲ許ス者ナリ。敬テ香ヲ焚テ拜覽セヨ。

といつて、等の四十七字を示し、

右現在鎌倉鶴岡八幡宮寶庫

と記してゐる。神代文字と稱するものが書物に示されたのは、これが最初である。

神國神字辨論より少し前、明和九年(二四三三)三月に刊行された、釋慧眼の以呂波音訓傳にも、神代文字存在が説かれてゐるが、以呂波問辨と同じやうな説である。舊事大成經を引いてゐる。

其の後神代文字の存在を主張した書物には

和字考 京都の僧 敬光著

神字のしらべ 桐生の中澤宏繁著

神字真傳 伊勢の岩田友靖著

等があつて、何れも舊事大成經を引いて論じてゐる由、篤胤が神字日文傳で紹介してゐる。神字のしらべには、「かた」の語源は加牟奈の略で神字といふ意味だといふ説もある由。

神代文字存在論の大立物は平田篤胤である。篤胤の師宣長は、音韻論では、國音の正雅な所以を國體に附會して、



あれ程捉はれた議論をしたが、文字に於ては、元來我國には文字がなかつたといふ説で、今神代の文字などいふ物あるは、後、世人の偽作にて、いふにたらず。(古事記傳一文體の事)としてゐる。眞淵もまた、

此れの日出づる國は、五十聯の音のまにまに言を成して、萬づの事を口づから云ひ傳へる國なる。(語意考)といひ、文字がなくては不便だらうといふ人に答へて、それは下流の濁つた水を汲みなれて、上流がすんでゐるのを誇るやうなものだといつて、上古は人の心が直であるから言も少なくて足り、文字の用はなかつたのに、外國と交通して文字を習つたのでいけないとなげてゐる(語意考、總論よつ)のを見ると、否定論者であつたのである。篤胤も之等をうけて、初は否定論者であつたので、古史微開題記の神世文字の論の所で、

神世には文字無かりしと云説、齋部廣成宿禰の古語拾遺に上古之世未有文字(下略)と云へるを徴と爲て、世の事識人たちの定め云へるまに、予も然ことに思たりしを、近頃より想へば、此は思慮の委からざるなりけり。故今其を論ひ直さむとするなり。

といつて、初めて存在説を提出したが、その時はまだ、これが神字であると信ずるものを考定しきれなかつたので、實例は示さなかつた。其の後あちこちの社などに古くから傳へられたといひ傳へる文字を多く集めて、何とかして研究の手藝を得たいものだと思つてゐた折、佐藤信淵から、或人の藏書で、「神世ノ草文、中世所謂隨人書也」といふ書のある本を見せられた。それには草書の字の下にその眞書かと思はれるものが書いてあつたので、それにたよりを得て研究してみると、それが本當の神代文字であつた。一時は諺文かとも疑つて見たが、諺文には草書があるといふ

話も聞かないし、その書體も後世人の書き得ぬやうな様であるので、よく研究した結果、諺文はこの日文から出たものだといふことが分つた。といつて、彼が確かなものと認めた日文十三通を集めて考證し、それに疑字篇を附録して、神字日文傳三冊(上下及附録)を著はした。

古史微には山崎長右衛門篤利といふ人の、文政元年(二四七八)十二月の序がある。神字日文傳は終りに、「文政二年己卯歲五月八日に考へをへつ」とある。日文傳は徳川時代の神字存在論中最も大きな本である。

神字日文傳にある岩崎長世の序の一節に次のやうな言葉がある。

其後に何の本末とかいふなる書の、若狭の海におふる昆布ひろまれるを見れば、神字たばりし蕃國に、はるか後にさかしらせじ、いはゆる諺文といへる物を、畏々や神字のおやのごとあげつらへるは、嚴予もとす取たがへ、履を冠にかゝふれらむ痴わざの假令にたれど、玉さかにまどはし神にまじこられむ人もぞあるとうれたくて、いかでこれを日文傳と五十音義訣とを印本にして世に弘くせばや、さもあらばまどはし神のまがをはらひて、甚も貴きこれの神字のいよ、世に潮干の石あらはれなましをと、いそがれわたる折しもあれ……

文中「何の本末とかいふなる書」とは、伴信友の「假字ノ本末」をさしてゐるのである。五十音義訣とは前にしばしば引用したる古史本辭經の一名で、そこにはまた篤胤が、

さて是の頃或人むかし我が友とせし伴信友が假字の本末てふ書をもて來て見せたり。此は前に古史微の開題記を物せし時、また日文傳を物せる時など、少か力をも加たる人なり。故其の囁みに依りて、何くれと其の説等をも取容れて、世に其の名をも令知たりき。此の人素より其の著書に佗の説を善惡につけて他の説といふ事を好



まぬ性には有なれど、己が開題記また日文傳などは、右の故よし有れば、厭まで知れて在りながら、少かも知らぬ氣にて、都ては假字の本末を證すとは云へど、主とは己が神世に文字ありてふ説の、裡を切たる書なりけり。  
(その裡を切たる説の當否は、日文傳の訂正本を) 見たらむに、著しき事なれば此所には云はず。)  
 といつてゐる。

假字本末は上巻が上下二冊、下巻附録と合せて四冊あり、前の記事によつて、日文傳以後、日文傳の出版以前に出来たものであることが知られる。上巻は平假名下巻は片假名についての考證で、附録が神代字辨である。刊行は信友の歿後、嘉永三年(二五〇)冬である。

篤胤が古史徵問題記や神字日文傳をかいた時、信友もそれに力をそへたといふので見ると、信友は篤胤とは反對に初は存在説であつたのが、後に非存在説に變つたものと考へられる。

世に神代字なりとて寫し傳へたるが種々あるを見るに、多くは龜卜の灼兆にことよせて、とりくりに作りたるものと見えたり。さるは中むかしよりこなたの、唯一などいふ神道者などの、みだりに作りたるものなるべく、又それにたぐひてえせ人の後に作りたるものありと見えなどして、さらにうけがたきものなり。(中略) いづれも論ふにもたらぬを、あるが中に字體もおほかたさだかにて、みだりに作れるものとは見えざるが三體あるは、今朝鮮にて諺文といひて用ふ國字の古體にて、吏道といふものとぞ見えたる。

といつて、吏道と諺文との關係をさき、神代文字といはれるものをそれと比較して、神代文字の起源がそこにあることを力説してゐる。

信友の非存在説に對して、篤胤は、「その裡を切たる説の當否は、日文傳の訂正本を見たらむに、著しき事なれば、此處には云はず」といつて、その説を當らぬものとしてゐるのは當然であるが、現在では信友の方に軍配が上つて、神代文字は諺文から偽作したものであるといふのが、學界の定説となつてゐる。但し信友が吏道を諺文の古體であるといつてゐるのは誤で、この二つの間には何等系統的關係はないのである。諺文は朝鮮四代の君主世宗莊憲王の時撰定せられたもので、極めて新しいものであるが、その制作については諸説あり一定しない。

鶴峯戊申もまた神代文字存在をといひて、鏗木文字考、嘉永刪定神代文字考等の著がある。前者は天保九年(二四九八)に成り、河内國枚岡の泡輪神社の、「アナイチ」といふ神代文字四十七字についてのべたもの、後者は前者の刪定で、嘉永元年(二五〇八)に出来た。

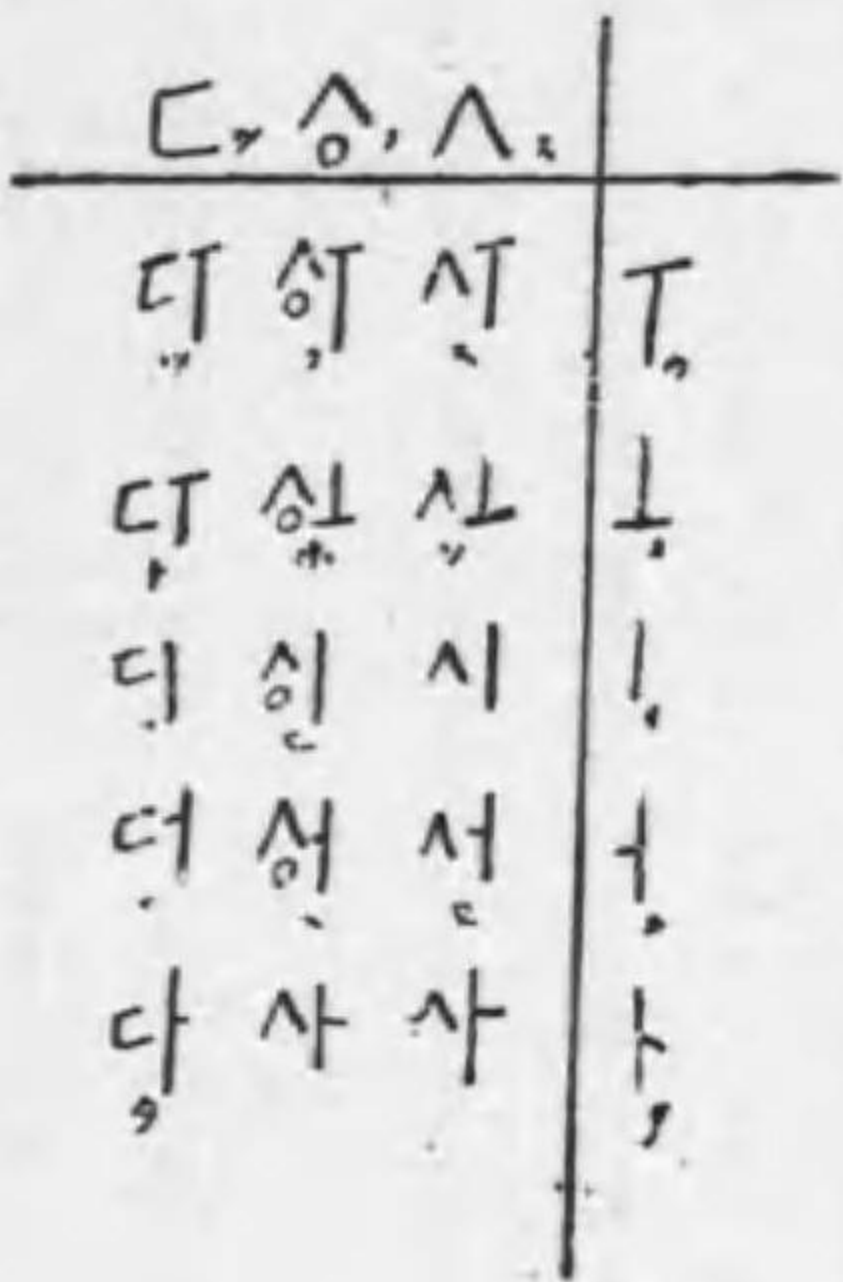
明治になつては、矢野玄道といふ人の懲狂人二冊、落合眞澄の日本古代文字考二冊がある。懲狂人は明治八年(二五三五)五月八日脱稿、同二十二年十二月出版。平田篤胤の古史徵問題記神世文學の論に對する某の駁論に對する駁論である。日本古代文學考は明治二十一年五月に成りその七月に出版になつた。神字日文傳をうけて更に大成したもので、各地に新しく見出された多くの古代の文字をあつめてその字源を考へ、その字を記してゐる器物等の圖をも集めてある。その第一章に、

凡ソ字ヲ作者、天然ノ音韻ニ原カザルハナキハ萬國同一轍ナルガ如シ。獨、漢土毎事毎物ニ字ヲ作り、其數幾萬其體幾萬、未ダ悉ク網羅セル字書ナシト。我邦亞細亞ノ東ニアリ、漢土トノ關係最モ大ニシテ、益ヲ得ル最モ多シトス。然レドモ我邦固有ノ簡易ナル文字ヲ捨テ、歴史其他悉ク煩雜ナル漢字ヲ以テ之ヲ記シ、人智ヲ退縮セ



シメシコト、亦僅少ナラズ。今其弊ヲ矯メントスルモ、如何トモスル能ハザルナリ。然シテ近來我邦人各國ノ學術ヲ研窮スル者頗ル多シト雖、我古字ノ如キニ至テハ措テ論ゼザル者ノ如シ。然ルニ近時清國沈文煥ハ、日本神字考ヲ著シ、我邦ノ古字ヲ以テ悉ク漢土ノ古字ニ附會シ、其解ヲ下セリ。英人チャンパレンスモ亦、我古字ヲ論ジテ終ニ上古文字ナシノ論ニ歸セリ。然レドモ時々諸國ヨリ異體ノ文字ノ出ル有テ、世ノ學者半信半疑ノ念ヲ免レザルナリ。眞澄案ズルニ、上古文字ナシトスル説甚不當ナリトス。

といつてゐる。けれども、支那だけが毎事物に字を作つて、其他の國は皆天然の音韻に原いて作つてゐるといふ、その考へが第一誤つてゐる。ローマ字もその發達の歴史を見れば、繪畫象形の時代があつて、それから一字一音の現在にまで發達して來たので、もとから現在のやうな文字があつたわけではない。然るに所謂神代文字と稱するものは、日文傳の最初に、眞書の日文を五十音圖に組立てたものがある、その一部を示せば、



といふやうな、立派な表音文字である。かくの如きものが神代に存在するといふことは到底信じられない。

要するに神代文字論は、否定説を以て正當なる歸結としなければならぬ。次には金澤博士の日本文法論の神代文字否定説をかりて、この項の終としたい。

(前略)兩派互に論難して相譲らずといへども、遂に聞くべきは上古無文字の説なり。今其主要なる理由を擧ぐれば、

- (一)所謂神代文字の多數は、一字一音のアルファベット體に屬す、繪畫・象形の時代を踏まずして、直ちに高等なる寫音文字を、殊に上古の世に於て發明し得べしとは、世界全體の文字史上より、到底信じ得べからざる事。
  - (二)若し上古に文字ありとせば、何故に文(文の音)紙(簡の音)筆(筆の音)等文字に關係ある語を漢字より取りしか。
  - (三)所謂神代文字の多數は朝鮮の諺文と一致して、後世彼地より輸入せられたるかの疑あること。
- 等にして、結極神代有文字の論は、皇國固有の文字なきを恥辱なりとする、一種の見解より出でたるものゝ如く議論としては甚だ薄弱なり。要するに上古の世には文字なく、假令また一種の文字ありたりとすとも、それは少數の社會に限られ、廣く行はれずして止みたるべく、今日傳へて神代文字なりとするものは、朝鮮其他の外國文字なるか、或は後世の偽作なりと見るが、當を得たるが如し。

### 二、平假名附いろは歌

神代文學存在論者の中には、いろはは神代からあるといふものがある。然しそのいろはといふ意味は、いろは歌ではなくて、字母といふ意味である。例へば諺忍の以呂波問辨に於て、いろは四十七字は弘法大師の作といふ傳へは、



儘かな本據がなく信するに足らずとして後、

問、若シ而ラバ此以呂波ハ誰人ノ作り出セシ者ナリヤ、

答、上古天照太神ヨリ大己貴尊ニ授ケ玉フ四十七言アリ、大己貴尊是ヲ受テ後、天ノ八意ノ命ト共ニ此四十七言ヲ以テ神代ノ文字ヲ作ル、……其後弘法大師此四十七言ヲ七字一句ニ結ビテ覺ヘ易カラシメ、大唐ノ草書ノ字ニ書換テ、天下ノ人ヲシテ書易カラシメ玉ヘルナリ。然ルニ世人其ノ本ヲ審ニセズシテ、弘法大師始テ此四十七字ヲ作り立玉ヘルヤウニ思フナリ。

といつてゐるやうなもので、この説では今の平假名といろは歌とは弘法作であるとして述べてゐるのである。「七字一句ニ結ビテ」といふのは、いろはにほへと、ちりぬるをわか、といふやうによんで、意味のある歌と認めないのである。諦忍は涅槃經の諸行無常等の四句の文意を取つて作つたといふ説に對しては、

涅槃經ノ四句ノ文モ一向以呂波ニ寄著ヌ事ナリ。(以呂波問辨)

いろは、ちりぬる等ハ和歌ノ如ク義理ヲ求ルニ非ズ、唯文字ヲナラベテ日用ニ便スルノミ。(神國神字辨論)

といつてゐる。それはとにかくとして、「いろは」を字母と解釋する説は、随分古くからあるやうである。北畠親房(神皇正統記の著者である)の古今集序註(續群書類從所收)に

今のいろはは四十七字を連々て、あるべき程の文字をつくしたれば、近代は皆是をならふ。然而無常の歌なりとて、物忌などする人は、今も天地虚空など云ものを習なり。いろはと云ことも、ちゝはゝと云様に(の歎)事なり。古語には母をいろはと云。字の母と言心なるべし。(難波津あさか山の歌の條)

といつてゐる。伊呂波字考録、父母假字始などこの説をうけてゐる。ことに父母假字始 山本南鶴著。寶曆八年(二四一八)は、

父之和訓ヲ加會ト云ハ加會之義ヲトリ、母ヲイロハト訓ハ色欲ノ情ヨリ孳乳シテ萬物ヲ生ズ、故ニ禮記ニ夫婦ハ万世ノ始ト宣フ。

といふ考で書名としてある。この書は平假名の原の漢字の解釋をしたもので、説はとるに足らぬものである。

新井白石も同文通考で、

謹按スルニ、伊呂波トハナヲ字母トイフガ如シ。吾國ノ古ノ俗、父ヲ加會トイヒ、母ヲバ伊呂波トゾイヒケル。……四十七字ヲ以テ母トシテ、多クノ字ヲナスガユヘニ、吾國ノ詞ニヨリテ伊呂波トイフ。

といつてゐる。こんな説がかうも行はれてゐたかと驚く。いろはが廣く行はれてゐるだけに、勿體をつけて附會の説が多いのである。

平假名即ちいろは文字といろは歌とは誰が作つたものかは、明證がないので古來いろはに説かれてゐる。いろは歌が物に見える最古のは、現在發見せられてゐる所では、空海より凡三百年の後の承暦三年(一七三九)に寫した金光明最勝王經音義である。序文の次にかいてあり、文字は萬葉假名である。これには作者のことは記してない。作者についての説が見える最初のもものは大江匡房の江談である。但しこれは逸文で源氏物語の註釋書河海抄に引かれて傳はつたので、現存の江談中にはない。河海抄卷十二、梅が枝の註に、



江談云、天仁二年八月日向ニ小一條ノ亭、言談之次問曰、假字手本者何時始起乎、又何人所レ作哉。答云弘法大師御作云々、件ノ事無ニ所見、但大女御御自筆假名法華經供養之時、被レ行御八講、講師南北ノ英才相選爲ニ導師、高名清範慶祚等之輩、各振ニ富樓那之辨才ニ之後、源信僧都又勤ニ此事ニ。説云、日本國者誠雖レ爲ニ如來之金言、唯以ニ假字ニ可レ奉レ書也、弘法大師傳ニ習諸眞言梵字悉變等密法ニ之後、寄ニ四教法文ニ作ニイロハニホヘドノ讚ニ給。以來一切法文聖經史書經典不レ離ニ此讚ノ文字ニ、イロハニホヘドノ字、色ハ匂ヘドト云也、不レ説ニ他事ニ只以ニ此一事ニ令レ講、而人々皆驚レ耳之由所傳聞也。古人日記中在此事云々。

とある。匡房は天永二年（一七七一）に七十一歳で歿した人で、天仁二年は一七六九年、又源信僧都は寛仁元年（一六七七、空海歿後約百八十年）七十六歳でなくなつてゐる。

康治二年（一八〇三）に四十九歳でなくなつた僧覺鑊の伊呂波略釋には作者の説は無い。この人は眞言宗新義派の祖であるから或はいろはを宗祖の作と信じてこの著があつたのではあるまいかと考へられる。

かうして、江談のやうに所見無しとしてしまへばとにかく、傳説としては、歌も文字も空海作と考へられて、平安朝時代はあつたやうである。

鎌倉時代になつて、卜部懷賢の釋日本紀の開題に、師の説として、

伊呂波者弘法大師作之由申傳歟、此者自昔傳來之和字於伊呂波被レ作成ニ之起也。

とある。これは平安朝には見えない説で、この和字は神代からある文字だといふのである（前項参照）。つまりいろは文字に變形したのが弘法大師で、假名はその前からあるといふ説で、いろは歌も一緒にしていつてゐるのであらう。

鎌倉末から南北朝へかけての人で、正平年中に新拾遺和歌集の撰集にあづかつた歌人頼阿の高野日記（續群書類從所收）には次のやうな記事がある。

さて海象（記者云、人名）の縁ある事どものたまふ中に、大師此やまをきりひらかせたまひて、堂たてさせ給ふに、このみちのたくみ、文字の事をしらねば、しるしあはずべきことほりもなしとて、いろはの四十八字ををしへさせ給ひしより、すゑの世の人のたすけにもなりぬと、きこえ侍りしかば、さらばと思ひて、いろはを冠にきて、四十八首をつゞりいだし、影前にそなふ。

四十八字といふのは、終の京字を入れたのである。いろはに京字がついたのは、悉曇輪略圖抄に出てゐるいろはが最初であらうかと、大矢博士の音圖及手習詞歌考にのべてゐる。悉曇輪略圖抄は後宇多天皇の弘安年中に出来たものである。

頼阿のこの文では、いろは四十八字が文字の事か歌のことか判然しない。伴信友が假字本末に引いてゐる高野見聞秘録の記事は、

弘仁十年己亥六月朔日、大塔心柱造ニ始南虎峰ニ、同廿八日曳ニ之於檀上ニ、柚大工一大法師二大法師、如レ此之役人等各十六人也、且云結縁料各々十六人授ニ眞言ニ、同夕方此眞言各々忘失了ニ、仍實惠一大二大共奉ニ問之所、實惠假名ノツキ様ヲ怪ミテ、高祖御前詣ニ兩明奉ニ問。

とあり、これは頼阿が「いろはの四十八字ををしへさせ」と記したその時のことに當つて、眞言といふのはいろはの事であらうと、信友はいつてゐる。高野見聞秘録は元弘二年（一九九二）に寫したといふ奥書がある。秘録の記事は文



字を教へたのではないと考へられる。とにかく鎌倉末期には高野山にかういふいひ傳へがあつて、頓阿の記事となつたのであらう。但し高野見聞秘録の説にどの泣の價值があるかは疑問である。

永和(元年は二〇三五)の頃四辻善成の書いた河海抄には、前の江談の説を引いた後に、一説として、

伊呂波有三段。イロハニホドチリヌルヲ大安寺護命僧正作。ワガヨタレゾヨリエヒモセズマデ弘法大師作。京傳教大師。又云、イロハトハ母ノ名也、然者梵字ノ字母ノ義也。

とある。これは歌の作者だけで文字のことではない。

南北朝から應永の頃までをつた明魏の倭片假字反切義解(前章参照)の序文には、吉備眞備が片假名を作つて五十音に配列したことを記して後に、

然後弘仁天長年中弘法大師釋空海造四十七字伊呂波<sub>ニ</sub>以便<sub>ニ</sub>于女童、其體則<sub>ニ</sub>草書、此伊勢物語古今和歌集所用女假字四十七等是也。

とある。この弘仁天長年中といふ時代は、何によつて定めただけであらうか。明魏は吉野朝廷の人であり、吉野朝廷は高野山とも關係があることを考へると、高野見聞秘録を見る使もありさうに考へらる。で、或はそれを見てかく定めたのではあるまいかと思ふ。明魏の記し方では、歌ばかりでなく文字も弘法作と解してゐたことが明かである。

文明十三年(一一四一)に八十歳でなくなつた一條兼良の日本書紀纂疏の序には、文字だけについての説であるが、我應神ノ時漢語東漸、和字ハ則起<sub>ニ</sub>于弘法大師空海、故上古未<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>文字、而天神地祇之事傳<sub>レ</sub>世、大可<sub>レ</sub>疑焉とある。

江戸時代に入つては、まづ僧良鑑のイロハ天理抄がある。これは上下二卷、延寶五年(一一三三)に成り翌年出版、上卷にはいろはといふ題號のこと、作者のこと、日本支那天竺三國の文字のこと、下卷には諸行無常の四句の偈の解釋、いろは歌の解釋、京の字についての説などがある。作者については、古記にあるといふ、弘法大師が伊勢神宮に參籠して、靈夢によつて涅槃經の四句の文を和けていろはを造つたといふ説を敷衍して、文字も歌も弘法大師であること、その時代は延暦十六年歟との推定をしてゐる。又傳教大師作、聖德太子作といふ説があるが誤であること、京の字については、傳教大師が加へたといふ説と、護命が加へたといふ説とあるが、護命は密教弘傳の師ではないから、傳教説を可とするといつてゐる。それらの説や解釋には佛説に拘泥してゐる所が多い。その序文に、いろはの名義を聞いて僅かも手にふれ口にとなへ心に念ずる者は、その功德が廣大である事をして、

其故ハいノ一字ヲモツテ述ルニ、左ノ點ハ念ヲ起シテ筆ヲ打<sub>タツ</sub>ツル所、輕クシテ清<sub>ハル</sub>ガ故ニ、天ナリ陽ナリ、金剛界ノ曼多羅ヲ表ス。右ノ點ハ心ヲ留テ筆ヲ押エテ納ル義ハ、重クシテ濁ルガ故ニ、地ナリ陰也、胎藏界の万ダラヲ表ス。兩點ノ間ハ諸法中道ニシテ万物其中ニアレバ、兩部不二ノ万ダラヲ表ス。

といつてゐるのでも推察せられるであらう。

釋如得のいろは抄は、同人著の假名遣大概と合せて一冊の寫本で、假名遣大概の終に元祿九年(一一五六)にかいた旨が記してある。いろは抄もその頃のものと考へられる。亦いろはは文字歌共に弘法作といふ説で、

余此ごろ密宗の大徳にあひ侍りて決定せり。  
とつてゐる。



岡島隆紀の假字考一冊は、享保十一年（二三八六）に出来たもの、序文に、良鏝の書にも闕略があるからと、それを補ふべく著はされた由がある。これにはいろは作者について、空海説と聖徳太子説とあることをいつて、

今也以ニ口舌難争矣、唯一取要而不論強作者也。といつてゐる。

僧全長の伊呂波字考録は上下二巻、元文元年（二三九六）に出来た。作者については

涅槃經の諸行無常の四句の文を和解する事は、勳業護命空海等唱和するともいふべし。草字を以て四十七字を平假名の一體と書つらねたるは、空海一人の所作なり。

といつて、結局歌はとにかく文字の方は空海作といふ説に達してゐるのであるが、その前に、聖徳太子説・傳教大師説・閑院左大臣冬嗣説・蘇我馬子説・橘逸勢説等種々雑多の説のあることをいつてゐる。かくて當時いろ／＼の説のあつた事が知られるのであるが、これらは室町時代から徳川初期にかけて生じた説で、勿論とるに足るものはないのである。

寛延三年（二四一〇）九月に、五十三歳で歿した多田義俊は、當時相當に名の知れた國學者である。その著伊呂波聲母傳はいろは四十七字の音義から語源を説いたものであるが、巻首に假名文字の由来をのべて、嵯峨天皇の御代に弘法大師が勅を受けて、悉曇の法則を参考して四十七聲母に分け、これを同じ文字なき長歌につくり、いろは假名となづけて、童蒙の輩に教へはじめたのだと説いてゐる。その説き方は歌のことだけか文字のことも含めてあるのか曖昧であるが、その前に片假名の作者のことも説いてゐるので、今も歌と文字との兩方についていつてゐるのだと考へら

れるのである。この書は寫本で傳はつてゐるのであるが、奥書には延享三年（二四〇六）九月の日附があり、

右以呂波聲母傳者官家芝山宰相廣豊郷極秘之口傳也。

といふ言葉がある。これによると義俊の自説ではないことになるが、廣豊以前に堂上家に傳つてゐた説か、廣豊に始まつた説か、それとも義俊が自説を重くする爲に名前を借りたものか、何とも分らない。この説は同文通考卷三に、白蛾によつて引用せられてゐる。

新井白石の同文通考では、一條兼良の日本紀纂疏の説、河海抄に引かれた江談の説等をひいては、

此等ノ説ニヨル時ハ、此字體古ヘニアラザリシヲ、空海初テ漢字ヲ假テ作ラレシカバ、假字トハイヒシナルベシ。

といひ、卜部賢の釋日本紀の説をひいては、

此説ニヨル時ハ、伊呂波トイフモノハ空海ノツクレリトイフ事、徴トスバキコトハナシ、タダ俗間ニイヒツタフルノミナリ。又其字體モ空海ノ始ノテ作レルニハアラズ、タダ古ニ吾國ニ行ハレシ字體ヲ用ヒテ、四十七字ノ字母トナセシコトハ空海ニ起レルナルベシ。

といつて、その字體は漢字の草法によつてゐること、伊呂波とは字母の義であること等をといつてゐる。結局白石は假名字體は誰の製作ともなく古く我國に行はれてゐたのを、空海が四十七字母に整理したものであらうと考へてゐたやうである。

元文三年（二三九八）に出来た岡村良通の國諫原一冊は片假名平假名の字原をといいた書である。契沖の和字正濫鈔に



あらはれた假名の字原説の訂正を目的として書かれたものらしく、所々契沖の説を難じた所があり、書の終に、

抑此一篇は吾好辯ニ非、また先覺と昂低するの作ニ非。獨千慮の一得以て千慮の一失を董さんとす。其所以奈何となれば先覺の一誤は涓々の滴なんあれど、流て末の禍何ぞ天に滔に非ことを知らんや。今其誤を正して上は來裔の惑を釋んとするのみ。

といつてゐる。この書のいろはに就ての説は前編の綱領の中にあるが、まづ歌については、麻中抄をひいて、

此いろはの歌は麻中抄には護命空海等が作也とかや。

といつてゐるだけ、文字については、

今平假名といへるは、外國隋唐あたりの極草の字體を壞りて我國の氣象に合ふやうに筆意字形を定るもの也。(山略)此字體何の代より起りけるか、是亦未考。

といつて、天武紀の新字一部四十四卷を境部連石積等に命じて造らしめたといふ記事と、釋日本紀のこの注釋に、

私記曰此書今在圖書寮、其字體頗似梵字。

とあるのによつて、或は天武紀の新字が片假名平假名のはじめかといつてゐる。但し天武紀の新字は轉時マシの如き漢字と同形で我國の創作にかゝる文字であらうと見るのが通説である。(附説、書名の國隸といふのは、「外國にて徒隸ヤツコに便し古文を變じて楷せしを隸書といへば、此旁假名平假名の字體をば國隸とぞいふべき」と著者が説明してゐる。)

僧盛典のいろは童蒙抄は寛保三年(二四〇三)に成り翌延享元年に刊行されて上中下三卷あり、上卷に、いろは作者

についての説があるが、いろは字考録を引いて弘法大師説に従つてゐるだけで新説はない。出雲國の神戸寺にある弘法大師の眞筆だと傳へるいろはの寫しをのせ、それに京の字がないから、京は傳教大師がつけたのだとしてゐる。甲下はいろは歌の解釋であるが、すべて甚しく佛説にとらはれたとき方をしてゐる。

寶曆十三年(二四二二)の諦忍の以呂波問辨の説ははじめにのべた。明和九年(二四三二)には僧慧眼の以呂波音訓傳があるが、いろは歌は空海であるが、文字は神代よりあつて人の作つたものではないとしてゐる。いろはの字原をみな梵字に求めてゐるなど、附會の説でとるに足らぬ。

今ひるがへつて國語學上新研究をはじめた契沖の説は如何といふに、和字正濫鈔にその説は見られるが、やはり文字歌共に弘法大師説で、その證としていふ所も、弘法大師が草書にすぐれてをつたといふ考證の外には、從來の諸説をあげて、

其上悉疊字母の數に叶ひたる假名をもて、たらぬ事なくあまる事なく、世間淺近の無常より、出世深遠の玄理を次第に述る事おぼろげの人のしわざにあらず。

といつてゐるだけで、動かぬ證據といふものをつかんでゐる譯ではない。

本居宣長は假名に對しては頗る冷淡で、

平假字ハ今ノ京ニナリテ出來タリ、空海ノ色葉ノ歌其始ノナラム。(漢字三音考)

と簡單に傳説を認めてゐるに過ぎない。

いろは文字及びいろは歌の作者について、新しい材料を加へて別の見地から論じたのは、眞淵門の村田春海であ



る。その説は字説辨誤にある。これは平澤元愷といふ人の著した謨微字説の誤を辨じたもの。謨微字説は天明三年(二四四三)に出来たので、片假名平假名の字原の研究であるが、平假名の字原に訓によつたのはなく、皆音をとつたとしてゐるなど、強ひた説があるので、春海はその誤を辨じたのである。謨微字説といふ書名については、

此題號イカナル意ニカ不詳、伊呂波ハ色葉ニテ紅葉ノコトナリト云舊説アレバ、其説ニ從ヒテ紅葉ノコトヲフクミテカク名ツケラレタルニヤ、モシ紅葉ノ義ニ取ラレタルナラバ甚シキ疎謬ナリ、紅葉ハ毛美知ニテ、毛美志ニハアラズ、知ト志ノ濁音同ジヤウニ聞ユレド此ハ混ズベキコトニハアラズ。

と字説辨誤に論じてゐる。

字説辨誤は享和二年(二四六二)九月に出来た。その中で、いろはの字體は新に製作したもので、弘法大師がその作者であるといふのは、古書にはその沙汰の無いことである。これはいろは歌を弘法作といふ説が出たのによつて、文字までもさうだとしたので、何等根據のない説であるといつて、弘法大師作でない説として、

マヅ今モ古人ノ筆跡ノタマノコレルモノヲ見ルニ、貫之道風佐理行成公任重之ナドノ平假字、皆今ノ伊呂波ノ字様トハ同ジカラズ、甚古色ナルモノニテシカモ草書ノ本意ヲ忘レザル字體多シ。モシ今ノ伊呂波ノ字様弘法ノ新造ニテ、弘法ヨリシテ平假字ヲ始テ書來レルモノナラバ、必ズ道風貫之ナドノ書モ其字様ニコソ從フベキコトナルヲ、更ニ似ツカハシキ所ナキハ、今ノ伊呂波ノ字様ハ後世ニ出タルモノニテ、古人ノ平假字ハ草書ノ轉々シテオノヅカラニ一體イヤウニナリタルモノナルコト明ラカ也。

と述べてゐる。さうしてなほ、

年山紀聞ニ云、今ノ伊呂波ノ字様ヲ空海師ヨリト云フコトガイカガ侍ラン、サマノ草書ハソレヨリハルカノ前ニ、三韓ノ人又唐人多ク渡リ來リテ、コナタノ人モアマタ入唐シタリケレバ、オノヅカラニ習傳ヘ侍ラマシ。賴長ノ御息今麻呂ノカ、レタル伊呂波ノ字様ハ思フニ古風ナル姿ナルベシ、左ニウツス俊賴ノカ、レタル様ヲ見テ思ヒヤルベシ云々、トアリテ俊賴ノ眞跡ヲ模シ出セリ、コレハ甚卓見トイフベシ。

といつてゐる。年山紀聞は紫家七輪を書いた安藤爲章の隨筆で、年山はその號である。年山は徳川光圀卿に招聘せられて大日本史の編修にも預つた學者で、契沖に國學を學んだのであるが、契沖がいろは文字を從來の説に従つて弘法作としてゐるのに、こゝにその否定説を出したので、春海が「甚卓見トイフベシ」とほめてゐるのである。思ふに春海はこの年山の説に暗示を得たのであらう。彼が貫之道風佐理行成公任重之などの平假字といつてゐるのは、當時の傳説によるのみで、それらの人々が確かに書いたのだといふ證據のある材料は、春海の時代にも無かつた筈であるが、それらとはかく平安朝期の假名であることはたしかなのである。そして平安朝期の假名が草書に近いといふことは、古い時代の假名が草書から出たことを證するには十分であり、弘法大師説を否定すべき重要な材料である。

その後では伴信友が假字本末に於て頗る長い考證をしてゐる。その要する所は、上代には文字なく、漢字をかりて假名として書いてゐたのが、次第に草體で書かれるやうになつた。所がその草體が人によつて異つて不便であつたので、

空海僧都その草體の假字にもとづきてさらに目安くなだらめ書て、四十七音の字體を製り定めて、己が尊べる佛法の意を演て、いろはにほへど云々の讚歌に作りとのへ書つて、文字しらぬ者どもに其ノ歌をその假字にあ



て、讀習はしめ書習はしめたるものになむありける。

ミ空海整理説をのべ、

かくていろは假字漸々世に行はるゝにあはせて、もとより書來れる假字の草體をもなごやかに書交へ、又さらに書出せるも世々に多くなりたるものなるべし。

と、變態假字の存する理由を推定してゐる。信友は出雲國神門寺カネツにある空海眞筆と傳へるいろはを、その本物は今はなくなつて、そのうつしだといふ古い楷形木カウカキだけがあるといふことだが、それももとは空海の筆であつたのであらうと、傳説をそのまゝ信用してゐるので、そこで空海整理説となつたわけ、説としては春海が全くの自然發達と見てゐるのより進歩してゐるとは決してはいはれない。それは今日残つてゐる古い假名の文書を集めてみても古いほど異假名の假名が多く、後になるほど統一されて來てゐる。これは或一人が作つたとか整理したとかいふものでないことを明かに證するものであるからである。

かくて明治十一年に文部省で出した榊原芳野の文藝類纂に於ても平假名は、

自々出來りたる體にして別に作者あるに非るべし。

といつて全くの自然發達と見てをり、この説が現在では定説となつてゐるのであるが、では今の平假名はいつ頃出來上つたかが殘された問題となるわけである。

大矢博士が音圖及手習詞歌考の一〇頁から一二三頁にかけて、空海時代の假名として、弘明天曆間のものとして認められる古經卷の傍訓中、片假名と共に用ひられた草假名を拾ひあつめて示してをられるのを見ると、今日の平假名の

字體に似たものがかなりある。さうしてこれらは訓點に用ひられた文字であるから、一般の和歌や消息の文字とはいくらか相違があることを考へうる。今日残つてゐる貫之筆といはれる假名書のものの中に、普通に寸松庵色紙と呼ばれるものがある。勿論貫之筆と定める材料はないのであるが、假名遣の上から貫之時代のものであるといつてもよからうと思はれる。これなどに書かれた文字は既に平假名といひうる境地に達してをり、勿論古い假名のこと、どこか草書のおもかげはあるが、草書よりは一歩進んだ形となつてゐる。

訓點の文字は男子のものである。これに對して和歌の文字などは女子に縁が深い。男は漢字を使ひ女は假名を使ふ。男は漢字を漢字として習ふので、それを假名として用ひるにも漢字の本の姿を全く失ふまでにくづすといふ大膽さが自然あらはれ難いが、女は漢字として習はず假名として習ふから、漢字の本の姿を失ふほどの大膽さがあらはれがちで、従つて女の使ふ文字には男のよりも大膽なくづし方が行はれてゐたと考へられる。ところで和歌は萬葉以後すたれて、古今集の序に

今の世の中色につき、人の心花になりけるより、あだなる歌はかなきことのみいでくれば、色好みの家に埋れ木の人知れぬこととなりて、まめなる所には花すすきほに出すべきことにもあらずなりたり。

といはれたやうな状態にあつた。この文によれば、世の中がとかく不眞面目になつて、歌も戀を歌つたものばかりになり、爲に好色家の間にかくれて、眞面目な座席では詠まれなくなつたといふのであるが、そして貫之は次につづけて、

そのはじめを思へばかゝるべくなむあらむ。古への世々のみかど、春の花のあした、秋の月の夜毎に、さぶらふ



人々を召して、ことにつけつゝ歌を奉らしめ給ふ。

といつてゐるのであるが、實はこの古へ和歌が占めてゐた地位を漢詩漢文が奪つてしまつたので、和歌は公の席を退いて好色家の間にかくれ、男女戀の媒介としてわづかに命脈を保つてゐたのである。従つて和歌は女子を中心として存在し、同時にそれを表記する文字も漢字漢學を知らない女子の手で大膽な變化を受けたと考へられる。

宇津保物語の國護の巻に

はじめには男の手にもあらず女手にもあらずあめつちぞ。その次に男手はなち書にかきて……………

といふ言葉がある。この男手は萬葉假名で、漢字からいつて楷書行書の體である。女手はそれに對して、漢字の草體を脱出した平假名をさしたるもの、今の「あめつち」といふ手習の詞はその中間で草書の體で書いてあつたのである。かうして宇津保物語の時代には平假名の存在したことが察せられる。貫之の時代にどうであつたかは、文献の上からは明言出来ないが、前述の推量と、清和天皇の御頃和歌復興の曙光が見えて、それに近いと思はれる時代に付取物語が出来、後には貫之の國文の散文の作品がある事などを考へると、その頃には平假名といふやうなものが出来て、文字の使用が簡單になつてゐたことが察せられる。古い方では既に奈良朝末期に漢字の草體が假名として用ひられてゐる例が、正倉院の御物の文書の中に見え、そこには相當にくづしたのも見えるので、要するに奈良朝期にある程度まで草體にくづされた萬葉假名が、平安朝初期の和歌の暗黒時代に於て、女子の手によつていよ／＼くづされ、和歌復興時代には草書を脱出した假名が大體出来てゐたと考へてよいと思ふ。

次にいろは歌に就ては、字說辨誤では、

初句ヲ七言ニ云ヒ出セルナド、今様ノウタヒモノノ句法ニテ、フルキ長歌ニハナキコト也。

といつて、弘法大師説を否定し、

但シ伊爲乎於衣惠ナドノ用ヒヤウ、古ノ假字ノ法ニタガハザルヲ思ヘバ、假字ノ法ノイマダ亂レザリシ時ノモノナレバ、花山一條ノ御時ナドノ前後ニ出来レルモノナルベシ。

と推定してゐる。こうして、今様の句法だといふことと假名遣の正しいことが、新材料として提出されたのであるが、清水瀧臣の泊瀬筆話によれば、春海は更に語法の問題をも材料としてゐる。泊瀬筆話には次のやうにある。

世にいひつたふる伊呂波の歌は、護命僧正弘法大師兩大徳の作なるよし、江談抄(今は江談抄には此事開けたり、こたるに)に見えて、誰かたぶく人もなきを、吾師は歌にあらず今様なり、はじめを七言にていひ出だすは、今やうの歌本にして歌にはなき事なり。またわが世たれか常ならむといふべきを、たれぞつねならむといへるは、てづつ也。大師の比の作ならんには、かくしひたるいひなしはなきことわりなり。されど假字は古格にひとつもたがへるなければ、後世のわざにはあらじ。花山一條の比の今様なるべしといはれたり。今おもふに花山一條まではくだるまじけれど、今様なりといはれしは卓見といふべし。

文中江談抄と抄字をつけたのは瀧臣の誤である。吾師といふのは春海をさし、今おもふに以下は瀧臣の按である。春海が花山一條の頃といつたのは、和名抄には既にア行ヤ行のエの區別がないのであるが、それは徳川時代には氣がつかなかつたので、その他の假名遣は正しいから、和名抄時代は假名遣の古格を誤らぬものと考へられてゐたので、この點ではいろは歌は村上天皇の頃の作といつてよかつた筈であるが、今様だといふ考が一方にあつたので、今様とい



ふ言葉が見えるのは一條天皇の頃の枕草紙などからである所から、中間をとつて花山一條の頃といつたのであらうと思はれる。濱臣はそれをも少し引上げて、和名抄時代にまでしようといふ考と見える。とにかく春海が歌體のこと、假名遣のこと、語法上のことに目をつけたのは、卓見でなければならぬ。

さてこの語法上の問題については、後に黒川春村の碩鼠漫筆に詳しい説があり、

又、我世誰ぞ常ならむの句は、誰かとなくては本末協はず、同じ文字なき歌なればさばかりの難はゆるすべしと、助けてもいふべけれど、天曆以後などならばこそあらめ、上古にさる拙き事あらんや。但此ぞ文字の事は猶旁難もありげなれば、あらかじめここに云べし。古事記傳卷四十一云、多禮會意富麻幣爾は誰ぞ大前になり。多禮加と云べきを多禮會云は、萬葉十四に、多禮會許能屋戸能於會夫流、催馬樂淺水に、多禮會古乃多加比止太天天、美毛止乃加太知世會己之、止不良比爾久留、(色葉歌にも、わがよ、たれぞつねならむ。)かくあるを、よくもおもはで、誰かを誰ぞといへる例なしと、ふといひしらがふひともあるべし。春村按ふに、上の語どもは、大前に奏すは誰ぞ、此屋の戸おそぶるは誰ぞ、訪ひに来るは誰ぞ、と、何れも誰ぞを下にめぐらしてきく詞づかひなり。さるを我世誰ぞ常ならむのみは、誰ぞの語句のなかに有て、是のみは實に誰歎の意なり。されば傳の註は失考にして従ひ難き事をおもふべし。かゝれば此の伊呂波歌を弘法大師の作といふ説、とてもかくとも信じ難き事にて、天曆より上にはのぼるまじき事しるかり。

といつてゐる。大矢博士は音圖及手習詞歌考に之を引いて、

春村のソの遠格を論じたるは、まことに一應は道理あるが如くなれど、本居翁の擧げられたるが如く、ソを萬葉催馬樂などのごまくに用ゐるときは、カの意に紛れやすきは當然にて、本居翁すらかく見られたるほどなり。されど常格には背きたるも、既に同じ字なき歌を作ることの困難なるより、自ら恕したる間に漸次之に慣れゆき、耳にも障らぬこととなれるならん。承暦の頃既に世に知られたるより後々までも、カの意として何ともいふものもあらで過ぎ來しより思へば、遠格なりと斷ずるにも及ばざるべきか。

といつてをられるが、このいひ方は甚だ曖昧で、同じ字なき歌をつくることは困難だから許すといへば遠格である筈、その後慣れてしまつたから遠格とするにも及ばぬといふのも譯がわからぬ。春村の説にして見ても「誰ぞ大前に奏す」を「大前に奏すは誰ぞ」とめぐらしてきくといふなら、「わがよ誰ぞ常ならむ」の方も、「わが世に常ならむは誰ぞ」とめぐらして考へうる筈で、この點に區別は認められない。思ふに春村は、古事記・萬葉・催馬樂の誰ぞは反語にはならぬが、いろは歌のは反語となつて、「常なるものなし」といふ意味になる點に差異を認めたものであらう。然し、同様ないひ方をしたものは尙、

天下乃人誰君乃臣不在安良武(續紀廿八詔)……詔詞解

云誰會字本に河と作るは、何を誤れるなるべし。されど今は、一本又一本などに、會とあるに依れり。

凡てたれかといふことを、古語にはたれぞいへる多し。」

何此人乎復立無止念(續紀卅三詔)

といふ例があり、後のは誰ぞではないが、疑問語である點は参考にすることが出來よう。かう考へるといろは歌の誰ぞも誤とはいひ得ないことになる。従つてこれは弘法説否定の材料にはならない。



次に今様だといふことについては、元來今様といふ言葉の意味は當世風といふので、

これは昔のことなり、いまやうはやすげなり。(枕草子一、おもはん子を法師になしたらん、こそはの條)

などあるのはその意味であり、従つて歌については從來の短歌長歌旋頭歌等の、五音ではじまる五七の連續の歌に對して、變態である所の新興のものをいふわけであるが、普通には七音ではじまる七五の句が四つ連つた、四十八音の歌をさすのである。七五調の發生はいつの時代かといふに、これは可成りはやくて、弘法大師時代にはこの調子があつたやうであるが、いろは歌のやうな七五の四句で一首をなしてゐる形がいつからあつたかといふことはまた別の問題で、七五調の發生と同時にあるとは必ずしもいひ得ない。大矢博士は音圖及手習詞歌考に於て、七五四句の歌は天曆以後でなければ存在しないといふ考證をしてをる。現在までの材料には、この歌の形が弘法時代にあつたと斷定しうるものはないやうである。

更に目を他の方面にむけるなら、大矢博士も説いてをられるやうに、いろは歌が四十七音であるといふことが注意せなければならぬ。七五四句なら四十八音であるべき所、「わがよたれぞ つねならむ」と六五の句をこしらへて歌の形を亂したのは何故か。これはどうしても當時の音が四十七音しか認められてゐなかつたからと見なくてはならぬ。國語では所謂清音に文献以來四十八音あつた。ア行とヤ行とのエに區別があつたからである。音が四十八認められれば、文字も四十八音を表す四十八字を覺える必要がある筈で、その時代のものと考へられる手習の詞は即ち四十八音あるのである。それはあめつちの詞と通稱するもので、前に宇津保物語を引いた所、「男子にもあらず女手にもあらずあめつちぞ」とある「あめつち」はこれである。宇津保物語ではこの詞の内容は分らないが、源順集に「あめつちの

歌、四十八音」といふのがるので知られる。これは

もと藤原の有忠の朝臣藤六が返しなり、彼はかみの限りにその文字をすゑたり、これはしもにもすゑ時をもわか

ちつゝよめる。

と詞書があつて、春夏秋冬思戀の六部に分けて、例へばあめつちの、あならあの音を短歌の首尾におくやうにして、順次に四十八首をよんだもので、これによればあめつちの詞は次の如きものである。

あめ天	つち地	ほし星	そら空	やま山	かは川
みね山	たに谷	くも雲	きり霧	むろ室	こけ苔
ひと人	いぬ犬	うへ上	すゑ末	ゆわ破置	さる猿
おふさよ <small>育七三</small>		えのいを <small>櫻ノ枝ヲ</small>		なれわて <small>馴レ居テ</small>	

一つ々きの詞ではなく、單語を寄せ集め、それで行ききれない所を句で補つたものである。

さてこれが何時誰によつて作られたかは不明であるが、源順の時代には存在したものである。古今集の序に難波津あさか山の歌のことをのべて、

この二歌は歌の父母のやうにてぞ、手習ふ人のはじめにもしける。

とあるのは、これは假名のつづけ書きの手本として用ひたのであつて、源氏物語若紫の巻に、

まだ難波津をだにはかなくしうつづけ侍らさめればかひなくなん。

とある言葉はこの消息を語つてゐるものである。従つてこのつづけ書きを習ふ前に、國音四十八をあらはす四十八字



を、一字一字習ふ目的の爲の言葉があつた筈で、それがあめつちの詞であつたのである。これはいろは歌が既に世にあらはれて同様な目的に用ひられた後でも、一部分には行はれたと見えて、北畠親房の古今集序註にも、今のいろはは四十七音を連<sup>て</sup>、あるべき程の文字をつくしたれば、近代は皆是をならふ。然而無常の歌なりとて、物忌などする人は、今も天地星空など云ものを習なり。

とある。所でこの天地の詞には、「えのほを理の枝を」とあつて、ア行ヤ行のエを區別すべくしてあるのであるが、源順集のあめつちの歌四十八首のこの所の歌は、

えもいはで戀の亂るゝ心かないつとや岩に生ふる松のえ。  
えもせかで涙の川の果々やしひて戀しき山は筑波え。

とある。「えのほを」の初のえはア行後のヤ行であるから、「えもいはで」のえと、「えもせかで」のえとは區別がなければならぬが、これは何れも同じア行のえである。又一首のうちでは、初のえと終のえとは同じでなければならぬ約束であるが、「松のえ」のえは枝の意であるからヤ行であるべく、「筑波え」のえはよの意であるから、これもヤ行である筈である。それがかうして混同されてゐるのは、ア行のエとヤ行のエと區別されてゐなかつたからである。同じ人の著はした和名抄にもその區別はない。かうして源順の時代即ち天曆年中は四十七音の時代である。いつまでが四十八音の時代かといふに、醍醐天皇の頃までは四十八音を認め得たといひうる材料がある。それから村上天皇の天曆までは幾年でもないけれど、その間にア行ヤ行のエの區別は失はれてたやうである。

さて四十八音が四十七音になりきつた時代には、手習の詞は四十七音を表はすものであるべく、その目的につくら

れた歌が源爲憲の口遊(續群書類從 雑部所收)に一つ傳へられてゐる。爲憲は源順について漢學を習つた人で、口遊には天祿元年(圓融天皇代。天曆十年から十四年後)の自序がある。その歌は

大爲爾伊天 奈徒武和禮藻會 支美女須止  
安佐利□比由久 也末之呂乃 宇知惠倍留古良  
毛波保世與 衣不彌加計奴

といふのである。口遊の原本は傳はらず、鎌倉時代の寫本が傳はつてゐるので、古典保存會から複製されて出てゐるが、誤字脱字の多い本で、□の所も於の脱かと思はれる。この歌を大矢博士は次のやうによまれた。

田居に出で 菜つむ我をぞ 君召すと  
求食<sup>モウシク</sup>り追ひゆく 山城の 打醉<sup>ウチサヅ</sup>へる兒ら  
藻<sup>モ</sup> 干せよ 得船<sup>トクネ</sup>繫けぬ

口遊にはこの次に、

今案、世俗誦曰<sup>アメメツツホシツ</sup>阿女都千保之會<sup>アメメツツホシツ</sup>里女之訛説也。此誦爲<sup>レ</sup>勝。

とある。この言葉でみると當時出来てゐたもので、爲憲の作ではないやうである。いろは歌の四十七音もこれと同じく、四十七音の時代であつた故に、本來四十八音なるべき歌の體を亂して、四十七音にしたと考へなければならぬ。こう考へると音、數と假名遣との點では村上天皇の時代の作といふことが出来る。しかしアヤ兩行のエ以外の假名遣を正しく使ひ得た時代はもつと後にまで下げることも出来るのである。といふのは、一條天皇の頃は既にアヤ兩行の



エばかりでなく、その他の假名遣も亂れて來たのは事實であるが、大矢博士が假名遣沿革史料に示してゐる材料は皆訓點の假名遣であつて、これは人々が私の心おぼえとして何等の顧慮なしに用ひた假名遣であることに注意しなければならぬ。さういふ場合には假名遣を誤つても、なほ公のもの、公に示すべきもの場合には、特別な顧慮のもとに、假名の混同を防ぎ得たであらうといふことが、種々の方面から推察することが出来る。少くとも院政時代に入る頃まではそれが出来たであらうと考へられるのである。こゝに注意し、いろは歌が今様であることを思ひ、更にいろは歌がはじめて物に見えた時代のことを考へられると、千七百年代の前半期が、手習の詞として、いろは歌があめつちの詞と入れかはつた時代であつて、いろは歌の製作も恐らくその頃にあるのであるまいかと考へられるのである。春海が花山一條の頃とし、大矢博士が天祿永觀(圓融天皇代)の頃と假定してゐるのは、少し窮屈にすぎはせぬかと思はれる。

伴信友は假字本末に於て、いろは文字については空海整理説をのべ、同時にいろは歌については空海説をとつてゐるが空海作とする證として、その以前の空海説の外に、凌雲集所載の仲雄王の「謁海上人」と題した詩に、

字母弘三乗 眞言演四句

といふ句があるのを指摘してゐる。榊原芳野の文藝類纂では之に對して、信友はこの句を引いていろは歌を空海製造の證としてゐるが、確證とすることは出来ないといつて、

ここにいふ字母は伊呂波を謂ふに非らず、又荆滂等の支那後世の三十六字母にも非らず、是れ空上人傳來の悉曇體文の字母を以て、專三乗の意を闡明せられしをいふ。

といつてをり、大矢博士も音圖及手習詞歌考に於て、

字母といへば普通には梵字をいひ、四句といへば涅槃經の諸行無常の偈に限りたるにもあらねば、之を以て眞伊呂波の字母を指し四句を稱したるものと爲して、空海がいろはを作りたるをいへるなりと斷定すべきにあらず。

といつてゐる。高野辰之博士の日本歌謠史では、信友のあげたこの句を引いて、空海がいろは歌を作つた「確證」であるとしてゐるけれども、字母をいろはと解釋し、四句を涅槃經の四句の偈をさしたものであると見ることは、まだ一般には認められてゐないのである。

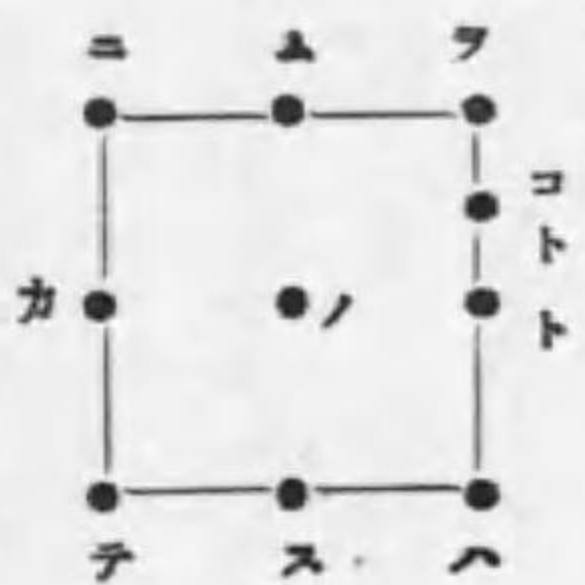
いろは文字一々の字源についても種々の説がある。即ち同文通考には、「の」「つ」等は所謂肥人書から出たものだとしてゐるが、これらは別として、漢字に起源を求めるものでも、「へ」「つ」等はその字源説がいろ／＼である。「い」「な」などは異説はあるまいと思ふと、岡島隆紀の假字考では、「回」といふやうな形を示して、伊字から出たことを主張してゐる。これらの字源説の歴史もしらべて見るべきであるが、今は省略に従ふ。片假名についても、又いろは歌の京字についても、同様省略しておく。

### 三、片名假附五十音圖

片假名は元來平假名の如く一般の通用文字ではなかつた。といふのは經文や漢籍の傍訓用として發達したもので、秘密性をもつてゐたのである。従つてそれは自分にさへ分ればよかつたので、他人に分らせる必要をもたなかつた。秘密性といつても後世のやうな性質のものではなく、學んだ人と學ばぬ人との間に守られた秘密であつて、まだ習熟



せぬ人が、然るべき傳授も受けないで、訓點を見ただけで生學問をしては、却つていけないといふ考から守られた秘密なので、そこには元來狹量の意味はなく、聖人の學を正しく傳へようとする心からなのであつた。訓點の秘密性は、ヲコト點の併用からも考へられる。ヲコト點といふのは、漢字の四聲點の如く、文字の四隅上下等に種々の符をつけてよみ方を示したもので、「・―フ」等種々の符があり、またその位置とよみ方との関係も種々であるが、博士家の點の一例を示せば



の如きもので、これを點圖といひ、これを座右においてたとへば、

百花落如雪……百花落ちて雪の如し。

人知我是誰……人我是誰と知らむ。

とよむのである。従つて點圖をかくせば分らなくなるのであつて、傳授をうけた人は點圖を傳へられるのである。ヲコト點は片假名が出来る前に使用され、片假名が出来てから使はれなくなつたといふのは、事實にあはない考へで、片假名とヲコト點とは多く併用されてゐるのである。

かくて片假名は秘密性をもつた傍訓用として、自分だけに分ればよい文字として發達したので、古い片假名には異

體が頗る多い。平安朝末から例へば今昔物語の如き片假名交りで文學作品が書かれ、又足利時代には抄物(註釋書)が盛に出て、これらが片假名でかかれるといふやうに、男がこの方面に表立つてくるにつれて、片假名も一般の通用字となつて統一の機運に向つたのである。

かかる事情と、五十音圖は前章にのべたやうに多く反切用とされてゐ、又それ自身にいろは歌のやうな思想がないこと等の關係からか、片假名及び五十音圖についての著書はあまり多くはない。その最初のもものは、文献に残つてゐる所では、明魏の倭片假字反切義解である。即ちその序文に、

到於天平勝實年中右丞相吉備眞備公取所通用我邦假字四十五字省偏旁點書作片假字。抑四十字音響反阿伊字江乎五字、此乃天地自然之倭語焉。是故堅列五字橫列十字、加入同音五字爲五十字。且又橫十字隨唇舌牙齒喉備宮商角徵羽變商變徵七聲、奇哉。蓋世俗傳稱之云吉備大臣倭片假字反切。

こある。これで見ると明魏は文字も音圖も共に吉備眞備の作としてゐるのである。それも傳説に従つてゐるまでで、吉備眞備作と定むべき根據は示してゐない。

さてこの文中假字四十五字といふのは、明魏の五十音圖は、アヤワ三行が、

- アイウエオ
- ワイウエフ
- ヤイユエヨ

の如くなつてゐるので、「イ」「ニツ」、「ウ・エ・フ」二ツづつ計五ツの同字重複があるので、差引き四十五字となるのであ



る。又四十字の音響、阿伊宇江乎の五字に反るといふのは、右四十五字から、アイウエヲの五字を除いた四十字の響が、夫々アイウエヲの五字となるといふ意味である。

明魏の後も説をなすものは少く、ト部兼俱の日本書紀神代卷抄に、片假名は吉備大臣が造つたといふ説があるのみで徳川時代に入つた。

徳川時代に至つて新井白石の同文通考では、白石は

片假字一ツニハ大和假字トモイヘリ、吉備大臣ノ始テ製ラレシヨシト部ノ兼俱ノ説ニ見ヘタリ(神代卷抄)

といつてその説に従ひ、製作の理由については

吉備公ノ此字始メテ製ラレシコト、彼孔安國ガ隸古ノ書ニ倣ヒテ、讀ム人ニ便センガタメニゾアルベシ。

といつてゐるだけで、倭片假字反切義解は見なかつたものか、一言もふれてゐない。白蛾は之につけ足して

片假字ノ作者ハ吉備公トイヒ、或ハ詳カナラズトモイフ説アレドモ、吉備公ノ手ニ成レルコト必定ナルベシ。

といつてゐるので、當時吉備公説を信じない説も出てをつたといふことが知られる。更に白蛾は吉備公作の證として、

其證ニハ以呂波聲母傳ニ曰(此書は官家芝山(宰相殿の秘本也)孝謙天皇の御宇、吉備大臣入唐シテ、王化立トイフ人ニ達テ日本ノ語

ヲツブサニ語リ給ヘバ、王化立ソレヲ音ニナヲシテ、アイウエヲ、カキクケコ等ノ相通ヲタテテ吉備大臣ニ傳

フ。安以字ノ類ナルヲ、大臣我國ニ歸テ後、或ハ旁ヲ取テ畧字ニ書ナシ、是ヲカタカナト云、カタハ片ト云意ナ

リ、カナハ日本ノ古語ニテ木ノキレハシノ類ヲカナキト云、中臣ノ稜ニ天津金木トアルモチイサキ木ノ真ニテ、

木ノキレハシノ様ニ片カツクリカヲ切々ニ書タルト云心ニテ、カナト云、俗説ニカリニ名ヲマウケタル故ニ假名ト云ルハ後人ノ偽説ナリ、王化立ガ古事ハ悉ク類聚國史ニ見ヘタリ。

といつてゐる。以呂波聲母傳は多田義俊の著で、奥書に芝山宰相廣豊卿極秘之口傳也とあるが、これをどこまで信用してよいかわからぬといふことは、前項でものべた通りである。その奥書を信するなら、かういふ説が堂上家にあつたと見えるのであるが、それはとにかく聲母傳の説では、片假名は吉備眞備の作であるが、五十音圖は王化立の作となる。王化立の傳は白蛾は右の如く類聚國史にあるといつてゐるが、どうも見當らない。

同文通考は前にも述べたやうに成立の年代は不明であるが、白蛾が増補して刊行になつたのは寶曆十年(二四二〇)である。この前後に出来た書物で片假名のことにはふれてゐるのは、まづ元祿十年(二三五七)の大和事始(貝原好古著)延享五年(二四〇八)の日本書紀通證(谷川士清著)、寶曆三年(二四一三)の和字大觀抄(僧文雄著)等は、何れも從來の傳説を信じて別に考證もせず吉備公作としてゐる。でも文雄は異體假名に注意して、假字の方では

今按ずるに吉備公一旦に片假字をことごとく創製せるにはあらず。それより前におるく片字を作る人ありて其體も一樣ならざりしに、吉備公是を折衷して大成するならん。故に異體の假字尙すこしく古書の中に残れるもあり。

と、吉備公整理説ともいふべきものになつてゐる。

契沖は吉備公説を否定して弘法説を出した。元祿六年(二三三三)に出来た和字正濫鈔において、片假名について、吉備公の作などいへどさせる證なし。若シ常のいろはと共に弘法大師の作り給へる歟。袂衣に片假名にて歌をか



けるよしあれば、その比よりもはるかのさきに出來たることなるべし。  
 といつてゐる。その根據はどこにあるか、和字正濫鈔には何ともいつてゐないが、和字正濫通妨抄に、  
 片假名を吉備公作といふ事信じがたし。其故は字數ひら假名に同じ。以呂波を兩種に弘法大師のしたまへるに  
 や。

といつてゐるので、大體察しられる。契沖は前項にのべた如く、いろはに就ては文字も歌も弘法作と信じてゐたのである。又五十音圖は悉曇圖から出たものだと考で、和字正濫鈔に五十音圖をあげた後にも、「右の圖梵文に准らへて作れり」といひ、通妨抄にも

背面先生五十音を吉備公作といふは暗推なり。其故は五十音はもと悉曇に付てありくる事なる上、もし吉備公作ならば、あやわの三行に三のい、三のえ、二のう、二のを、面々にあるべし。平假名とひとしくして、二のえ二のえ一のうなれば信じがたし。

五十音は悉曇より出。吉備公の定むるにあらず。其故は梵字は各別であり、片假名は四十七字のみある故に、イウエの三字に同字あり。これにて(行カ)いろはにて五十音をかく故也。

といつてゐる。五十音圖が創作ならば五十音皆異つた假名がある筈であるが、いろはの四十七字を悉曇圖に配當したのであるから、イ・ウ・エ三字が重複してゐるのだといふので、論理は一寸變である。ことにもし契沖が前章にのべた五韻次第に出てゐるやうな、萬葉假名で書かれた五十音圖を見てをつたら、かういふ説は出なかつた筈である。しか

しその論理はとにかく五十音圖が悉曇から出たといふことは正しい説で、今日は一般に認められてゐるのである。契沖は弘法大師が悉曇に通じてゐたことを思ひ合せて、五十音圖は弘法大師がいろはを悉曇にあはせて配當したものと、片假名の字數が平假名に等しいことを考へて、片假名も弘法大師作かと推定したのである。

契沖の教をうけた安藤爲章はその隨筆「年山紀聞」で、

片假名はそれより前吉備公の作といへども、これ又古き物に其證なし。宇治拾遺に嵯峨天皇の御時かたかなの子文字十二かきて、小野篁によませられたれば、ねこのこのこねこししのこのこししとよみときたりといふ物語を載せられたるをおもふに、いかさまにも嵯峨の御時よりよほど前かたに出きたるなるべし。吉備公は在唐二十五年の間に官位殿門禮樂までも習ひとりて歸り玉ひ、大内裏以下の制度を始めて、朝廷の尊嚴をいやましたる程の器なれば、漢字を略して片假名作られん事、又遠からぬ説なるべし。

といつてゐるが、これは要するに宇治拾遺の傳説の上に立つてゐるに過ぎない。

契沖のやうに五十音圖を悉曇に本づいたとして考へたものに、寶曆十三年(二四二三)に出來た釋諦忍の以呂波問辨がある。此書は神代文字の存在をとなへたり、弘法大師眞筆と傳へるは出雲國神門寺のいろはに對して、

問 此いろはハ大クヅシニシテ、大唐ノ草書ニモ似ザル所アリ、コレイカナル事ゾヤ。

答 コレ梵字ノ筆勢ヲ以テ大唐ノ草書ヲクヅシタルモノナリ、此事弘法大師ニ非ンバ作ルコト能ハジ。

といつてゐるやうな説もあつたりするが、片假名に對する説は簡單ではあるが、從來の説に比してはすぐれてゐる。即ち、



問 世上盛ニ用ル片假名ハ吉備公ノ作ナリト云ヒ傳フ、爾リヤ否。

答 人口ニ專バラ言傳フレドモ、髓ナル書ニ所見ナシ。仍テ決シテ吉備ノ作ナリト落著シガタシ。是ハ本阿伊字江乎等ノ五十字音ヲ、漢字ノ點畫ヲ取りテ作りテ、早業ニ用ルモノナリ。日用ニ尤大益ナリ。(中略)此五十字門ハ儒家ノ書ニ出タルコトニ非ズ。元來專ラ悉曇家ニ傳ル所ニシテ梵字ナリ。後ニ阿伊等ノ漢字ニ寫シ換タリ。ソレヲ借リテ片假名書ニセルナリ。(中略)愚案ズルニ吉備公ノ時ハ眞言梵字ノ學未ダ傳ハラズ。然ルトキハ此片假名ハ吉備ノ作ニ非ルベシ。疑フラクハ是モ亦弘法大師ノ作歟、或ハ大師以後ノ達人ノ作ナルベシ。古今ノ人時代ヲモ考ヘズシテ、猥リニ吉備ノ作ト稱スルハ、カノ徒然草ニイヘル道風ガ書タル和漢朗詠集ニシテ、笑草ノ種トスルニ堪ヘタリ。

とある。五十音圖が悉曇によること、梵字を萬葉假名に寫しかへたこと、萬葉假名から片假名が發達したこと、片假名は早書きの爲に出來たこと等は皆今日も認められる所である。けれども五十音圖と片假名と同時に出來たと考へてゐるのは缺點である。それは五十音圖以前に片假名があるとも考へられるからで、吉備公の時代に悉曇の學が傳はつてゐないとしても、それは五十音圖吉備公説を否定しうるだけで、片假名吉備公説を否定することは出來ないからである。

文政十一年(二四八八)の自序がある山崎美成の「文教温故」といふのは、文學・學校・經籍・訓點・讀法・文字・文章・詩賦・和歌・印板といふ十箇の項目に關して考證したものであるが、その第六の文字に就ての說の中に、

片假名また大和假名ともいへり。倭片假字反切義解序曰、到於天平勝寶年中、右丞相吉備公取所<sub>レ</sub>通<sub>レ</sub>用于我邦

假字四十五字、省<sub>レ</sub>偏旁點畫ニ作<sub>レ</sub>片假字といへり。これ古來よりいひ傳ふるところなりといへども、無稽の妄説にして信すべからず。また常の伊呂波假名とともに弘法大師の造り給へるか(和字正濫抄)ともいへども、これも又信しがたし。おもふに其始は詳ならねど、もと伊呂波假名にならひて四十餘字を一樣に作り出たるものとはおもはれず。そのよし古體の片假名の古書の訓點及び點圖に残れるにるときはその始は、字訓を傍記せんに眞名をもて書カンは點畫多く煩はしきがまゝ省きてかける、是片假名の起原なるべし。今流布の日本書紀に<sub>大カ</sub>稅調(仁德紀七年九月)とあるは、オホヂカラミツキの借訓なり、また<sub>ワカ</sub>吾兄(履仲紀六年二月)と左假名を付たるは、ワガセの眞假名なり。これらの類猶多し。今その一二を擧て證とす。むかしは字畫の少きは省かて其まゝも用ひたりと見えて、今昔物語に乃ノ字天ノ字などは眞名をまじへ書きたり。よつておもふ古點に片假名の異體多かるは亦宜ならずや。

とある。美成は「いろは假名は弘法大師の作なり」といつてゐるが、片假名についてはかやうに自然發達説を唱へた。從來の説が皆誰か一人の手になるやうに考へてゐるのに對して、これは卓説でなければならぬ。

本居宣居はいろはの場合と同様に、この方面には頗る冷淡で、

サテ又片假名モ、奈良ノ末ヨリヤ、見エタレバ、是レモ此ノ大臣ナドノ作ナルベシ。(漢字三音考)

と、吉備公作とする傳説によつてゐるだけで、問題にはならない。考證の大家伴信友の假字本來も吉備公説である。彼はまづ倭片假字反切義解の序をひいて、

今按るに吉備眞備公はきこゆる多才の儒者にて(中略)音韻の道にも長れ給ひたりしなり。そのかみ唐國に天然よ



り傳はりたりつる悉曇の法を受習ひ来て、それに倣ひて皇國の正しき音聲に轉し、音位を換へて新に五十音圖を作り、さて其對譯に用ふべき漢字音の區々にして一同からざるが故に、更に當時皇國相通用の字音、また訓をも假借りて、姑く對譯のために四十五字を定め、其字の偏旁點畫を省きなどして、簡約なる一體の字を製り給へるが、いはゆる片假字にて、かく設置て學生に便よく音韻反切を習はしめ、又漢籍の訓さまでももかつく字旁に注し置などもして、教授給へるものにぞあるべき。然るは續日本紀(寶龜九年十月)に玄蕃頭從五位上袁音卿(姓)淨村宿禰、晉卿唐人也、天平七年隨我朝使歸朝、時年十八九、學得文選爾雅等音爲大學音博士、於後歷大學頭云々と見えたる天平七年は眞備公歸朝の年に當り(中略。コ、ニ袁音卿の音韻ニ精シキ由ヲイフ)。故推案ふるに、眞備公の計らひて晉卿を歸化たらしめ、もはら學びかたきとして、音圖をも作り定め給へるものなるべし。義解の序に天平勝寶年中に作り給へりといへる年頃も、よく合ひてきこゆるなり。

といつてゐるのであるが、吉備眞備が五十音圖をつくるに當つて、袁音卿といふ相談相手があつたといふ考は、どこから出たのであらうか。信友は同文通考のことは何とも言つてゐないが、恐らくは同文通考に新井白蟻が以呂波聲母傳を引いてゐるのを見たのであらうと考へられる。假字本末は嘉永三年(二五一〇)の刊行であるが、出來たのはもつと前である筈で、信友は弘化三年(二五〇六)に七十四才でなくなつてゐるのであるが、同文通考の刊行は寶曆十年(二四二〇)であるから、信友の生れる前である。であるから信友が博覽な學者であるだけに、同文通考を見ないとは考へられない。さてそこには王化玄といふ甚だふたしかな人を吉備公の相手に出してゐるのを、信友は續日本紀にもその名が見えて確からしく見える袁音卿とかへたのであらう。一體信友といふ人は考證の方は古今獨歩ともいふべき

大家で、誰かの説を詳しく證據立てることにはすぐれた腕をもつてゐるが、創見には乏しいやうである。そこで他人の創意を取つて、考證のきものを著せて自分のものやうに見せるといふやうなことがあつたやうで、平田篤胤の古史本辭經に、信友について、

是の人の著述といふ物、己が見し限りを都て云はゞ、他人の創意せる説を取りて、かの校合増補を用ひて敷延しつゝ、創意の人の名を覆ひて其を竟に我が有となせる説等多かり。

といつてゐる。そして假字本末の音圖に對する説については、

日文傳の前本を稿する時に、彼の反切義解なる擬圖を、眞に吉備公の創製にて空海の増補せる物と思ひて、其の由信友にも語りけるに、彼れは其時承ざりしかど、今其の假字の本末てふ物を見れば既に彼の人の説となりて、例の比類なき校合の才を極めて、其の説を敷延し、吉備公制作の始めは、皇國言の料に作れるに非ず、漢籍を讀まむ反切の料に作られたる物なるが、本音四十五字なりけるを、空海悉曇の力に依りて、圍於の二字を増補して四十七字に爲れり。斯て其の音圖に據りて今皇國言の奇しく妙なる趣を解き明らむる上に取ては、却りて漢字よむ料にも立まさりて、忌じき世の寶となれるは、奇しきまで有功しく美たき思ひ兼にこそは有けれ。空海の功も更にまた美たしと云へり。是の謂ゆる音圖を、吉備公また空海の手に成れりと云ふこと、余が舊の説なるを、後には上に論へる如く瓦と見て碎き棄たる説なり。然るに信友は前に信ざりしかど、今しは眞の玉と拾へり。といつてゐる。

【註】空海が圍於二字を増補したといふ説は、この項の初に引いた反切義解の序の文について、次の如くあるのである。



然後弘仁天皇年中弘法大師釋空海造<sup>四十五字</sup>以<sup>補闕於二字</sup>便<sup>于女童</sup>。

古史本辭經はまたの名を五十音義訣といひ、天保十年(二四九九)に出来たが、刊行は嘉永三年(二五一〇)で、内容は五十音によつて國語の起源をのべたものである。篤胤の五十音圖についての説はその卷一、五十音古圖説第二に見える。篤胤はそこに、宣長の漢字三音考における、皇國の音の純正なこゝ、字音は漢語のまゝではなく、拗音は直音につゞめたり、鼻音は口の聲に轉じたりして、皇國の音に近く改めとつたのであること等を引用して、さて、

上の件の師説、皆誠に然る事なるに就て、なほ其事理をおし<sup>カムガ</sup>攷ふるに、然しも漢字の音を定めむ事は、まづ此方に音韻一定の規格なくては定め難き事なれば、五十の正音は更なり、其の延約通略などの自然の格も、神の御世より失つ事なく<sup>イヒシラガ</sup>言繼ひ來ぬるを、當時漢字の音と合すと爲ては、皇國人の中にも賢きが、殊更に其の趣きを研究して、彼の日文の音圖を造れるぞ初には有けむ。抑、皇國人の言語<sup>コトバ</sup>ふ正雅の聲の有りの盡く數へ集めて、まづ其の無音の聲の元を索むれば、字の聲に定まり、開聲の始めを攷ふれば、阿の聲に極まり、其の聲の類を攷ふれば此の行の五聲に定まり、其五聲の次第を攷ふれば阿伊宇衣於に極まるを、是の行に倣ひて餘りの四十五聲の類を聚め、横韻を齊<sup>イッ</sup>へて聯ねむに、誰人の爲<sup>ツクリ</sup>たらむも大抵同じ様なるべく、眞には然しも難からぬ事なり。

然るに今尙是の圖を悉曇などに習はずは作得まじき物のごと云ふ人あるは、なほ異國を掲げて我が古を陋<sup>イヤ</sup>しむる節の止ざるになむ有ける。

と云つて、更に、

若狭人木崎幸教と云へるが皇國韻鏡といふ物に、語意考の説は知るや知らずや、三音考の説をば知たる趣<sup>オモ</sup>にて、

五十音圖の初めは何れの時と云ふこと、其傳なき事ながら、應神天皇の御世に來朝せし王仁、阿直岐らが人命を奉<sup>オホセ</sup>りて、皇國の語音と漢土の字音とを考へ合せて制作ありし事と推量<sup>オシハカ</sup>らる。此の時節は彼の國にても已が國の音韻<sup>イナ</sup>だに少<sup>イッ</sup>か其の事の議に及ぶ頃なるに、如此<sup>カ</sup>めでたき音韻の奧義を究め、萬世に傳へしこと不思議なりと云へるは、一と通り然る言ながら、決めて其の今來<sup>イキ</sup>人らの制作には非じかし。

といつてゐる。篤胤はこの皇國韻鏡の説に暗示をうけて、五十音圖の制作年代を應神天皇の御代としたのであらう。しかし日本とは發音が異つて拗音や何かが多い國の人に、我國の正單音を聯ねて、それによつて彼の國の音を正すといふやうなことは、出来る筈がない。必ず日本人が國音の音圖をつくつてそれによつて外國の音を正したので、それは恐らくは稚郎子が宗裁として定められたものであらうといふのである。

皇國韻鏡といふのは一冊、文化元年(二四六四)に出来、同十年に刊行されたもので、支那の韻鏡が世にもてはやされるのを慨して、日本にもかういふものがあると、五十音について説いたものである。ヤ行ヲ行ワ行の音は皇國の音ではなくて、悉く漢國の音で、五十音の順序に皇國の音をさきに、漢國の音を後にしたのは感心だといつてゐる。又片假名については、

當代此五十連音を説く人、片假名字をもて書のこと通例なれども、此片假名は、中つ頃吉備公字畫の繁多にして煩はしきを省き、學生便利のため著述ありしは、一時權宜の作なるべし。(中略) 此五十連音に皇國音あり、此は最初此韻圖製作ありし時、漢字音にては韻圖調ひがたき子細有がゆゑに、皇國の音訓を雜へ入たるものとしられぬ。しかれば紙上筆墨の伎に臨みて、形象なければ協はぬことゆゑ、訓をもて漢音のごとく立ならべた



る子細會得すべし。

といつてゐる。かうして木崎幸敦は、初の五十音圖は漢字で——即ち萬葉假名で——書かれたと考へてゐる所を、篤胤は神字日文傳をかけた神代文字存在論者であるから、そして音圖の作者を日本人だとする所から、五十音圖が日文即ち神代文字に信じてゐるもので書かれたとしたのであらう。

五十音が吉備眞備より以前に存在したといふ説は、木崎幸敦や篤胤のみではない。眞淵の語意考にも

是れの日出づる國はしも、人の心直かれば事少く言も從ひて少なし。事も言も少なれば、惑ふ事無く癡るる時なし。故、天地の自らなる五十聯の音のみにして足れり。何ぞも人の作れる字を待ちて物を爲さめや。然かあるを、此の五十聯の音を連ね云ふは日の入る國に倣へりと云ふ人あること迂愚なれ。此國の古人、言語はざらんや。言語コトふは天地の父母の教なり。故、知らず、五十聯の音も有るめり。

といつて、文字はないが五十音の順序は出来てゐたとしてゐる。眞淵の門人加藤千蔭に學んだ大石千引に、言元梯といふ語源辭書の著があるが、その「大略」に於てやはり同様の考をのべてゐる。

五十連韻ハ世ニ吉備ノ大臣ノ作ラレシトイヘド信ガタシ。吉備公ヨリ最モ上古ノモノナルベシ。

言元梯は文政十三年(二四九〇)に出来た。また橘守部の五十音小説にも

此五十連音は誰が作など云べき物にあらず。神世のはじめより天地萬物の聲の限りは茲に盡して、其方位等次は如此次第せるものぞとて、自然に傳へ來し物にぞ有ける。

とある。この書は天保十三年(二五〇二)に刊行されたのであるが、終りにつけた濱女の詞によれば、出来たのはすつ

と以前である。

かうして五十音圖が神代からあるといふやうな説が一部の人には信じられてゐたのであるが、既に契沖がいつたやうに、悉曇圖から出たものであることは疑ふべくもない。眞淵らの説に對して、村田春海は五十音辨誤において、

此五十音を、我くに神代よりありしものやうにいふ人あるは、こころ得ず。さる事何の書にいでたるかいぶかしき事也。東唐のしるされしものに、その家に古き傳の有しといはれしはさもありつらめど、いかで上つ世よりの傳なるべき。そは荷田の家のみならず、神道をつたへたる家には、いづれの家にも此五十音の傳といふものはあなり。されどそは皆後の世にしるせしものにて、古を學ぶ人の爲にはより所となしがたかるべし。

【註】東唐は眞淵の師荷田春海である。京都稻荷山の祠堂。

といつてゐる。篤胤は古史本辭經で、これを引いて、

篤胤云、五十音を神代より有來しと云ふを、何の書に出たるにか訝しとは愚なり。

といつて、反駁してゐるが、やはり春海の説く所の方が本當である。

以上で、片假名作者についての説と、五十音圖作者についての説と、一緒に述べて來たので混雜してゐるが、徳川時代にあらはれたもの大體は見終つた。音圖の方については明治に至つて、大矢博士の手習詞歌考がある。悉曇圖から出たとしても、その時代はいつと推定すべきか。これについては前章に述べた所にゆづつておく。

片假名も平假名と同じく自然發達と見るのが正しい。文教温故の説は卓説である。明治になつては神原芳野の文藝



片假名ハ原省文略寫の爲に偏旁を去りて用ひ始めし者と見えて、古き書跡中に存する者一定の則なくして、愈古きは愈々一定なし。是一人の手に出でずして自、此字體をなしたるなり。其權輿何時なるを詳にせず。

と自然發達論が見える。古く用ひられた片假名を調査するとき、これを否定することは出来ないものである。次にその時代について、結論だけを簡單にのべてこの項を終らうと思ふ。現在片假名に使ふ文字が奈良朝の文書に幾つか見えてゐるので、片假名は奈良朝時代からあると考へたくもなるが、それらの文字の用法を見ると、漢字として用ひられ、假名として用ひた例がない。どんなに省略した形の字が用ひられても、それが漢字として用ひられた以上は、略字であつて、假名といふことは出来ない。従つて片假名は奈良朝には出来てゐないとはいはねばならぬ。で現在の材料では片假名は平安朝の初期から用ひられたと考へるより仕方がない。はじめにも述べたやうに、それは訓點用として用ひられ、異體が頗る多い。平安末期から文學作品も片假名でかゝれることがあるやうになつて、漸次統一の機運に向ひ、鎌倉室町の時代をへて愈々統一された。とはいへ徳川時代でも、「セ・セ」「ネ・子」等二様の形をもつたものもあつたので、實際の統一は明治に入つて國定の教科書が出たことによつて行はれたのである。

## 第五章 テニヲハ

テニヲハといふ名稱の起りについては、梅井道敏の「てには網引綱」に、テニハは出似葉の意で、草木の葉が出てはじめて其草其木とされるやうなものだといふ説(春樹顯秘抄などはこの説で、書名もその意味で名づけたのである)。

や、この四字は物を斷つていふ肝要の文字であるから名づけたといふ説(歌道秘藏録の説)をあげて後、

今案するに、我朝の先儒ヲト點とて文字の傍に平上去入の點のごとく附ける事有し、近來絶て是を用ゝるとはなけれど、今猶其點のやうを傳へたり、左にしるす。此點の四隅を見るにテニヲハの四字なり。是より和歌にもてにをはいふ名は起れる歟。(今云、圖ハ前章三ノハジメノヲ参照)。

といつてゐる。この説は現在でも認められて、定説となつてゐる。テニヲハといふ名は順徳天皇の八雲御抄あたりから見える。

テニヲハといふ名はとにかく、その實體に注意せられたのは古くからで、萬葉集卷十九の家持の歌に次のやうな例がある。

霍公鳥今來喧曾無菖蒲可都良久麻泥爾加流々日安良米也

毛能波三箇辭闕之

我門從喧過度霍公鳥伊夜奈都可之久難聞飽不足

毛能波氏爾乎六箇辭闕之

この左註の意味は、夫々「も・の・は」「三箇」「も・の・は・て・に・を」「六箇の助辭を、意識的に除いて歌を作つたといふのである。又、宣命などでは

藤原夫人于皇后止定賜

といふやうに、助辭類は細書してゐるし、奈良朝時代から助辭類を區別することは出来てゐたのである。



けれどもこれに關して研究するといふやうなことが起つたのはずつと後のことで、順徳天皇の八雲御抄などからである。八雲御抄は六卷七冊ある歌學の書で、その卷第六用意部に「てにをはといふ事」といふ一節があつて、てにをはは、悪しくはかなはぬことであるが、それを少しも違ふまいとばかりつとめて、却つて歌を悪くしてはいけなゝ。藤原清輔の「しほがまの浦吹く風に霧はれて八十島かけてすめる月影」といふ歌は、て文字がさしあつてゐるが悪くも聞えない。といふやうな注意があるだけで、分類したり何かの研究はまだ見えない。

テニヲハの性質を、やの十品、かの二品といふやうに分けたのは、藤原定家がその子爲家のために書いたといふ傳への「手爾波大概抄」であるが、これはごく簡單に例などもあげないでいたもので、字數はすべてで六百四十三字だと宗祇がいつてゐる。宗祇はそれに證歌を加へたり、文意を解釋したりして「手爾波大概抄」之抄といふ一巻の注釋をこしらへた。手爾波大概抄は今宗祇の抄に添はつて傳つてゐる。これについて梅井道敏のてには網引綱では、定家卿のてには大概抄といふ書に、宗祇尙柏の奥書を加へて、世に秘藏の事として持傳へたる人有。此書は定家卿の述作の目錄にもみえず、偽書たる事顯然たり。

といつてゐる。道敏がこれを偽書と斷定したのは、目錄にみえぬことの外に次のやうな理由がある。彼ノてには大概抄に、屋の字有十品、一也屋二疑ナリヤ（下略）加之字有二品之別、一疑二哉等をいへり。是第一の不審也。てにはは詞に隨て様々になるべき事也。一首の體一句の勢によりて意味分別あるべきを、あらかじめ品目を立ていはん事、古人の教とはみえず、但三光院殿幽齋より、哉に三様有事などをたまひしにや。それよりこのかた數品の名目を出せる書多し。

「古人の教とはみえず」といつてゐるのは、定家を尊崇してゐる心持である。然しこの理由だけでは根據が弱いといはねばならぬ。けれども手爾波大概抄が定家の著だといふことは、今日でも一般に疑はれてゐるのである。それはさうとしても、宗祇が註をしてゐるのであるから、それ以前のものであるとだけは考へられる。

手爾波大概抄には奥書が澤山あるが、はじめの宗祇と尙柏とのを引けば次の如くである。

右てには大概抄聽書の一册令二覽、予口決の通毛頭無相違義、尤門外可爲不出者也。

文明十五癸卯年正月十八日

宗祇 判

てには大概抄、受宗祇法師之口決、以爲一册之書、號抄之抄、師の用捨をうく、傳へんもの深く信じ深く秘すべし

文明十五癸卯正月廿七日

夢庵尙柏判

これによれば宗祇の口授を尙柏が筆記したものが、手爾波大概抄之抄である。文明十五年（二二四三）は足利義尙の頃である。

世に「姉小路式」といはれるものは、姉小路家に代々傳つたもので、その出來た時代は明かでないが、室町時代の末には歌人の間に行はれてをつたらしい。「姉小路殿手爾越葉抄」「秘傳天爾波抄」「和歌十三條口傳」などと種々な名稱で傳へられ、奥書も夫々同じではない。秘傳天爾波抄に元龜元年（二二三〇）の日附があるが、奥書の日附の古い方であらう。この書は假名遣に於ける「假名文字遣」が、定家假名遣として重んぜられたやうに、重んぜられたものであつて、歌道傳授の虎の巻でもいふべく、その傳授には頗る嚴重な束縛があつたのである。



姉小路式は十三卷あるといふと頗る大部のものやうであるが、一卷の紙数は極めて少く、すべて一冊、一卷といふのでは今で一章とでもいふ所である。本來は毎卷の終に奥書があるのであらうが、「姉小路殿手爾越葉抄」では一卷の終りに、

右千金をあたふるとも一子ならでは不可免如件

姉小路代々龍本寺殿

源惠源 政直

元龜元年庚午菊月廿五日

とあるが、第二卷の終りには、

右十ヶ條口傳 奥書略

とあつて、以下すべてない。書寫の時略したものであらう。

さてその内容であるが、毎卷の題だけあげるならば、

- 第一卷 はねてにをはの事
- 第二卷 ぞと云事
- 第三卷 こそと云事
- 第四卷 やの字の事
- 第五卷 かの字の事
- 第六卷 かはと云てにをはの事

第七卷 しをといふてにをはの事

第八卷 (假名)かなを略すること

第九卷 (假名)かなを休むること

第十卷 同てにをはを一首の中に數多をく事

第十一卷 哉といふてにをはの事

第十二卷 ころどまりの事

第十三卷 にてと云てにをはの事

「はねてにをは」といふのは、「うむ」「む」等であつて、「……うむ」といふには、上に「か・かは・かも・なに・など・いかなる・など・いつ・いつら・いかに・いかでか・いくたび・いづれ・たれ・をや」等の言葉がなくてはならぬといふやうな説が見えてゐる。「をや」の例は次の如きものである。

年をへて花の鏡となる水は、ちりかゝるをや曇るといふらむ。

又「ころどまり」といふのは、「五月雨の頃」とあるやうなのをいふので、「ころ」がてにをはとして説かれてゐる譯である。

かうして手爾波大概抄よりは餘程くはしくなつて来て、「や」など前者は十品ありとしてゐるが、これでは十四ヶ條に分けて説いてゐる。ことに注意すべきは係結のことが氣附かれてゐることである。即ち「ぞ」が上にあるときは通例五音の第三音（うくすつぬふむゆる）で留るが、また、「き・し・を・は・ね・し・に・しか」で留ることもあるといひ、「こ



そ」が上にある時は五音の第四の音(え)けてね(へめ)れ<sup>(3)</sup>で留るが、又「らし・しか・しに・を・よ・にき・に・か」で留ることもあるといつてゐる。

【註】(1)「き」は形容詞の語尾の場合、「し」は過去の助動詞「き」の場合。「しに・しか」には、月をぞ見しに。松をぞ君と思ひしか。など例があげてある。「を」の例には、

水の上に浮べる舟の君ならばこそぞとまりさいはましものを。といふ例がある。「こそぞとまり」が「まさまり」で、それを「と」でうけてゐるのだから、その力はものをまでは及ばないわけであるが、そこまでは考へられなかつたのである。こそその方もこれで推量できよう。(2)「や」行のエを五と誤つたのである。

慶長十五年(二二七〇)に七十七歳でなくなつてゐる細川幽齋の著として傳へられる「春樹顯秘抄」といふものがある。内容は姉小路式の増補といふべきものである。題目の順序は、第十までは姉小路式と同じで、第十一に「同字あること」といふのであつて、第十二が「哉といふ手兩波の事」となり、第十三がころどまりの事、第十四がにてと云手兩葉のことである。その後の姉小路式に見えぬ所で、

第十五 見ゆるといふ手兩葉の事 (伊豆の小島に波のよる見ゆ、といふやうに、見ゆと承ける上はうくすつぬの列でおさへることを説く)

第十六 休字の事 (一人しぬれば、沖つ波等の説)

第十七 つゝの事

第十八 たすけ字の事 (悦目抄にも同様の説がある。「谷ふかきといへば能もきこえ侍らねば、谷ふかみとか

ゆる也」。など説いてゐる。

第十九 入魂手兩葉の事

第二十 かゝへなくしてよむまじき詞の事

第二十一 手兩をはしなくある事の

の題目がある。「かゝへ」といふのは、

つれなき事をはげしきといふ時は、嵐のかゝへなり。あると云時は海、古郷、駒などによせたり。ひたぶるといふ時は田につけていへり。つかのまとは時のまなり、芝、草、太刀などにかゝへ有べし。からきこは辛勞なり、多く埴によせてよめり。その外からきものたぐひによせてよむべきなり。

といつてゐるので、推量されるであらう。

奥書に

這一冊大藏卿二位法印玄旨(記者云、幽齋のこと)よりの傳也、雖<sup>レ</sup>然種々申さるゝ間、出仁葉のこらず相傳申候、一子ならでは御ゆるしあるまじく候、假令雖<sup>ニ</sup>千金<sup>ニ</sup>歌道無<sup>ニ</sup>執心<sup>ニ</sup>之輩<sup>不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>許<sup>レ</sup>之、可<sup>レ</sup>秘々々</sup>

元和八壬戌年八月十三日

亞槐 烏丸光廣在判

とあり、相傳之次第といふのもつけてあつて、姉小路殿代々から、龍本寺殿、源意、源政宣、源信秀、といふやうに傳へられた順序があげてある。



梅井道敏のてには網引綱にこの書について、

又、春樹顯秘抄とて世に行はるゝ一巻有、いかめしき奥書等もあれど、是又體にいかなる者の作せるともみえず、其書は詞とてにはを混雜して抄出す、尤信じがたし。

といつてゐる。

春樹顯秘抄は「出仁葉之大事」といふので、標題の下にこの名が小書してゐる。又「二條家秘傳 天爾波大事」といふ書があり、その内題には春樹顯秘抄とあるが、本文は顯秘抄よりは簡單で、抜萃かと思はれる。奥書に安政三年（二五二六）の日附があり、

染し 見し 散し などいふしは皆々過去のしなるべし、現在のしは皆々きと聲に通ふべし

などいふ説があるのは、後の添加であらう。寛文十三年（三三三三）刊行の歌道秘藏録に、「し」といふテニヲハに現在の過去のと二種あるといふ説は、既に見えてゐる。現在の「し」といふのは、今の形容詞の語尾のことである。歌道秘藏録は著者も、従つてその書かれた時代も不明であるが、内容は姉小路式をうけたものである。

かうしてテニヲハの研究は、姉小路式の増補といふ位で、それより外に足をふみ出すことなくして徳川時代に入つた。徳川時代では、まづ有賀長伯（元文二年—二三九七—歿。年七七）といふ歌人が春樹顯秘抄を増補して、春樹顯秘抄を書いた。これは題目もすつと増加して、第四十九までである。凡例に

一かゝへのかな、をさへのかなといふことあり、かかへは上にあり、をさへは下にあり、たとへばらんとをさへむとは、上にや・か・いく・いかになどうかひの文字にてかゝゆるをいふ。又上にこそとかゝゆれば、下にれ。

め・ねとをさへ、ぞとかゝゆればるとをさゆるたぐひなり。是はてにはごとにある名なり、仍前に記擧。

とある。「かかへ」の内容が顯秘抄のとは違つて來てゐる。上下の呼應に注意したのは姉小路式以來のことであるが、ここに至つて、「かゝへ・をさへ」抱へ・押へ」の名がついて、餘程はつきりとした感がある。

有賀長伯には「和歌八重垣」といふ和歌入門の爲の著がある。これは元禄十三年（二三六〇）に刊行された。うすい小本七冊、その第二冊の中に「てにをはの事」といふ項があつて説いてゐる。

〔や〕十五ヶ條

○くちあひのや 物二をいはんとて、中にやもじを入れてくちあひたる也。たとへば「花や紅葉」「月や花」「かづらぎやたかま」のたぐひ也。

○ねがひのや みせばやの類也

○ねがひすつるや やとねがひていひすてたる也。「みせばや」「しらせばや」「世をすぐさばや」の類也。

○よびいだすや 「みよしのや」をばつせや

○やすめたるや 是は詞のやすめにきたるばかりにて心なきや也。「さすや夕日」「ふるやあられ」「たつやけぶり」の類也。

○うたがひのや 是はつねにやとうたがひて、下にらんととむる類也。

○かたうたがひのや は大かた下に、らん・らし・けん・まし・かもなどのかゝへの字あり。かたうたがひのやは、やとうたがひてかゝへの字なし。たとへば



ちりぬれば匂ひばかりを梅花ありとやこゝに春風の吹

○かさねうたがひのや かたうたがひのやを二かさねたる也。たとへば

君やこし我や行けんおもほえず夢かうつゝかねてかやさめてか

○うたがひすつるや

白河の瀧のいとみまほしけれどみだりに人をよせじ物をや

○かへるや やこいひすてゝ心のかへるやあり、たとへば

ふくかぜと谷の水としなかりせばみ山がくれの花をみましや

○をしはかるや 「われなれや」「人なれや」「いとまあれや」の類也。なれやはなるや也。あれやはあるや也。

○めや かへりて治定するてにをは也。

○やは めやにおなじかへるてにをは也。又一種やはといひて則座にはかへらず、下までいひ下して心のかへる

有。

○や といひてやはにかよふあり。

○みや といひかけでにをはといふ。とひかけたる心也。是は大かた五句の終にあり。

なにはがた短きあしのふしの間もあはで此世を過してよとや

又句の中にあるは、とてやの心あり。

めづらしき人を見んとやしかもせぬ我下紐のとけ渡るらん。

これはやの部分の例である。解釋はこの例にも未だしき所が見えるが、かうして段々と分類がこまかになつて来たのを見る。この項の終りに

右てにをはの條々いづれもわたくしの今案にあらず、古來のをきてをもととして、其上に古歌の體例をあげず、

尤可爲「詠格」たゞし和歌のてにをはは格式ありて又格をはなる事おほし、猶口傳等かずおほしといへどもあ

らにはしるしがたし。仍これをもらす。

とある。即ち従來の説によるもので、長伯の新研究といふものはないのである。

以上は姉小路式を祖述したものであるが、之に對してとにかく一家の見を立てて説いてゐるものが、和歌八重垣以前にある。それは假名遣に於ても、定家假名遣として傳來したものを信仰的に受入れないで訂正を加へてゐる「一步」であつて、そこでも紹介した通り撰者は不明である。延寶四年(二二三三六)刊、テニヲハの説は上巻と中巻とに見え「手簡葉違」といふ題で、上巻の目次を示せば、

過去のにをはの事

現在のにをは、同詞の事

現在のしの通ひの事

現在のらんの事附るらんの事

未來のにをは、同詞の事

自のことばの事



他のことばの事

うたがひの詞、同てにをはの事

治定のてにをはの事

これだけ見ても姉小路式とは様子が違つてゐることが知られる。かうして時、自他、疑、治定等のテニハ違を正して、時や自他の呼應の誤を注意してゐるのは卓見である。

假名遣を記憶し易いやうに歌につづつて教へたものがあつたやうに、テニヲハの方にもさういふものがあつた。その中でも人口に膾炙してゐる

ぞるこそれ 思ひきやとは はりやらん

これぞ五ツの ままりなりける

といふのはいつ頃からあるものか、和歌童歌抄には、「此一首むかしより傳へ来る所にして誰の作といふ事もしらす」とある。この歌の説明を和歌童歌抄に聞けば、

ぞといへばるととまるをぞるといへるなり。雪ぞふりける、月ぞくもれる類也。こそといへばれととまるをこそれといふなり。名こそおしけれの類也。おもひきやといへば、とはととまるなり。はといへばりととまる、人はいふなり。秋は來にけり、のたぐひ也。月やすむらん、花やちるらんの類を、やらんとはよめる也。

といふのである。

和歌童歌抄は假名遣の方でも引いたが、江戸麻布の遁危子といふものので、寛政四年(二四一四)の刊行、テニヲ

ハと假名遣とに關する教へを三十一文字につづつたものである。ぞるこそれの歌は一通りのことで、ぞとあつても必ずしもるでとまるものばかりではない。こそ以下にあつても同様である。といふので五つの歌を新作して一々例をあげて説明してゐる。その歌は

ぞのうけはうの音きしと こそは又

えの音のかな しかしにとしれ

うたがひのうけはくぬむるきしそけん

らんのおさへにかさねうたがひ

やの字をば疑かなの上にをけ

下につかふはかの字なるべし

てにをはのとまりはかへる しは過去ぞ

きにかはるしは現在ぞかし

かは・やはは打返しみるかなながら

はを心なくそへたるもあり

【註】(1)「かさねうたがひとは疑詞をかさねていふなり

春霞たてるやいづこみよし野の吉野の山に雪はふりつ」と

と説明がある。



(2) 立てるやいづこ、ぬしや誰など疑問語の上はやで、いづくや、たれや等疑問語の下にはやといはぬといふこと。

(3) 「てと留りにと留る歌は、かならず上にかへる所あるなり。それを見わきまへぬ歌よみは、とまり句に字かずたらぬゆへにての字はの字などをたして七文字にする也。山はかすみて、花のさかりは、などいふても、ての字はの字のかへる所なし」と説明がある。今いふ「てにをは」は、てに・をはの四つだけをさしたのである。

次に寶曆十年(二四二〇)で出来た「氏暹乎波義慎抄」一巻がある。雀部信頼といふ人の著であるが、刊行せられなかつた。主としてテニヲハのととのへ、即ち係結びを説いたものである。説歌には古今集の歌があげてある。

按ずるに、この書の成りしは、てにをは紐鏡の發行の年明和九年に先だつこと十二年、説明の方法は紐鏡に及ばざれども、其説は優れたるものなきにあらず。をしむらくは撰者の事跡を詳にせず。

と國語學書目解題にある。

梶井道敏の「てには綱引綱」上下二巻は、明和七年(二四三〇)九月に刊行された。この書に注意すべきはテニヲハの概念が大分はつきりしてゐることである。即ち言語を實語と虚語とに分けるとしたら、テニヲハは後者に屬すべきものであるといふやうな考が出来てゐたらしい。下巻の「てには用意の事」の中に、

近代てにはの諸註に魂を入るてにはとて、「たゞ」猶「さへ」だに「など」「い」ぞ等を出せり。この説いかか。「さへ」だに はてにはにて、「唯」猶「など」「いと」ど は詞なるを、相混じて抄出せる、その理なきに似たり。かゝる杜撰なる書を秘傳なきいふ事、かたはらいなき事也。

といつてゐるのや、前に引いた春樹顯秘抄に對する言葉(これは序の中にある)。に、

其書は詞とてにはを混雜して抄出す。尤信じがたし。とあるのやで、いかなるものをテニヲハといふかに就て、はつきりした一家の見をもつてゐたことが推察される。そればかりでなく、テニヲハの中に大體現在いふ所の助詞と助動詞とを分けてゐるのである。それは上巻下巻の目録だけ見ても分ること、少し長いが目録全部を次にあげることにする。

上巻目録

- て にて とて して てしてん てぬ てへ
- に がに にし へ
- を しを 物を てを にを とを をに通ずるに にに通ずるを
- は ては には
- ぞ てぞ にぞ をぞ はぞ とぞ もぞ やぞ ぞは ぞも
- こそ
- と
- の
- も はも つも かも やも ても にも をも とも さへも だにも
- さへ さへは さへに さへや
- だに



○か かは  
 ○や ばや とや なれや あれや きや めや ましや てや にや をや もや やはよ

下巻目録

○けり ける けれ けんき  
 ○なり なる なれ 也けり  
 ○なん な  
 ○めり める めれ め  
 ○たり たる たれ  
 ○せり せる せん  
 ○らん  
 ○らし  
 ○べし べみ べき べく べら  
 ○まし  
 ○かし  
 ○ぬる ぬれ ぬ

○つる つれ つ

○つゝ

○哉

○てには用意の事

この書は、テニヲハの性質意義等の研究に力をそそいでゐる。今その説明の例をいくつかあげて見よう。  
 ては上を承て下を起す字也。詞の趣によりて軽重緩急あり。「生てよも」「かすみていにし」「ちりてつもれる等句  
 の中間に有は軽く、「山もかすみて」「いかにちぎりと」と句の末にあるは重し。

を<sup>コトハ</sup>は強く物を断字にて重し。句の中間に有も軽からず閉ゆ。「君を置てあだし心を我もたば(下略)

上に疑の字あればぞを<sup>コトハ</sup>のかへてよむべき事也

折<sup>古今</sup>つれば袖こそ匂へ梅の花ありとやここにうぐひすのなく

そはをして治定するてにはなれば、上の疑の心に應ぜず、鶯の鳴<sup>な</sup>にて疑の意を残せり。

こそぞと大體同じ。但ぞは急にしてこそは緩し。故にぞといへばけるとおさへ、こそぞといへばけれとおさゆる  
 歌多し。けるは急にしてければ緩なる也。



係結びについては次のやうな考である。

ぞは強くおしていふ字也、治定の心有。近代諸註にぞは五音第三音(ウクスツマ)にておさゆべし(云々)例今省略す。かくのごとくおさゆる事常の事也。又「庭をぞ見まし」「君ぞつかへむ」「ふもとを見てぞかへりにし」「春ぞすくなき」等その様定、がたし。私云、ぞは強くをすてにはなるが故に、おさへの字も治定の字ならでは義理相叶はざる也。しかるに五音第三音を以ておさゆるを秘説などいふ事は僻事なるべし。ぞといひはなしておさへのなき歌又あげてかぞふべからず。所詮一首の體によるべし。

こそについても、五音第四の音で留るといふを秘説だなどとしてゐるのは僻事だと攻撃してゐる。

道敏はこの後安永九年(二四四〇)に、「卿のすがき」甲乙二巻を著はした。甲の巻はてには綱引綱の補遺、ての巻は今いふ副詞・代名詞・接續詞・感歎詞等の研究である。これは文化十一年(二四七四)に刊行された。この二部を合せて「詞の秋草(四卷三册)と名づけた。

テニヲハ研究の上における二つの大立物は、何といつても富士谷成章のあゆひ抄と本居宣長の詞の玉の緒である。あゆひ抄は「おほむね」二册、本文五巻五册、合せて六册あり、安永二年(二四三三)に出来、同七年に刊行。富士谷成章口授、門人吉川彦富井上義胤筆受といふ形式である。あゆひといふのはテニヲハに成章がつけた名稱で、この人は、國語を分類して、名・裝・挿頭・脚結(ナ、マツ、カサシ、アユヒ)の四種としてゐるのである。名は今の名詞、裝は動詞と形容詞、挿頭は副詞感歎詞代名詞等がこれにあたる。(明和四年)二四二七に出来たかざし抄に、次のやうに例示してある。

かくしつゝ(挿)ともかくにも(挿)かくにも(挿)ながら(挿)へて(挿)君が(挿)やちよ(挿)にあふ(挿)よしも(挿)がな(挿)

いつとも(挿)月みぬ(挿)秋は(挿)なき(挿)ものを(挿)わきて(挿)こよひ(挿)のめ(挿)づらし(挿)き哉(挿)

かうして國語を四種に分けて、夫々について研究してゐるのは、當時にあつてはすぐれた見識であるといはねばならぬ。成章はまた言葉の時代的變遷を見ゐる。

師曰(今云、門人が成章ノ言葉トシテ記スナリ)凡歌の詞、中むかしは上つよをうしなひ、中ごろは中むかしにたがひゆき、近むかしよりはことに心得たがへることのみぞおほき。かく時にしたがひてやう／＼よみなりたるけじめをも、其條々にすこしづつさだめとけり。いにしへのたがひめにはあらで、そのよみ人によりてひがよみしたるばかりのことをばとりたてゝいはず。此抄ひとへにもとをあきらめむのころにて、末をおさふるにいとまあらねばなり。(あゆひ抄おほむね)

その時代の區別については次のやうにのべてゐる。

開闢より光仁天皇の御世までをおしなべて上つよといふ其後より花山院御世まで二百五年を中むかしといふ。後白川院御世まで百七十二年を中ごろといふ。四條院御世まで八十四年を近むかしといふ。後花園院御世まで二百二十二年ををとつよといふ。其のちを今の世とす。(あゆひ抄おほむね)

この六時代を六運といつてゐる。

あゆひ抄は、脚結を五部に大別して、屬・家・倫・身・隊としてゐる。それについて、おほむねの中に次のやうな説明がある。



たぐひはその心をとりにすべたり、家はそのたぐひをえらびてあつめたり、此二まきのあゆひはたぐひに名をもろくべきかぎり也。ともは其ことわりをもてよせたり、身は其立(1)むすべきをたとへたり、つらは此ふたつに似て立(1)むざるをつらねたり。この三まきは名をうくべからぬかぎりなり。

【註】(1)今活用さいふのに近い意味。成章の説明は次の如くである。

「たぢのぢきふしなばる 世にいふ同音相通同内相通也。あぬき(今云ア列。以下同様)をたつといひ、いぬきをおくといひ、うぬきをぬる、えぬきふす、おぬきをなばるといふ。たゞ立居とも起ふしともいふは相通のこゝろなり。これを用る時、たてふせずおこすなどいふ。」

さてその五部に分けた脚結は次の如く細別される。

- 五 屬 咏 疑 願 誂 禁
- 十九家 會 乎 波 毛 仁 止 志 乃 邊 良 能美 陶爾 余利 那牟 暮登
- 毛天 加保 (事ありがほ あるじがほ 等ノがほ) 那加良 加天良
- 六 倫 可 不 將 有 (あり・り・た) 去 (ぬ) 來 (けり)
- 十二身 氏 之 咩利 那利 由久 阿不 也留 加奴 被 令 爲 如
- 八 隊 美 久 介 加之 奈倍 母乃 八多 加天

かうしてその一々のあらゆる場合を考へ、主として三代集に(得られぬ時は十三代集または諸家の集に)例歌を求め、またそれぞれ里言(即ち口語)をあてて解釋し、詳細に研究してゐるのである。次に最初の五屬第一の咏屬中、「や」の

部を抄出してその一斑をうかがはうと思ふ。

何や

うたがひや、あつら、やは其屬々に出す

四例〇第一 冠のやといふ。(中略)上世にはかぶりといふものをかならずかぶらるもゆくりなくきこえさせじがため也。やとながむることかぶりにおほく、ことにかみの五言におほし。上世

のミとをば今はす、中昔には、古今に、「大原やをしほの山」すが原やふしみのさと「おしてるやなにはのみつ」「みまさかやくめのさら山などよみ、又「あふみのやかとみの山ともよめり。(中略)さて五言にたらねばこともじをいれずしてやとながめておける也。里にいはい只のといふ心也。(中略)上世中昔にはかくながむるよりほかの心なくて、やもじをへだてておもひかけぬ事をばよまさりけり。但拾遺に「かつらぎやわれやはくめのはしつくりといふ歌あり。又重之集に「きさがたやなぎさにたちてみわたせばなどよめるぞ、すこし上つよには事たがひたれど、さすがに中ごろより後のさまにはあらず。このち後拾遺に「さかき葉やゆふしでかけしそのかみに「ゆふしでやしげき木間をもる月の「道しばやおどろのかみにならされてなど見えたるをはじめとして、近昔にいたりては新古今などにかぞへもあへずおほくて、「みしま江や霜もまだひぬ「あふさかや梢の花を「朝きりやたつたの山の「むさし野やゆけども秋の「さむしろや待よの秋の「にほのうみや月の光「松しまやしほくむあまなどあまたみえたり。みな上つ世のよみやうに似ていさゝかかはれり。(中略) 又七言にありては、上代の「さくやこの花をおやとして、古今に「なくやさ月「さすや岡べ、後の世に「やくやもしほの「うつや夜ふかくなどよめるたぐひ、みな同じ心得也。くつろげてながめたるやなり。里せずともありなむ。

〇第二 狀のやといふ。(1)狀をうけたり、三標あり、一は志狀のすゑをうく、二は志狀のもと、鋪 一「うしや「つらしやの



類、里「ことやの」と云ふ。二「はかなや」「こひしやの類、三「おもしろのよや」「かなしの宮の山かぜやの類、いづれも里「や」といふ。(下略)

○第三「中のや」といふ。上下に名を「里同、心えては下に別に「何やかや」とくはへて見べし。但中ごろの歌にのみ見えたり。このましからぬ詞也。文にもおほし。(例歌二、今一ヲアグ) 風に なにさなく花やもみぢ。をみるほどに春と秋とはいくめぐりしつ。

○第四「末のや」といふ。脚をう「はやをや」の類、里「い」といふ。 君がすむやどのこすをゆくくとかくるゝまでにかへりみしはや(下略)

【註】(1)次の例で推量されるだらうが、<sup>イ</sup>状は形容詞、<sup>シヤ</sup>志状(芝も同じ)はク活、<sup>シヤ</sup>鋪状(鋪も同じ)はシク活、末は終止形の語尾、本はこの場合は語幹である。

(2)例歌にはかうして部分々に里言をあてた。ここは「や」が「イノ」となるのであるから、「みしはいの」即ち見たワイノとなる譯である。

かく用法の時代的變遷に注意したり、承接のしかたをしらべたりしてゐる所、この一部分だけの抄出でも、その研究法が従來のものとは雲泥の差であることが認められるであらう。惜むべき一つの缺點は、今までに示した例でも知られるごとく、その術語がいかにも耳遠くて、殊に語學のあまり進んでゐない時代にあつて、初學入門の者にさまたげをなしたことである。宜長の玉の緒には後繼者が頗る多かつたのに、脚結抄の後繼者が極めて少なかつたのは、他にも理由があらうが、この點もその一つに數へらるべきものである。

本居宜長のテニヲハ研究は、有名な「詞の玉緒」八巻にあらはれてゐる。これは安永八年(二四三九)十二月に出来たもので、前著「紐鏡」の説明みたやうなものである。總論の中にも、

てにをはのとよのへは、その本末をかなへあはせて、いにしへのさだまりをあやまたぬをなんむねとはすめればおのれさきに紐鏡といふものを作り出で、三條の大綱を張わたして、此さだまりのかぎりをあらはしたりき。そはやがて此書の目録のやうにて、てにをはの大むねにしあれば、此ふみを考へんには、つねにかのひも鏡をかたはらにひろげおきてあひてらし見べきなり。

といつてゐる。紐鏡は明和八年(二四三一)に出来た一枚の圖で、係結びを示したものである。係詞を三種として、右に「はも徒」中に「ぞのや何」左に「こそ」をあげ、この係詞によつて、結び方が異なる様を、夫々の下に四十三段にわけて示してゐる。玉緒の總論に、

紐鏡の三條の大綱とは、右(は)(も)(徒)徒とははもぞのや何こそなどの結び一條、中(ぞ)(の)(や)(何)いかにいくな同)の結び一條、左(こそ)の結び一條、此三條にして、これなんてにをはの大旨なりける。結びとは言のとちめをいふ。さるは一首のとちめのみにもあらず、いづれの句にまれ、語の切るゝ所は皆そのとちめにて、上におけるてにをはの結びなり。

と説明がある。

詞の玉緒の内容は大體次の如くである。

一の卷 總論



三轉證歌

二の卷

とまりより上へかへるてにをは  
重なるてにをは

變格

本歌にゆづる格

てにをは不調歌

一本にてにをはを寫し誤れる歌

三の卷

は・ば・も・ぞの・が・について

四の卷

ゆ・か・何について

五の卷

こそ・と・ど・を・に・て・で・な・み・よ・ね・し・らく・まく・けく・かしについて

六の卷

むすびことば

七の卷

古風部

文章の部

三轉といふのは紐鏡に示した三條の大綱で、「上のてにをはにひかれて、一ツ言の三くさにうつりかはるをいふ也。けりけるけれ・なりなるなれなどの如し。」と總論に説明がある。三轉證歌は三轉の證たるべき歌を集めたもので、その採集の範圍については、終りに、

上の件りの段々、又これより次々にも、すべて此書の中に引出る證歌は、いづれもまづ古今集也。さては後撰拾遺よりつき新古今まで、勅撰の集をむねとこれり。さるはわたくしの集共などは、ふるきもなほみだりなる歌のおほきを、撰集はこよなく正しければ也。其外たらざるところは、萬葉六帖をはじめ物語のたぐひ家々の集などにも及べり。撰集も新勅撰よりこなたは、八代集に入れる人のふるき歌をとりて、その後の人のをはをさく／＼とらず。そも／＼かく時をかぎれるはいかにといふに、大かた歌のさまは八代集にてよるづそなはりて、たらはぬところしなれば、しばらくこれをかぎりとはせるなり。又よ上の撰集の中に、萬葉よりえらばれたる歌どもは、大かた耳どほき詞つきなるをば、なだらかになほすとは中々にてにをはのととのへをあやまり、あるは訓の誤れるをそのまゝにとりなどせられたるほどに、ひがごとのみおほければ、すべてとらず。

と斷つてゐる。而して萬葉集等における特別な例は、古風の部として七の卷にとき、古今集の序、歌の詞書、土佐日記、伊勢物語、源氏物語等におけるものを、文章の部に出した。

宜長は終止形と連體形とは意識してゐた。玉緒の總論に、

すべての詞づかひに、切るゝところとつゞく所とのけぢめあることを、まづわきまへおくべし。是を上の件にいへる(ぬ)(つ)(る)(と)ぬる(つ)(る)(と)の例にていはば、「花さきぬ」鶯なきつ「もみち葉ながる」などといふたぐひの(ぬ)(つ)(る)は切るゝ辭也。これる「櫻花散ぬる風の云々」鶯の鳴つる枝を云々「もみちばのながるゝ川に云々」などといふ時は、「散ぬる風」なきつる枝「ながるゝ川」とやうに下へつゞけば、「ぬる(つ)(る)(と)」などはずゞく辭也。かくて此の切るゝ辭は、こと／＼紐鏡の右行の段々にあり。つゞく辭は中行の段々にある



也。

又、

かゝればすべて(は)(も)(徒)のむすびは、ひも鏡の右。行にて、切るゝ辭、(ぞ)(の)や(何)の結びは、中の行にて、つねにはつゞく辭と心得るときは、よろづのてにをはたがふことなし。

といつて見わけ方を説明してゐるが、この方については、

次の左の行の(こそ)の結びは大かたまぎるゝことなし。

といつてゐるだけで、ここに對する結びの形については別に調査がない。宜長には活用の研究として、「御國詞活用抄」の著があるが、それも唯、變化を示し語例をあげてゐるだけである。玉緒四の卷に「や」と「か」の差をのべてすべて語のとちめにおきて切るゝかの上は、つゞく格の辭より受る定まり也。又やの部にいへる如く、切るゝやの上は、切るゝ格の辭より受る定まり也。これやとかとの格のかはり也。一二例をいはず、切るゝやは「ありや」「なしや」といひ、かは「あるか」「なきか」といふ。又切るゝやは「見ゆや」「きこゆや」といひ、かは「見ゆるか」「聞ゆるか」といふ。いづれの言も皆これらの格也。

といつてゐるやうに、承接についての研究が全くないではないが、それはかく必要に迫られた場合だけで、従つて成章のあゆみ抄が箇々のあゆみについて常にそれを注意してゐるのとは、雲泥の相違である。もとより玉緒の方は、三轉の法則を證することに急であつたから、さういふテニヲハの承接などのことは、研究されてゐなくても止むを得ないとしても、もしその方面も深く研究が出来てゐたら、ここに對する結びの言葉を見出す方法も明言し得たであら

うし、テニヲハそのものの研究も、別なものが出来たであらうにと惜む次第である。玉の緒ばかりでなく一般に宜長の研究に、廣いことは廣いが、その割合に深くないのが遺憾であるといはれてゐる。

更にいへば、當時のテニヲハ研究が和歌中心であつたため、宜長の例も文章については七の卷に一寸あるだけで、他は悉く和歌であるのも遺憾である。それも萬葉はとり分けてしらすべ、後世との差異を示してくれてゐるが、八代集以後は、すてゝかへりみない。實用的の文法を多くといふ立場にあるなら、それでもよいが、言語研究としては、それらも棄てずにおいて、歴史的變遷のあとを示してほしかつたのである。然しかくいふことは、古人に對して望み過ぎるといふものであらう。とにかく「ぞ」に對してはウ列の音で結ぶとか、「こそ」に對してはエ列の音で結ぶとか、大體の所は相當早くから注意せられてゐたものの、「ぞ」に對して「き」で結ぶ場合(形容詞のとき)もあれば、「し」で結ぶ場合(助動詞のとき)もあるといふことがあつたり、旁々「所詮一首の體によるべし」といひ去つた樽井道敏のやうな人も出たのであるから、宜長が豊富な材料の上に歸納的研究を行つて、係結の呼應を法則として確定したのは、何といつても大きな功績でなければならぬ。

かくて詞の玉緒は學界に影響したと頗る大きく、その後も崇拜せられて、玉緒家と呼ばれた人々も出たほどであつた。そして玉緒は種々な人によつて或は増補せられ、或は誤を正され、或は註解せられた。それらを保科氏がその國語學史に列擧せられてゐるのをかりて示せば、

詞の八千種

寛政十年十一月板

珠阿彌

てにをは賤の緒環

文政二年成

牛尾養菴



助辭本義一覽	天保六年十一月成	橋守部
詞の緒環	天保九年刊	林園雄
玉緒線分	天保十二年刊	東條義門
玉緒末分櫛	天保十四年九月成	長野義言
詞の玉緒補遺	嘉永五年成	中島廣足
詞の玉緒延約	刊本	幻裡處
詞の玉緒縁接	寫本	八木立禮
詞の玉緒解繩	寫本	鬼島廣蔭
玉緒磋商添	慶應四年成	中村尙輔
詞の玉緒攷	明治三年成	岡本保孝
詞の玉緒顔註	明治十七年成	權田直助
詞玉緒變格辨	明治十四成	黒川眞頼 三川葆光
俳諧天爾波抄	六卷刊本	富士谷御杖
脚結抄翼	卷數未詳 寫本	同上
脚結抄小鈴	寫本 寫本	福田美彦

之に對して、富士谷成章のあゆひ抄を承けた著書はといふと、これも保科氏があげてをられる如く、

等の數種に過ぎない。何がこのちがひを起したか。これについては、前にのべた、あゆひ抄京の術語がむづかしいこととの外に、成章は京都に住んで堂上家の束縛を受けてゐたこと、四十一二歳で歿し、門人も少く名聲が旺でなかつたこと、これに對して宣長は伊勢に居つて自由に研究の發表が出来たこと、七十二歳の長壽を保つて、門人頗る多く名聲が非常に高かつたこと等があげられるのであるが、さもあるべく思はれる。

次には宣長の紐鏡と詞の玉緒とを承けた著書の若干について述べてこの章を終らうと思ふ。

「詞のやちくさ」は上中下三冊、巻は分けてなく丁數は通じてつけてある。見かへしに「梅の屋翁著」とあり、

この書は鈴の屋の大人えらび給へる玉の緒によりてうめの屋の翁うひ學びのためにとて、その要をとりてときあきらめたま〜大人のもらし給へるをばかうがへくはへられつ。

といふ書肆の言葉がある。自序があつてその終りには、「珠阿彌しるす」とある。保科氏によれば寛政十年(二四五八)十一月の刊行であるが、この書には自序にも日付がないし、終りにも刊行年月が記してない。「おほむね」に、

らんとけりとの差別をだにわかまへぬをさなき初學のともがらは、詞の末も一言にいへらば心得ることの安からんかと詞の末を一言にいはずるものなり。

といつて、紐鏡が四十三段に示してゐる結び詞をまとめて次にやうに示してゐる。

詞ノ本末

脚結抄考	寫一 本卷	保田光則
脚結抄増補	寫二 本卷	同上



本  
そ

くすつ すぬふむんる 現在き 過去し まし らし

本  
や

本  
何

本  
は

くすつ すぬふむんゆるり 過去き 現在し まし らし

徒

本  
こそ ま けせてねへめれ 現在き 過去し かましか まし かし

これは、ぞに對してはウ列の音で、こそに對してはエ列の音で結ぶといふのに、いくらも違はないやうである。要するに著者も斷つてゐる通り、初學のためのものである。かうして本論では、「ぞの部」から「こそ部」まで、著者のいふ詞の本を見出しとして、夫々の結び即ち詞の末を、例歌をあげて示してゐる。その次に、「かなの部」「つゝの部」「上へかへるてにをは」「五十韻」等の説がある。五十韻の假名返しの方法を説いてゐる。この著書はあゆみ抄も参考してゐて、「ぞ」と「こそ」との差は、石と玉のまじつてゐるのをさして、それぞ玉なるといひ、その玉を手にとつ

て、これこそ玉なれといふほどの差であると説き、自ら、「脚結抄のおもむき也」と斷つてゐる。

享和四年（二四六四）正月に板になつた「ひも鏡うつし詞」は、宣長の門人市岡孟彦の著であるが、序に、

てにをはひもかゞみてふ書の、三すぢの大綱を、こたみ綴本にひき直して下に俗語をそへてかくなん。といつてゐる通り、宣長の紐鏡は一枚の圖であることを、本の形にひき直したもので、小形なうすい本である。内容は俗語を添へただけのちがひで、

うしはウイ、うれはリレンシイありきはアツタ、くはしく俗言にうつす時は何れもかゝる類ひなれども、詞ごととにさとくくうつしてはいとくだくしく見ゆめれば、事の意ははぶきて、とぢめの辭にのみ俗言をそふる也。と斷つてゐる通り、語尾又は助動詞だけにあたる俗語を附したのである。

右の二つは何れも童蒙の爲に玉緒又は紐鏡をやはらげたといふやうなものであるが、「てにをはしづのをだまき」はそれと違つて、玉緒を逐一批評したものである。序の終りに、

我おもふふし／＼ひとつふたつかいつけて、それが名を倭文草環と名づくる事は玉の緒によりしみだれをときわけて

またくりかへすしづのをだまき

文政己卯の冬

牛尾養菴しるす

とあるので、その意氣込が想像せられるであらう。文政己卯は二年（二四七九）である。この人の意見では要するに詞の玉緒は係結びの事實だけを示してあるだけで、何故さうあらねばならぬかといふことが説いてないからいけないと



いふのである。はじめに玉緒の總論をあげて一々批評してゐる中に、

詞づかひに切るゝ所とつゞく所とのけちめ有事、まことにわきまへしらすんばあるべからず。何ゆゑにぬ・つ・る・は切るゝ。ぬる・つる・るる・はつゞくといふ、そのことわりを知べし。又切るゝ所と同じき詞あり。これ又何故に切るゝとつゞくと同じ詞なる事知べし。さなくては、いたづらに切るゝとつゞくとのみいひてはそのことわりさだかならず。又何故には・もは切るゝ詞にてむすび、ぞ・やはつゞく詞にて結ぶといふ事、そのしからずはえあらぬことわりをいはずは、その心得がたかるべし。只切るゝとつゞくとのみにては、かうがへいまだいたらざるに似たり。

といひ、又、

上の件のさまどもをよく明らめ、三轉の體歌ことごとくあげられたるを見るときも、しからずはあらぬことわりをときしめざれば、誰もこころもとなきふしなからんやは。此大綱の三條の外にもてにをはの心得べき猶おほかり。これをもて衆人の目をおほはんとせば、いみじき此道の罪人ならんかし。

といつてゐるのも察せられよう。では彼自身はそのことわりを如何に解釋してゐるかといふに、例へば「は」については、

我内にのきてもちたるのくらゐとす。それはこれはなといふが如し。我内のきてもちたる其大段にいふ詞なり。よつてその結びは人にその落着をさししめす道理なる故に、必たしかに治定すべし。

「ぞ」については、

しかなりゆくまゝのすぢを、それがうへにあはせなしていふの義とす。故にその物のすぢあひをかたるに、外はともかくもあれ、これぞかくあるといふ氣味なり。よつてぞとおさへたるは、そこにかへる意なるゆゑに、今一ッ入こみてうらてにもち、又は我心あたりにする實體の詞をもてむすぶべし。

「こそ」については、

我心あたりにするすぢを引わけて、その成ゆきのままにさしいふ詞なり。一ッ通りのすぢとは引わけて、わが心あたりのこのすぢはと、そのゆきかたを心えさす意なる故に、そのむすびも正面をばはづしも一ッはたらかせてけてねへめれにてうくるなり。

といつてゐる。かくて、

概していへば、はもはもとつゞく詞なる故に切る詞にてむすび、ぞやは切るゝ詞なるゆゑにつゞく詞にてむすぶなり。こそは正常をばづして一ッかまへ別にもつ詞なる故に將來にはたらかせてむすぶと知べし。

といつてゐる。著者はよく分つて、ことわりさだかなつてもりであらうが、その説く所は了解にくるしむ。

東條義門の著にかゝるものでは、「てにをは友かゞみ」玉の緒線分」などがある。「てにをは友かゞみ」は、紐鏡を訂正したもので、やはり一枚の圖表である。紐鏡は三轉四十三段であるのに對して、これは五轉五十二段としてゐる。その五轉の夫々に、將然言・連用言・截斷言・連辭言・已然言といふ名稱を與へたのも大進歩である。五轉の外に「使令」といふのがあつたが、これは後に和語説、略圖において希求言と改められた。和語説略圖は友鏡を簡單にしたやうなもので、名稱については、







あかしがたゑじまをかけてみわたせば霞のうへも。おきつしらなみ。<sup>○オキツ</sup>  
といふ歌では「もの下に同じ」と云意の含めるも、もの言に本相並兼る意ある故也。結局になりやと含めるはもの言の  
餘勢也」といふことになつて、これを玉緒が「動かぬ言にてむすぶも」だといつてゐるのは賛成出来ないといふので  
ある。

かういふ語源説にどこまで眞理が含まれてゐるかは疑問である。下巻で、紐鏡第二段ししきしけれ（形容詞シク活  
の語尾である）を説明して、

此しはしきの未定辭、しきは萬葉に重波とも、磯こす波の重々爾とも、五百重波千重しくとも、千重浪し  
きにとよみ、又中古の歌に、風の吹しくなどよみて類の字を當たるなども、本同語にて、此等の重類などのし  
くに同じ強くいひ勵す辭なる事は、萬葉に痛と通はして戀痛とも戀重ともよめるにしてしるし。さればうれしき  
は喜重、たのしきは樂重、こひしきは戀重、かなしきは哀重といはんが如きなり。

といひ、同第三段のきししかを説明して、

此きは既の義也、ありきは在既、見きは見既、ききは聞既、しりきは知既の意にて、即在既、見既、聞既、知  
既といはんほどの心ばへなり。中段のしは去の義也。しと約る去の意をしと云言の例を二二はば、いにしへも  
往去經、むかしも向去也。……西も日往去の上略也。死も去往なり。退も去避の義也。此等に合せて心得べ  
し。……下段のしかのかは、上に既のきの通音にて活らける也。

といつてゐるやうなのは、どう見ても無理な説明であらう。

この書が玉緒に對してなした批評の主なものといへば、變格に對する説であらう。宣長はぞ・の・や・何等の係が  
なくてぬる・つる・なる・ける・せる・るる・ぬぬ・し過去などで結んだ歌を變格として一括してゐるが、それにつ  
て、

其條に出せる歌どもは、皆結句の下にかな・よなどの歎息を含めたるにて、其歌の上よりの勢ひ必ず然らず  
は叶ひがたきかゝりなれば、然か留るも又猶てにをはの定りなるを。變格などいひて傍になさば。初學の輩然か  
留るをば正格にはあらじと思ひて、かのぬるゝがほなる。と留べきをぬるゝがほなりと留、おもはざりける。  
と留べきをばおもはざりけりなど留なば、却てひが事引出べき媒ともならんにや。

といつて變格とすることを不可とし、又宣長が「又一くさ」として集めてゐる「なになり」といふ結び方に對しては

こひしきにおもひこめつゝあるものを人にしらるゝなみだ。なになり。<sup>○ハマア我身ノ</sup>  
さだめなくきえかへりつる露よりも。空だのめする君は。なになり。<sup>○ヤ</sup>

是等玉の緒にはなにを置てりと留たるにいたく驚きて、然云所由まではおもひはからざりし也。……さらば其  
疑の詞をいかなる故にてなりとは結ぶぞと云フに、其歌ども一首のかゝり、なにと疑たる方は軽く、歎息の  
意の方はいと重かるより、重き方に牽れて結句の下に其歎きをきかせんとてのわざなるぞかし。

さいひ、「——やなになり」といふ結びは「なになる」とある本もあるがなほなりとするを正しとすべく、一の變格で  
あるといふ宣長の説に對して、それらは結句の下に「らん」をいひ残したのであるから「なになる」とある方が正し  
いのであると主張してゐる。



守部には又「てにをは童訓」といふ著書がある。天保十五年十一月の序があつて、それに、

近き世には、てにをはをしへたる書あまたあれど、ひらきて見てもさとりがたきは、たゞ此とゞのひになん。さるはおひすがひてくはしき書らもいできつれど、くはしければまどふとか、うひまなびの輩いよますくまどふあり。かれ今いとをさなくなしてさとし見ばやとて、紐鏡に世のいやしきさとび言をうつしそへてこゝろみむとて、かたはらにかた假名もてかきそへつ。

とあるので、著書の目的と内容とが推測せられる。これは助辭本義一覽と共に、橘守部全集第十二に收められてゐる。

長野義言の玉の緒末分櫛は三卷ある。天保十四年(二五〇三)に出来、弘化二年(二五〇五)に刊行。凡例に、

この書は、すべて詞の玉の緒に出されたる辭を、かれひとつこれひとつとのへて、ならむかぎりはみじかくちゞめ、又あるはいはでかなはぬ處には詞をてへもして、かれとこれとにときわきたれば云々

とある。玉緒とは説述の方法をかへたり、分類法をかへたりしてゐる。又春庭の詞八箇などに考へ合せて、承接の上から、未然言・續用言・切止言・續體言・已然言をうけるものを類別して説明してゐる。

源氏物語評釋の著者萩原廣道には、「てにをは係辭辨」の著がある。弘化三年(二五〇六)二月十二日附で西田直養といふ人の序がある。書名については

係辭とは、先師本居翁の考へ著されたる詞理論またてにをは紐鏡の圖などに、上より係りゆくてにをはを三條に分ちて、右ノ行はも徒、中ノ行ぞのや何、左ノ行こそと舉られたる類を、今かりにかく名付たるなり。さるは

係辭とつゞきたる文字は、漢籍どもにありやなしや、大かたは有まじけれども、これらの辭どもを概めて何といふべきやうもおぼえねば、ただかかりことばといふ意までに書出たるのみなり。辨とは、右の係辭どものわかちさま、なほいかにぞやおぼゆるふしもあれば、暫く改めて右をばすべて徒とし、中をばぞやかとしてのと何とを除きたるよしをわきまへいふたり。左のこそは紛はしからねば論なし。

といつてゐるので、内容までもは知りうる。はもをどうして係辭から除いたか、彼はいふ、

さて先彼三轉の右ノ行を徒として舉られたる中より、はもの二つを別にぬき出されたるは、徒の中にはもは殊に多くて著き辭なればなるべし。然はあれどの其ノ餘、てにをはのばどでよりまでへなどもまたおのゝ應きて結ぶ處へかゝれば、はもばかりをとり出べきにはあらざるが如し。されば今は右ノ行をばおしなべて徒としたり。そのうへ徒とはそのや何こそその外なる辭どもを名くるよし瓊論にいはれて、なべては平語なるを、切るゝと續くの差によりて、彼ノぞのや何こそ等に對へ見る時のみ、其格あるがごとくにて、さして紛はしきふしもなければ、強ては其ノ格なくともありぬべし。されどなほはもの外てにをはのばどで等の結びにも右ノ行の格あることは、今はじめていひ出ることにて、猶疑へしく思ふ人もあるべければ、證歌どもをかたはしづつひき出てこゝに

しるす。

かくのべて、その證としてあぐる所は、  
立田川もみちみだれて ながるめり……………  
かきくらす心のやみに までひにき……………



……わがぬれぎぬはほせど かはかず

の如きものである。つまりは、も以外に、これらのテニヲハも結びを支配するのであるから、一括して徒といふといふのである。彼は、「徒とはぞの・や・何・こそ。の外なる辭どもを名くるよし瓊論にいはれて」といつてゐるが、宣長の玉緒には、「徒とはは・も・ぞの・や・何・こそなどいふ辭のなきを今かりにかくいふ也」とあるのである。廣道は宣長の言葉を正しく解したとはいひ難いであらう。

宣長が「ぞのや何」としてゐるのを、のと何とを除いてかを入れた點は、すぐれた見解であつて、現在でも認められてゐる。彼は宣長がの結びであるとした例はすべて、「いひさして意を含め残したる略語の格にて、全く結び終りたるものとは見えす」といひ何の方については、

何等とかと重なる時は、かならずかを語の下におく例なれば、結びの脉は上のかより受べきこと、さしあたる理なり。然るをいかにして考へ混へられけん悉く何等の結びとしてかカの係辭をばやヤに屬たるごとく傍カマにせられたるより、此ノ件のことどもはいみじくしひごとにはなれるなり。さてまた何等と結辭との間にかもしなきは、なほその結辭にても意盡コトコトすして治定せざる歌どもなり。されば決ツツく何等の結びとは定めがたし。

と説いてゐる。かうして「略語の格」を説き、何を係辭から除いたので、玉緒に變格としてあげた所は、右にいへるいひさして残る意をふくめたる略語の格と、何等の下をつねのごとく結びたるとのみにて、別に變りたる格なるにはあらず。

といふことになる。この變格に對する説明は、守部もしてゐることは前にのべた。その何なり等についての説は、守部は何を係辭と見てゐるので、廣道の説には及ばないといはねばならぬ。なほ明治に至つて黒川眞頼の説に基いて三田葆光といふ人のものした「玉乃緒變格辨」一冊がある。明治十四年に出来たものであるが、出版は明治十六年になつた。今黒川眞頼全集第六に收められてゐる。徒ツやツの何等には軽い場合と重い場合とあつて、軽い方の時は普通に結び、重い方の時は連體形で結ぶので、別に變格ではないといふ説である。

黒川眞頼大人のいへらく、これは變格にはあらず、もとより定まれる一つの格なり。(中略)徒は紐鏡にはもぞのや何のかゝりのなきを、かりに徒と名目をつけられしなれば、輕きにも重きにもつかざるものなり。また何もそれとさしたるものもなきほどの言葉なれば、これもまた輕きにも重きにも、一方にはかたよらざるなり。されば徒と何とは、もと輕重の二種ありて、そのつかひさまによりて重くも輕くもなれば、輕くいはむときはかるき方に結び、重くいはむときは重き方にむすぶぞ、古よりの定まれる格にはありけるといはれき。

「中島廣足」の詞玉緒補遺は六冊ある。嘉永五年(二五二)七月に出来、同年十月の源敦定の序、安政二年の鈴木重胤の序、同五年の西田秋實の序同年十二年の島重道の跋等をそへて刊行せられてゐる。「おほむね」に記すところによれば、最初に書集めた草稿は大部なものであつたが、義門の繰分、義言の末分、榊廣道の係辭辨などが出て、玉緒については今さらいふべき節もなくなつたが、なほいひ残されたことがないでもなく、自分の擧げた證歌も多くあるので、うちすてもおかれずして書いたものだといふ。で、證歌などもそれらの書にあげられたものは皆省いて、他のをあげたといふ。

この入のテニヲハ研究に對する意見は、同じく「おほむね」の中に記されてゐる所によつて知られる。